

# 官報

平成二十三年四月十五日

に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

○ 第百七十七回 參議院會議錄第十号

平成二十三年四月十五日(金曜日)

○議事日程 第十号

平成二十三年四月十五日

第一 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(第百七十六回国会内閣提出衆

## 第二 特許法等の一部を改正する法律案(内閣 案)

第三 不正龍

## 第四 裁判所職員定員法の一部を改正する法律 昭和二年四月一日施行、支義七三〇

第五 森林法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院交付)

## 第六 お茶の振興に関する法律案(衆議院提出)

(第一百七十四回国会内閣提出、第一百七十六回  
国会衆議院美村)

## 第八 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する

法律案（内閣提出、衆議院送付）

平成二十三年四月十五日 参議院会議録第10号

○議長(西岡武夫君)　この際、お諮りいたしま  
す。

鈴木政二君外十四名発議に係る東日本大震災に

あわせて、被災地の困難な状況の中、救援・復旧、被災者の方々への支援などに懸命に取り組んでおられる地方自治体、警察、消防、自衛隊、民間ボランティアなどの方々に対し心より敬意と感謝を表します。

する決議案  
去る三月十一日に発生した巨大地震と大津波により、東北、関東地方を中心に、多数の尊い人命が失われ、多数の負傷者が生じるとともに、生戻・土木工事の復旧、貢助・刀剣販売の員

○議長(西岡武夫君) 御異議ないと認めます。  
君 よつて、本決議案を議題といたします。  
まず、発議者の趣旨説明を求めます。鈴木政二

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔鈴木政二君登壇、拍手〕

（金）政二春　たかい。話題とかいきましたが、党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党、日本共産党、さらばげん日本・新党改革、社

民主党・護憲連合、国民新党の各派及び各派に属しない議員の方々の共同提案による東日本大震災

居たかい議員の立派な御挨拶に何より東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議案につきまして、発議者を代表して、是案の趣旨を御説明申します。

説明ご先立つ、二の度の東日本大震災によつて  
発言の趣旨を御詫由申し上げます。

詰申し候。この度の東日本大震災に際して、多くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族に対する衷心より哀悼の意を表します。

す。また、負傷された方々、被災された方々に対

し心より、お見舞いを申し上げます。





○議長(西岡武夫君) 日程第五 森林法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 お茶の振興に関する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長主濱了君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○主濱了君登壇、拍手)

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、森林法の一部を改正する法律案は、森林の有する公益的機能を十全に發揮させるため、森林所有者等が作成する計画について認定要件を追加するとともに、早急に間伐等を実施する必要がある森林の整備を図るための措置の充実や、森林施業に必要な路網を設置する際の他人の土地への使用権の設定手続の見直し等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきましては、新たに森林の土地の所有者となつた者はその旨を市町村長に届け出ること、地方公共団体は保有する森林所有者等に関する情報について、利用目的以外の目的のため内部で利用することができること等の修正が行われました。

委員会におきましては、政府及び衆議院修正案提出者に対し、森林施業に必要な土地使用権の設定手続及び施業代行制度を見直す必要性、森林所有者等に関する情報について行政内部での情報共

有の促進、外国資本による森林買収への対応、東日本大震災に伴う仮設住宅建設に必要な国産材の供給確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

次に、お茶の振興に関する法律案は、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長山田正彦君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数  
二百三十六  
反対  
賛成  
二百三十六 ○

よつて、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたしました。

兩案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(西岡武夫君) これより両案を一括して採決いたします。

兩案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたしました。

本法律案は、第百七十四回国会に参議院に提出されたものであり、本院で可決し、衆議院に送付いたしましたが、第百七十六回国会において衆議院で可決され、本院に送付されて継続審査となつてきました。

その内容は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになつた課題

等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、計画段階環境配慮書の手続の新設、環境保全措置等の結果の報告・公表の義務付け等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、東日本大震災の発生を受け、本法の適用除外となる災害復旧事業における環境保全措置、放射能汚染による環境影響への環境省の関与の在り方、温室効果ガス二五%削減目標の見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、日本共産党の市田委員より、目的に環境影響評価が住民等の参加の下に行われることを明記すること等を内容とする修正案が提出されました。

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたしました。

本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたしました。

本法律案は、第百七十四回国会に参議院に提出されたものであり、本院で可決し、衆議院に送付いたしましたが、第百七十六回国会において衆議院で可決され、本院に送付されて継続審査となつてきました。

その内容は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになつた課題

等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、計画段階環境配慮書の手続の新設、環境保全措置等の結果の報告・公表の義務付け等の措置を講じようとするものであります。

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたしました。

本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたしました。

〔投票終了〕

<p>○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <table border="0"> <tr> <td>投票総数</td> <td>一百三十六</td> </tr> <tr> <td>賛成</td> <td>二百三十六</td> </tr> <tr> <td>反対</td> <td>一</td> </tr> </table> <p>よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>		投票総数	一百三十六	賛成	二百三十六	反対	一																																																																																																
投票総数	一百三十六																																																																																																						
賛成	二百三十六																																																																																																						
反対	一																																																																																																						
<p>○議長(西岡武夫君) 日程第八 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長二之湯智君。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>(二之湯智君登壇、拍手)</p> <p>○二之湯智君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校の第一学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行ふ等、所要の措置を講ずるものであります。</p> <p>なお、衆議院におきまして、題名を改めること、教職員定数の加配事由に小学校の専科教員及び</p>																																																																																																							
<p>○議長(西岡武夫君) 質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、本法律案に対して附帯決議が付されており以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。</p> <p>本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>投票総数 賛成 反対 二百三十六 二百三十六 ○</p>																																																																																																							
<p>び特別支援教育に関する事項を追加すること、東日本大震災に係る教職員定数の特別措置を講ずることとすることを主な内容とする修正が行われました。</p> <p>委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、基礎定数により少人数学級を実現することの意義、特別支援教育の充実に向けた教員配置の弾力的活用、被災地の実態に応じた教員配置の必要性等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。</p> <p>質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、本法律案に対して附帯決議が付されており以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたします。</p> <p>午前十時三十八分散会</p> <p>出席者は左のとおり。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>議員</th> <th>竹谷とし子君</th> <th>吉田忠智君</th> <th>秋野公造君</th> <th>森田高君</th> <th>長沢広明君</th> <th>又市征治君</th> <th>金子洋一君</th> <th>谷合正明君</th> <th>福島みづほ君</th> <th>西田晴信君</th> <th>米長実仁君</th> <th>渡辺孝男君</th> <th>松野信夫君</th> <th>室井邦彦君</th> <th>荒木清寛君</th> <th>今野東君</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>議長</th> <td>西岡武夫君</td> </tr> <tr> <th>副議長</th> <td>尾辻秀久君</td> <td>山本博司君</td> <td>山内徳信君</td> <td>自見庄三郎君</td> <td>横山信一君</td> <td>有田芳生君</td> <td>浜田昌良君</td> <td>山本香苗君</td> <td>大久保潔重君</td> <td>行田邦子君</td> <td>加藤修一君</td> <td>藤谷光信君</td> <td>川上義博君</td> <td>松林正夫君</td> <td>松あきら君</td> <td>岩本司君</td> </tr> <tr> <th>議員</th> <td>平山誠君</td> <td>梅村聰君</td> <td>平山幸司君</td> <td>牧山ひろえ君</td> <td>轟木利治君</td> </tr> <tr> <th>議員</th> <td>外山斎君</td> <td>梅村聰君</td> <td>金子恵美君</td> <td>川合孝典君</td> <td>水戸将史君</td> <td>横峯良郎君</td> <td>蓮舫君</td> <td>藤末健三君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> </tr> <tr> <th>議員</th> <td>佐藤一良君</td> <td>白浜正司君</td> <td>高橋千秋君</td> <td>斎藤嘉隆君</td> <td>西村まさみ君</td> <td>吉川沙織君</td> <td>谷亮子君</td> <td>石橋通宏君</td> <td>田城郁君</td> <td>安井美沙子君</td> <td>田城郁君</td> <td>櫻井充君</td> <td>谷博之君</td> <td>草川昭三君</td> <td>木庭健太郎君</td> <td>中村哲治君</td> </tr> </tbody> </table>		議員	竹谷とし子君	吉田忠智君	秋野公造君	森田高君	長沢広明君	又市征治君	金子洋一君	谷合正明君	福島みづほ君	西田晴信君	米長実仁君	渡辺孝男君	松野信夫君	室井邦彦君	荒木清寛君	今野東君	議長	西岡武夫君	副議長	尾辻秀久君	山本博司君	山内徳信君	自見庄三郎君	横山信一君	有田芳生君	浜田昌良君	山本香苗君	大久保潔重君	行田邦子君	加藤修一君	藤谷光信君	川上義博君	松林正夫君	松あきら君	岩本司君	議員	平山誠君	梅村聰君	平山幸司君	牧山ひろえ君	轟木利治君	議員	外山斎君	梅村聰君	金子恵美君	川合孝典君	水戸将史君	横峯良郎君	蓮舫君	藤末健三君	川崎稔君	議員	佐藤一良君	白浜正司君	高橋千秋君	斎藤嘉隆君	西村まさみ君	吉川沙織君	谷亮子君	石橋通宏君	田城郁君	安井美沙子君	田城郁君	櫻井充君	谷博之君	草川昭三君	木庭健太郎君	中村哲治君																																	
議員	竹谷とし子君	吉田忠智君	秋野公造君	森田高君	長沢広明君	又市征治君	金子洋一君	谷合正明君	福島みづほ君	西田晴信君	米長実仁君	渡辺孝男君	松野信夫君	室井邦彦君	荒木清寛君	今野東君																																																																																							
議長	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君																																																																																							
副議長	尾辻秀久君	山本博司君	山内徳信君	自見庄三郎君	横山信一君	有田芳生君	浜田昌良君	山本香苗君	大久保潔重君	行田邦子君	加藤修一君	藤谷光信君	川上義博君	松林正夫君	松あきら君	岩本司君																																																																																							
議員	平山誠君	梅村聰君	平山幸司君	牧山ひろえ君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君																																																																																							
議員	外山斎君	梅村聰君	金子恵美君	川合孝典君	水戸将史君	横峯良郎君	蓮舫君	藤末健三君	川崎稔君	川崎稔君	川崎稔君	川崎稔君	川崎稔君	川崎稔君	川崎稔君	川崎稔君																																																																																							
議員	佐藤一良君	白浜正司君	高橋千秋君	斎藤嘉隆君	西村まさみ君	吉川沙織君	谷亮子君	石橋通宏君	田城郁君	安井美沙子君	田城郁君	櫻井充君	谷博之君	草川昭三君	木庭健太郎君	中村哲治君																																																																																							
<p>よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたします。</p> <p>午前十時三十八分散会</p> <p>出席者は左のとおり。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>議員</th> <th>竹谷とし子君</th> <th>吉田忠智君</th> <th>秋野公造君</th> <th>森田高君</th> <th>長沢広明君</th> <th>又市征治君</th> <th>金子洋一君</th> <th>谷合正明君</th> <th>福島みづほ君</th> <th>西田晴信君</th> <th>米長実仁君</th> <th>渡辺孝男君</th> <th>松野信夫君</th> <th>室井邦彦君</th> <th>荒木清寛君</th> <th>今野東君</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>議長</th> <td>西岡武夫君</td> </tr> <tr> <th>副議長</th> <td>尾辻秀久君</td> <td>山本博司君</td> <td>山内徳信君</td> <td>自見庄三郎君</td> <td>横山信一君</td> <td>有田芳生君</td> <td>浜田昌良君</td> <td>山本香苗君</td> <td>大久保潔重君</td> <td>行田邦子君</td> <td>加藤修一君</td> <td>藤谷光信君</td> <td>川上義博君</td> <td>松林正夫君</td> <td>松あきら君</td> <td>岩本司君</td> </tr> <tr> <th>議員</th> <td>平山誠君</td> <td>梅村聰君</td> <td>平山幸司君</td> <td>牧山ひろえ君</td> <td>轟木利治君</td> </tr> <tr> <th>議員</th> <td>外山斎君</td> <td>梅村聰君</td> <td>金子恵美君</td> <td>川合孝典君</td> <td>水戸将史君</td> <td>横峯良郎君</td> <td>蓮舫君</td> <td>藤末健三君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> <td>川崎稔君</td> </tr> <tr> <th>議員</th> <td>佐藤一良君</td> <td>白浜正司君</td> <td>高橋千秋君</td> <td>斎藤嘉隆君</td> <td>西村まさみ君</td> <td>吉川沙織君</td> <td>谷亮子君</td> <td>石橋通宏君</td> <td>田城郁君</td> <td>安井美沙子君</td> <td>田城郁君</td> <td>櫻井充君</td> <td>谷博之君</td> <td>草川昭三君</td> <td>木庭健太郎君</td> <td>中村哲治君</td> </tr> </tbody> </table>		議員	竹谷とし子君	吉田忠智君	秋野公造君	森田高君	長沢広明君	又市征治君	金子洋一君	谷合正明君	福島みづほ君	西田晴信君	米長実仁君	渡辺孝男君	松野信夫君	室井邦彦君	荒木清寛君	今野東君	議長	西岡武夫君	副議長	尾辻秀久君	山本博司君	山内徳信君	自見庄三郎君	横山信一君	有田芳生君	浜田昌良君	山本香苗君	大久保潔重君	行田邦子君	加藤修一君	藤谷光信君	川上義博君	松林正夫君	松あきら君	岩本司君	議員	平山誠君	梅村聰君	平山幸司君	牧山ひろえ君	轟木利治君	議員	外山斎君	梅村聰君	金子恵美君	川合孝典君	水戸将史君	横峯良郎君	蓮舫君	藤末健三君	川崎稔君	議員	佐藤一良君	白浜正司君	高橋千秋君	斎藤嘉隆君	西村まさみ君	吉川沙織君	谷亮子君	石橋通宏君	田城郁君	安井美沙子君	田城郁君	櫻井充君	谷博之君	草川昭三君	木庭健太郎君	中村哲治君																																	
議員	竹谷とし子君	吉田忠智君	秋野公造君	森田高君	長沢広明君	又市征治君	金子洋一君	谷合正明君	福島みづほ君	西田晴信君	米長実仁君	渡辺孝男君	松野信夫君	室井邦彦君	荒木清寛君	今野東君																																																																																							
議長	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君	西岡武夫君																																																																																							
副議長	尾辻秀久君	山本博司君	山内徳信君	自見庄三郎君	横山信一君	有田芳生君	浜田昌良君	山本香苗君	大久保潔重君	行田邦子君	加藤修一君	藤谷光信君	川上義博君	松林正夫君	松あきら君	岩本司君																																																																																							
議員	平山誠君	梅村聰君	平山幸司君	牧山ひろえ君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君	轟木利治君																																																																																							
議員	外山斎君	梅村聰君	金子恵美君	川合孝典君	水戸将史君	横峯良郎君	蓮舫君	藤末健三君	川崎稔君	川崎稔君	川崎稔君	川崎稔君	川崎稔君	川崎稔君	川崎稔君	川崎稔君																																																																																							
議員	佐藤一良君	白浜正司君	高橋千秋君	斎藤嘉隆君	西村まさみ君	吉川沙織君	谷亮子君	石橋通宏君	田城郁君	安井美沙子君	田城郁君	櫻井充君	谷博之君	草川昭三君	木庭健太郎君	中村哲治君																																																																																							

平成二十三年四月十五日

参議院会議録第十号

議長の報告事項

難波 煥二君	江崎 孝君	儀崎 陽輔君	島尻安伊子君	加治屋義人君	愛知 治郎君	外交防衛委員
大江 康弘君	糸数 麋子君	義家 弘介君	石井 準一君	有村 治子君	金子原二郎君	辞任
中西 祐介君	松浦 大悟君	福岡 資麿君	寺田 典城君	寺田 典城君	市田 忠義君	石井 一君
中谷 智司君	舟山 康江君	基之君	塚田 一郎君	塚田 一郎君	松村 龍二君	北澤 俊美君
武内 則男君	大河原雅子君	藤井 信夫君	風間 直樹君	岸 伊達忠一君	岡田 直樹君	竹谷とし子君
藤原 良信君	姫井由美子君	谷岡 郁子君	相原久美子君	末松 信介君	中川 雅治君	山口那津男君
佐藤 正久君	足立 信也君	加賀谷 健君	宮沢 宮一君	吉田 順三君	関口 昌一君	島尻安伊子君
津田 弥太郎君	主濱 了君	藤本 祐司君	山本 山一君	鈴木 政二君	鶴保 康介君	佐藤ゆかり君
野上 浩太郎君	野上 浩太郎君	芝 博一君	山崎 正昭君	川口 順子君	川田 龍平君	岩城 光英君
大塚 耕平君	大塚 耕平君	柳澤 光美君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	鶴保 康介君	橋本 聖子君
平野 達男君	平野 達男君	辻 泰弘君	世耕 弘成君	山崎 正昭君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
池口 修次君	山谷えり子君	柳田 稔君	柳澤 光美君	吉田 博美君	吉田 博美君	藤井 信介君
北澤 俊美君	北澤 俊美君	山根 隆治君	中曾根弘文君	鈴木 政二君	鈴木 政二君	岸 伊達忠一君
前田 武志君	前田 武志君	田中 直紀君	世耕 弘成君	川口 順子君	川口 順子君	岸 伊達忠一君
江田 五月君	江田 五月君	石井 一君	辻 泰弘君	中曾根弘文君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
山東 昭子君	山東 昭子君	長谷川 岳君	柳田 稔君	山崎 正昭君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
浜田 和幸君	浜田 和幸君	水落 敏栄君	磯崎 仁彦君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
若林 健太君	若林 健太君	小熊 慎司君	荒井 広幸君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
高階恵美子君	高階恵美子君	片山さつき君	山下 芳生君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
大家 敏志君	大家 敏志君	大門実紀史君	磯崎 仁彦君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
岩井 茂樹君	岩井 茂樹君	二之湯 智史君	赤石 清美君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
牧野たかお君	牧野たかお君	大門実紀史君	水落 敏栄君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
山田 俊男君	山田 俊男君	丸山 俊治君	小熊 慎司君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
石井みどり君	石井みどり君	森 まさこ君	片山虎之助君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
佐藤 信秋君	佐藤 信秋君	森 まさこ君	佐藤 信秋君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
井上 中西	中西 哲士君	松村 松村	佐藤 嘉隆君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
哲土君	哲土君	二之湯 智史君	佐藤 嘉隆君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
松山 柴田	松山 政司君	野村 中村	佐藤 嘉隆君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
政司君	政司君	中村 文城君	佐藤 嘉隆君	吉田 博美君	吉田 博美君	岸 伊達忠一君
、 尾立 源幸君	、 尾立 源幸君	法務委員 辞任	内閣委員 辞任	議員派遣中の議員	議長の報告事項	去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任せを許可し、その補欠を指名した。
田城 郁君	田城 郁君	補欠 蓮	補欠 蓮	小見山 幸治君	小見山 幸治君	小見山 幸治君
同日衆議院から次の議案が提出された。 お茶の振興に関する法律案(衆第六号)	同日衆議院から次の議案が提出された。 お茶の振興に関する法律案(衆第六号)	議院運営委員 辞任	予算委員 辞任	国土交通委員 辞任	経済産業委員 辞任	議院運営委員 辞任
		松山 平山	松山 幸司君	磯崎 仁彦君	磯崎 仁彦君	磯崎 仁彦君
		松山 幸司君	松山 幸司君	若林 健太君	若林 健太君	若林 健太君
		長谷川 岳君	長谷川 岳君	岩城 光英君	岩城 光英君	岩城 光英君
		松山 政司君	松山 政司君	北澤 俊美君	北澤 俊美君	北澤 俊美君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

森林法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを文教科学委員会に付託した。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

お茶の振興に関する法律案(農林水産委員長提出)(衆第六号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日本国とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 内閣委員

辞任

宇都 隆史君

中曾根弘文君

## 総務委員

熊谷 大君

岩城 光英君

辞任

山本 一太君

中西 祐介君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

## 外交防衛委員

上野 通子君

北澤 俊美君

補欠

石井 一君

山本 一太君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

## 財政金融委員

金子 洋一君

石井 一君

補欠

上野 通子君

山本 一太君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

文教科学委員

金子 洋一君

石井 一君

補欠

上野 通子君

山本 一太君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

宇都 隆史君

補欠

金子 洋一君

平山 幸司君

辞任

中西 祐介君

官報(号外)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

合衆国軍隊構成員等の自動車運転過失致死罪に

関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一二三

号)

去る七日議長は、三月十一日発生した東日本大震災に際し次の各國議會議長等より見舞状を接受するとともに、これに対し、各國議會議長等宛礼状を発送した。

オランダ王国 フアン・デル・リンデ

第一院議長

トマス・ガルブレイズ

上院院内総務

去る八日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東ティモール国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する

モール国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する

協力に関する法律第七条の規定に基づく東ティモール国際平和協力業務の実施の結果の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する

協力に関する法律第七条の規定に基づくネパール

国際平和協力業務の実施の結果の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する

協力に関する法律第七条の規定に基づくスードン

住民投票監視国際平和協力業務の実施の結果の報告を受領した。

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

牧山ひろえ君

補欠

徳永久志君

補欠

小熊慎司君

補欠

江口克彦君

外交防衛委員

辞任

牧山ひろえ君

補欠

徳永久志君

補欠

江口克彦君

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(閣法第四七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

航空法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

森林法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

農林水産委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

法務委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

財政金融委員

辞任

牧山ひろえ君

補欠

徳永久志君

補欠

小熊慎司君

補欠

江口克彦君

内閣委員

辞任

行田邦子君

補欠

川崎正昭君

補欠

吉川沙織君

補欠

松野信夫君

補欠

山崎穂君

補欠

吉川俊治君

内閣委員

辞任

山崎正昭君

補欠

吉川俊治君

補欠

トマス・ガルブレイズ

補欠

上院院内総務

補欠

去る八日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東ティモール国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

内閣委員

辞任

行田邦子君

補欠

川崎正昭君

補欠

吉川沙織君

補欠

松野信夫君

補欠

山崎穂君

補欠

吉川俊治君

補欠

トマス・ガルブレイズ

補欠

上院院内総務

補欠

吉川俊治君

補欠

トマス・ガルブレイズ

内閣委員

辞任

行田邦子君

補欠

川崎正昭君

補欠

吉川俊治君

補欠

トマス・ガルブレイズ

補欠

上院院内総務

補欠

吉川俊治君

補欠

トマス・ガルブレイズ

補欠

上院院内総務

補欠

吉川俊治君

内閣委員

辞任

行田邦子君

補欠

川崎正昭君

補欠

吉川俊治君

補欠

トマス・ガルブレイズ

補欠

上院院内総務

補欠

吉川俊治君

補欠

トマス・ガルブレイズ

内閣委員

辞任

行田邦子君

補欠

川崎正昭君

補欠

吉川俊治君

内閣委員

辞任

行田邦子君

補欠

川崎正昭君

補欠

吉川俊治君

内閣委員

辞任

行田邦子君

補欠

川崎正昭君

内閣委員

辞任

行田邦子君

補欠

川崎正昭君

補欠

吉川俊治君



官 報 (号外)

イタリア共和国	レナート・スキフナー	文教科学委員	上野 通子	中原 ハ一
カザフスタン共和国	二上院議長	辞任	長谷川 岳君	補欠
トルコ共和国議員一同より見舞状を	カシム・ジョマルト・	厚生労働委員	熊谷 大君	書
同日議長は、三月十一日に発生した東日本大震災に際しキルギス共和国議員一同より見舞状を	トカーベフ上院議長	江口 克彦君	小熊 慎司君	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五号)審査報告書
接受するとともに、これに対し、ケルディベコ	厚生労働委員	北澤 俊美君	梅村 聰君	三原じゅん子
フ・アクマトベク・ケルディベコヴィチ同国議会議長宛礼状を発送した。	江口 克彦君	徳水 久志君	吉田 忠智	渡辺 猛之
昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	高橋 孝典君	西村まさみ君	吉田 忠智	上野ひろし
内閣委員	山崎 正昭君	高階恵美子君	吉田 忠智	外添 要一
総務委員	蓮 航君	農林水産委員	長谷川 岳君	竹谷とし子
辞任	有田 芳生君	西村まさみ君	高橋 千秋君	吉田 忠智
難波 燐二君	江田 五月君	大君	伊達 忠一	大家 敏志
山口那津男君	石川 博崇君	長谷川 岳君	西田 実仁	松山 政司
法務委員	蓮 航君	農林水産委員	川崎 稔	三原じゅん子
補欠	有田 芳生君	西村まさみ君	井上 哲士	渡辺 猛之
難波 燐二君	江田 五月君	大君	又市 征治	上野ひろし
高階恵美子君	石川 博崇君	長谷川 岳君	義家 弘介	外添 要一
議案(鈴木政二君外十四名発議)	蓮 航君	農林水産委員	水野 賢一	吉田 忠智
同日議員から委員会審査省略要求書を付して次	高橋 千秋君	西村まさみ君	藤井 孝男	吉田 忠智
議案が提出された。	西村まさみ君	大君	亀井亞紀子	吉田 忠智
東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決	西村まさみ君	長谷川 岳君	大江 康弘	大家 敏志
議案(鈴木政二君外十四名発議)	高橋 千秋君	農林水産委員	長谷川大紋	松山 政司
同日議員長から次の報告書が提出された。	西村まさみ君	西村まさみ君	賛成者	三原じゅん子
特許法等の一部を改正する法律案(閣法第四五	西村まさみ君	大君	金子 洋一	中原 ハ一
号)審査報告書	西村まさみ君	長谷川 岳君	轟木 利治	中原 ハ一
不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法	西村まさみ君	農林水産委員	平山 幸司	中原 ハ一
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣	西村まさみ君	西村まさみ君	舟山 康江	中原 ハ一
法第一四号)審査報告書	西村まさみ君	西村まさみ君	藤谷 光信	中原 ハ一
森林法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)	西村まさみ君	大君	牧山ひろえ	中原 ハ一
環境影響評価法の一部を改正する法律案(第百	西村まさみ君	長谷川 岳君	石井 浩郎	中原 ハ一
七十四回国会閣法第五五号)審査報告書	西村まさみ君	農林水産委員	横峯 良郎	中原 ハ一
平成二十三年四月十五日 参議院会議録第十号	西村まさみ君	西村まさみ君	山崎 正昭君	中原 ハ一
議長の報告事項 東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議案	西村まさみ君	西村まさみ君	古川 俊治君	中原 ハ一
お茶の振興に関する法律案(衆第六号)審査報告書	西村まさみ君	西村まさみ君	古川 俊治君	中原 ハ一
参議院議長 西岡 武夫殿	西村まさみ君	西村まさみ君	山崎 正昭君	中原 ハ一
吉田 忠智	西村まさみ君	西村まさみ君	古川 俊治君	中原 ハ一
東日本大震災に対する国際的支援に感謝する	西村まさみ君	西村まさみ君	山崎 正昭君	中原 ハ一
決議案を発議する。	西村まさみ君	西村まさみ君	古川 俊治君	中原 ハ一
右の議案を発議する。	西村まさみ君	西村まさみ君	山崎 正昭君	中原 ハ一
平成二十三年四月十四日 発議者	西村まさみ君	西村まさみ君	古川 俊治君	中原 ハ一
東日本大震災に対する国際的支援に感謝する	西村まさみ君	西村まさみ君	山崎 正昭君	中原 ハ一
決議案を発議する。	西村まさみ君	西村まさみ君	古川 俊治君	中原 ハ一
去る三月十一日に発生した巨大地震と大津波により、東北、関東地方を中心に、多数の尊い人命が失われ、多数の負傷者が生じるとともに、生大な被害が発生した。	西村まさみ君	西村まさみ君	山崎 正昭君	中原 ハ一
本院は、犠牲となられた方々とその御遺族に対し、衷心より哀悼の誠を捧げるとともに、負傷された方々、被災された方々、今なお不安な避難生活を余儀なくされている方々に対し、心よりお見舞いを申し上げる。	西村まさみ君	西村まさみ君	古川 俊治君	中原 ハ一
この東日本大震災に際し、世界各国・地域、国際機関及びNGO等より、いち早く真心の籠もあるお見舞いが表明された。また、救助隊の派遣、復旧・医療等に係る支援、救援物資・義援金の提供、原子力災害に対する専門家等による支援など、様々な分野で迅速かつ心温まる支援の手が差し伸べられた。	西村まさみ君	西村まさみ君	山崎 正昭君	中原 ハ一
これら崇高な人類愛に基づく国際的支援は、救援を受けた被災者はもとより、我が国国民にとって、苦難の中で希望のよりどころとなり、復興に立ち向かう勇気を奮い起こし、決意を新たにする大きな糧となつた。	西村まさみ君	西村まさみ君	古川 俊治君	中原 ハ一

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案

我が國国民は、これらの善意を深く心に刻み、

永遠に記憶にとどめ、世界の人々との友情と連帶の重要性を改めて認識する。あわせて、我が国国民は、この度の教訓をいかした速やかな復興に向けて専心努力するとともに、国際社会との協調・協力を更に推進しつつ復興の道を歩むことを銘記する。

ここに本院は、我が国民を代表し、特に院議をもつて、東日本大震災に際し、国際的支援を寄せられた世界各国・地域、国際機関及びNGO等に対し、深甚なる感謝の意を表明する。

審查報告書

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

厚生労働委員長 津田弥太郎  
参議院議長 西岡 武夫殿

附則第一条中「平成二十三年四月一日」を「平成  
二十三年十月一日」に改め、同条之二の書中「第二

卷之三

附則第二条中第十五項を第十六項とし 第十四  
を第十五項とし、同条第十三項中「第十一項」を

第十二項】に、「平成二十二年法律第 号」を  
平成二十三年法律第 号二改め、同項を同

第十四項とし、同条第十二項中「平成二十二年

「法律第号」を「平成二十三年法律第号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案

一項中「平成二十三年三月三十日に終わる」を「第六項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる」に改め、同項を同条第十項中「平成二十三年三月三十日に終わる」を「第六項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項各号」を「第八項各号」に、「平成二十三年三月三十日に終わる」を「第六項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「平成二十三年三月三十日」を「平成二十三年九月三十日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「平成二十三年三月三十日に終わる」を「第六項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三十九号)」を「通則法」に、「第九項」を「第十項」に、「平成二十三年三月三十日」を「平成二十三年九月三十日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次号。以下この条において「通則法」という。」を「通則法」に、「第九項」を「第十項」に、「平成二十三年三月三十日」を「平成二十三年九月三十日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次号。以下この条において「通則法」という。」を「通則法」に、「第九項」を「第十項」に、「平成二十三年九月三十日」に終わるものとする。

6 雇用・能力開発機構の平成二十三年四月一日に始まる事業年度は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)の規定にかかるらず、平成二十三年九月三十日に終わるものとする。

附則第七条第一項、第四項及び第五項中「平成二十三年三月三十日」を「平成二十三年九月三十日」に改める。

附則第三十九条のうち附則第七条の改正規定中「平成二十二年法律第一号」を「平成二十三年法律第一号」に改める。

附則第三十七条のうち附則第三条の改正規定中「平成二十二年法律第一号」を「平成二十三年法律第一号」に改める。

附則第十九条のうち第十二条の改正規定中「平成二十二年十月一日」を「平成二十三年十月一日」に改める。

附則第十七条のうち第五十九条の次に一条を加える改正規定のうち第五十九条の二第一項中「平成二十二年法律第一号」を「平成二十三年法律第一号」に改める。

附則第十三条のうち第五十五条の次に一条を加える改正規定のうち第五十九条の二第一項中「平成二十二年法律第一号」を「平成二十三年法律第一号」に改める。

附則第二条第一項第三号中「平成二十三年四月一日」を「平成二十三年十月一日」に改める。

附則第三十七条のうち附則第三条の改正規定中「平成二十二年法律第一号」を「平成二十三年法律第一号」に改める。

附則第三十九条のうち附則第七条の改正規定中「平成二十二年法律第一号」を「平成二十三年法律第一号」に改める。

この修正の結果必要となる経費は、平成二十三年度労働保険特別会計雇用勘定において新設される独立行政法人雇用・能力開発機構運営費約二百四十三億円、独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費約十一億円の見込みである。

なお、所要の経費は、既に、同勘定の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費及び独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費等において計上されている。

## 一、委員会の決定の理由 要領書

委員会の決定の項目  
本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するところ、独立行政法人へ置くべき事務を去

すがため 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止して 独立行政法人雇用・能力開発機構を解散することもあ、その義務の一部を独立行政

解説でるとともに、その業務の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に承継される等の措置を講じようとするものであり、お

おむね妥当な措置と認めるが、施行期日等について修正を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行に要する経費として、平成二十三年度労働保険特別会計雇用勘定において、独立行

政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構運営費に約五百四十六億円、独立行政法人高齢・障

害・求職者雇用支援機構施設整備費に約十五億円、独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費

に約六億円が計上されている。





官 報 (号外)

務」とあるのは「中期目標の期間における中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第七十条第二項及び附則第二条第一項に規定する業務」とする。
14 第一項の規定により雇用・能力開発機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
15 前各項に定めるもののほか、雇用・能力開発機構の解散に關し必要な事項は、政令で定めること。
(高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構への出資)

第三条 前条第一項の規定により高齢・障害・求職者雇用支援機構が雇用・能力開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額は、政府から高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し出資されたものとする。この場合において、高齢・障害・求職者雇用支援機構は、その額により資本金を増加するものとする。
二 前条第一項の規定により高齢・障害・求職者雇用支援機構が雇用・能力開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構が承継する資産並びに同条第二項の規定により国が承継する資産の価額の合計額から同条第一項の承継計画書において定めるところに従い高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構が承継する負債並びに同条第二項の規定により国が承継する債務の金額の合計額を差し引いた額に同条第一項の規定による雇用・能力開発機構の解散時における雇用・能力開発機構の資本金の額に対する地方公共団体の出資額の割合を乗じて得た額は、地方公共団体から高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し出資されたものとする。この場合において、高齢・障害・求職者雇用支援機構は、その額により資本金を増加するものとする。
三 前条第一項の承継計画書において定めるところに従い高齢・障害・求職者雇用支援機構が承継する資産(次号及び第四項において「承継資産」という。)のうち旧職業能力開発業務に係るものとの価額から同条第一項の承継計画書において定めるところに従い高齢・障害・求職者雇用支援機構が承継する負債(第四項において「承継負債」という。)のうち旧職業能力開発業務に係るものとの金額及び次項の規定により地方公共団体から出資されたものとす
る金額を差し引いた額

2 前条第一項の規定により高齢・障害・求職者雇用支援機構が雇用・能力開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構が承継する資産並びに同条第二項の規定により国が承継する資産の価額の合計額から同条第一項の承継計画書において定めるところに従い高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構が承継する負債並びに同条第二項の規定により国が承継する債務の金額の合計額を差し引いた額に同条第一項の規定による雇用・能力開発機構の解散時における雇用・能力開発機構の資本金の額に対する地方公共団体の出資額の割合を乗じて得た額は、地方公共団体から高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し出資されたものとする。この場合において、高齢・障害・求職者雇用支援機構は、その額により資本金を増加するものとする。
3 前二項の規定により政府及び地方公共団体から高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し出資されたものとされた金額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。
4 承継資産及び承継負債は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定にて同じ。)
二 承継資産及び承継負債のうち旧宿舎等業務に係るもの宿舎等勘定

5 前項の規定により宿舎等勘定に整理された資産の価額から同項の規定により宿舎等勘定の負債として整理された金額及び第三項の規定により宿舎等勘定の資本金として整理された金額の合計額を差し引いた額は、宿舎等勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。
6 前条第一項の規定により勤労者退職金共済機構が雇用・能力開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額は、政府から勤労者退職金共済機構に対し出資されたものとする。
7 前項第一号に掲げる金額雇用促進融資勘定の合計額及び前条第一項の承継計画書において定めるところに従い勤労者退職金共済機構が承継する資産(次号及び第八項において「承継資産」という。)のうち旧財形業務に係るものであつて厚生労働省令で定めるものの価額の合計額
8 承継資産及び前条第一項の承継計画書において定めるところに従い勤労者退職金共済機構が承継する負債(以下この項において「承継負債」という。)は、次の各号に掲げる区分により、そ



について、高度な職業訓練を効果的かつ効率的に実施することを可能とする体制の整備を図るとともに、当該職業能力開発促進センター等の所在する地域における求職者その他の労働者が引き続き必要な職業訓練を受ける機会を確保するため、高齢・障害・求職者雇用支援機構は、当該地域において、都道府県が、当該職業能力開発促進センター等の設置及び運営を行うこととした場合において、当該職業能力開発促進センター等についてその機能を維持することができると厚生労働大臣が認めるときは、施行日から平成二十五年三月三十日までの間に、当該職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を当該都道府県に対して譲渡することができる。

前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う職業能力開発促進センター等の用に供されている資産の都道府県に対する譲渡について準用する。この場合において、同条第四項中「平成二十三年三月三十一日」とあるのは「当該譲渡を行つた各事業年度の終了の日」と、「旧雇用・能力開発機構法附則第三条第七項」とあるのは「附則第三条第二項」と、同条第五項中「旧雇用・能力開発機構法附則第三条第六項の規定により地方公共団体から雇用・能力開発機構に対し出資されたものとされた金額」とあるのは「附則第三条第一項第一号の額又は同条第二項

の規定により地方公共団体から高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し出資されたものとされた金額」と、「平成二十三年三月三十一日」とあるのは「当該譲渡を行つた各事業年度の終了の日」と読み替えるものとする。

第九条 国は、附則第七条第一項及び前条第一項の規定により、都道府県が職業能力開発促進センター等の用に供されている資産の譲渡を受けた場合には、当該譲渡が雇用・能力開発機構からものであるものである場合にあつては施行日から平成二十五年三月三十一日までの間、当該譲渡が高齢・障害・求職者雇用支援機構からのものである場合にあつてはその譲渡を受けた日から同日までの間は、当該都道府県に対し、当該職業能力開発促進センター等の運営に要する費用のうち、厚生労働大臣が定める基準に従つて算定した額に次の各号に定めるに掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を補助する。

一 引継職員比率(附則第七条第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)に規定する引継職員比率をいう。次号において同じ。)が二分の一以上である場合 十分の十

二 引継職員比率が三分の一以上二分の一未満である場合 十分の八

三 前二号に掲げる場合以外の場合 十分の五

(秘密保持義務に関する経過措置)

第十条 雇用・能力開発機構の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお前前の例による。

(雇用・能力開発機構の発行した雇用・能力開発債券に関する経過措置)

第十二条 旧雇用・能力開発機構法第十五条第一項の規定により雇用・能力開発機構が発行した雇用・能力開発債券は、新中退法第七十五条の二第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による財形住宅債券とみなす。

(処分、手続等に関する経過措置)

第十二条 旧雇用・能力開発機構法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新機構法及び新中退法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正)

第十三条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法

目次中 「第三章 業務等(第十一条―第十四  
第五章 雜則(第十五条―第二十  
罰則(第二十二条―第二十二  
「第三章 運営委員会(第十一条―第  
第四章 雜業務等(第十四条―第十七  
第四条」 を 第四章 運営委員会(第十一  
第六章 罰則(第十八条―第二十二  
十三条) 第五章 雜業務等(第十四条  
八条)」 第二十五条  
八条)」  
十三条) に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」に改める。

第三条中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改め、「支援するための」の下に「業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の」を、「高年齢者等及び障害者」の下に「並びに求職者その他の労働者」を加える。

第四条中「東京都」を「千葉県」に改める。

第五条第一項中「の規定により政府」を「並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十二年法律第 号)附則第三条第一項及び第二項の規定により政府及び地方公共団体に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は建物その他の土地の定着物(第五項において「土地等」という。)を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

第五条に次の二項を加える。

5 政府が出資の目的とする土地等の額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条第一号中「第十一条第一項」を「第十四条第一項及び第三項」に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第三号中「第十四条第一項」を「第十七





官 報 (号 外)

改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第一号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十五条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、

則第五条第八項により読み替えられた前項「七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは附則第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同项第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務」、「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第三号に掲げる業務」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

(高齢・障害・求職者雇用支援機構の事務所に関する経過措置)

第十四条 高齢・障害・求職者雇用支援機構は、政令で定める日までの間、新機構法第四条の規定にかかるらず、主たる事務所を東京都に置く。

(高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の採用)

第十五条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下この条において「高齢・障害者雇用支援機構」と

構を通じ、その職員に対し、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の労働条件及び高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の採用の基準を提示して、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の募集を行うものとする。

2 雇用・能力開発機構は、前項の規定によりそとの職員に対し、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の労働条件及び高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の採用の基準が提示されたときは、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員となることに関する雇用・能力開発機構の職員の意思を確認し、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員となる意思を表示した者の中から、当該高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の採用の基準に従い、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して高齢・障害者雇用支援機構の理事長に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された雇用・能力開発機構の職員のうち、高齢・障害者雇用支援機構の理事長から採用する旨の通知を受けた者であつて施行日の前日において雇用・能力開発機構の職員であるものは、施行日において、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員として採用されは、厚生労働省令で定める。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方針、第二項の規定による職員の意思の確認の方針その他前三項の規定の実施に關し必要な事項

（検討）

第十六条 政府は、この法律の施行後必要に応じ、新機構法の施行の状況を勘案し、新機構法第十四条第一項に規定する業務の必要性の有無を含めた在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、前項の規定により新機構法第十四条第一項第七号に掲げる業務に係る検討を加えようとするときは、労働者を代表する者、事業主を代表する者、関係都道府県その他の関係者の意見を聞くものとする。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第十七条 中小企業退職金共済法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の二」に、「第七十九条」を「第七十八条の二」に、「第九十一条」を「第九十二条」に改める。

第一条中「基き」を「基づき」に、「」と「」を「」と等に改める。

第三十八条中「業務」を「第七十条第一項に規定する業務（以下「退職金共済業務」という。）」に改める。

第四十条中「第七十条第一号」を「第七十条第一項第一号」に改める。

第五十二条中「第七十条第一号に掲げる業務を」を「第七十条第二項第一号に掲げる業務を」に改め、同条ただし書中「第七十条第一号」を「同号」に改める。

第五十三条中「第七十条第一号」を「第七十条第一項第一号」に改める。

官 報 (号 外)

<p>第五十八条中「運営する」の下に「とともに、勤労者(勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第二条第一号に規定する勤労者をいう。)の計画的な財産形成の促進の業務を行う」を加える。</p> <p>第六章第一節中第五十九条の次に次の二条を加える。</p> <p>(資本金)</p> <p>第五十九条の二 機構の資本金は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十二年法律第六号)附則第三条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。</p> <p>2 政府は、第七十条第二項に規定する業務に關して必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。</p> <p>3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。</p> <p>第六十三条中「理事は、」の下に「退職金共済業務に係る」を加える。</p> <p>第六十四条第一号中「ために、」の下に「退職金共済業務に係る」を加え、「同条第二号中「又は」の下に「退職金共済業務に係る」を加える。</p> <p>第六十七条第一項中「その業務」を「退職金共済業務」に改め、同条第三項中「業務」を「退職金共済業務」に改め、同条第一項第一号に改める。</p> <p>第七十四条第一項第一号中「機構の業務」を「退職金共済業務」に改め、同項に次の二条を加える。</p> <p>第六十九条第一項中「業務」を「退職金共済業務」に改める。</p> <p>第七十条に次の二条を加える。</p>	<p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、第五十八条の目的を達成するため、次の業務を行うこと。</p> <p>一 勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>第七十二条第一項中第七十条に規定する業務を「退職金共済業務」に改め、同条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第七十条第二項第一号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。</p> <p>第七十二条に次の二項を加える。</p> <p>4 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第七十八条の二第一項及び第九十条において「財形受託金融機関」という。)の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員となす。</p> <p>第七十三条第一項中「第七十条第一号」を「第七十条第一項第一号」に改め、同条第二項中「業務」を「退職金共済業務」に改め、同条第三項中「業務」を「退職金共済業務」に改め、同条第一項中「第七十条第一号」を「第七十条第一項第一号」に改める。</p> <p>第七十四条第一項第一号中「機構の業務」を「退職金共済業務」に改め、同項に次の二条を加える。</p> <p>三 第七十一条第二項に規定する業務</p>
<p>第七十五条の次に次の二条を加える。</p> <p>(借入金及び財形住宅債券)</p> <p>第七十五条の二 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は財形住宅債券を発行することができること。</p> <p>2 機構は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>3 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をすればならない。</p> <p>3 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>4 第一項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>5 前項の先取特権の順位は、民法(明治十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>5 前項の先取特権の順位は、民法(明治十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいふ。次項において同じ。)を行う者に委託することができる。</p>	<p>第七十五条の次に次の二条を加える。</p> <p>(借入金及び財形住宅債券)</p> <p>第七十五条の二 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は財形住宅債券を発行することができること。</p> <p>2 機構は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>3 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をすればならない。</p> <p>3 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>4 第一項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>5 前項の先取特権の順位は、民法(明治十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>5 前項の先取特権の順位は、民法(明治十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいふ。次項において同じ。)を行う者に委託することができる。</p>
<p>第七十六条中「機構の」の下に「退職金共済業務に係る」を加える。</p> <p>第七十七条第一項中「機構は、」の下に「退職金共済業務に係る」を加える。</p> <p>第七十七条第一項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、同項第五号中「以外の」の下に「退職金共済業務に係る」を加え、同条第三項中「業務」を「退職金共済業務に係る」に改め、同条第四項中「機構」の下に「(の)退職金共済業務」を加える。</p> <p>第七十八条第一項中「機構は、」の下に「退職金共済業務に係る」を加える。</p> <p>第六章第五節中第七十九条の前に次の二条を加える。</p>	<p>7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により財形住宅債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行なう者について</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、第五十八条の目的を達成するため、次の業務を行うこと。</p> <p>一 勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>第七十二条第一項中第七十条に規定する業務を「退職金共済業務」に改め、同項に次の二条を加える。</p> <p>2 機構は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>3 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をすればならない。</p> <p>3 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>4 第一項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>5 前項の先取特権の順位は、民法(明治十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>5 前項の先取特権の順位は、民法(明治十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいふ。次項において同じ。)を行なう者に委託することができる。</p>

## (報告及び検査)

第七十八条の二 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、財形受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、財形受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十九条の見出しを「(協議)」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第七十二条第三項、第七十五条の二第一項、第三項若しくは第六項又は第七十五条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

第七十九条に次の二号を加える。

2 厚生労働大臣は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に關し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとする場合には、国土交通大臣に協議しなければならない。

第九十一条第三号中「違反して」の下に「退職金共済業務に係る」を加え、同条を第九十二条とす。

第九十条中「前条」を「第八十九条」に改め、同

条を第九十一条とし、第八十九条の次に次の二条を加える。

第九十条 第七十八条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は

同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした財形受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二号を加える。

(業務の特例)

第二条 機構は、第七十条に規定する業務のかか、次の業務を行うものとする。

一 当分の間、勤労者財産形成促進法附則第二条に規定する業務を行うこと。

二 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(以下この項において「廃止法」という。)による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)附則第四条第二項第四号に掲げる業務のうち独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)附則第四条第二項第四号に掲げる業務を除く。)の一部と、第七十四条第一項中「次に掲げる業務ごとに」とあるのは、「次に掲げる業務ごとに」と、「に係る業務ごとに」とあるのは「に係る業務ごとに」とある。

三 第七十二条第三項、第七十五条の二第一項、第三項若しくは第六項又は第七十五条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)附則第四条第二項第四号及び第八号に掲げる業務を行うこと。

三 廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一条第三項第一号に掲げる業務のうち廃止法附則第十九条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条の三に規定する業務(同条の規定に基づき行われる貸付けであつて、機構が平成二十三年四月一日前に当該貸付けの申込を受けた業務)と、同条第二項中「前項」とあるのは附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項と、第七十五条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十条及び附則第二条第一号から第三号までに掲げる業務」と、同条第二項中「前項」とあるのは附則第二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務」と、同条第二項中「前項」とあるのは附則第二条第一項第一号と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第二条第一項」とする。

(勤労者退職金共済機構の職員の採用)

第十八条 附則第十五条の規定は、雇用・能力開発機構の職員の勤労者退職金共済機構の職員としての採用について準用する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十九条 勤労者財産形成促進法の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「独立行政法人勤労者退職金共済機

る業務を含む。)を行うこと。

四 廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第四号に掲げる業務を行うこと。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第五十九条の二第二項中「第七十条第二項」とあるのは「附則第二条第一項」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第二条第一項並びに附則第二条第一項第一号及び第三号」と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

三 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

四 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

五 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

六 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

七 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

八 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

九 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

十 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

十一 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

十二 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

十三 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

十四 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

十五 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

十六 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

十七 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

十八 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

十九 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

読み替えて適用する第一項」と、第七十五条の二第一項中「第七十条第二項第一号」とあるのは「第七十条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号」と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

二十 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

二十一 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

二十二 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

二十三 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

二十四 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

二十五 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

二十六 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

二十七 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

二十八 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

二十九 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

三十 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

三十一 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

三十二 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

三十三 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

三十四 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

三十五 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

三十六 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

三十七 第七十一条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号と、第七十九条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を行うこと。

構」に、「次条及び第十条の三」を「及び次条」に改める。
第十条の三を削る。
第十一條の見出しを「労働者財産形成持家融資の原資」に改め、同条中「若しくは前条の貸付け」を削り、「独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)第十五条第一項」を「中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第七十五条の二第一項」に、「雇用・能力開発債券の発行額(旧雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。)、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項」を
「財形住宅債券の発行額(独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十二年法律第号)による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)第十五条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額を含む。)、中小企業退職金共済法(平成十一年法律第二十号)第二十七条第一項の規定による改正前の独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項」に改める。
第十二条第三項中「独立行政法人雇用・能力開発機構法」を「中小企業退職金共済法」に改める。
第十三条第一項中「又は第十条の三」を削る。
第十五条第二項中「に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これら」を「(第九条第一項の政令で定める要件を満たす者に限る。次項において同じ。)に住

宅資金を貸し付ける業務及びこれ」に改め、同項後段及び各号を削り、同条第四項中「第十条の三」を削る。
附則第二条中「若しくは前条」及び「前条」を「第九条第一項」に改める。
(労働者財産形成促進法の一部改正に伴う経過措置)
第二十条 前条の規定による改正前の労働者財産形成促進法第十条の三の規定に基づき行われる貸付けであつて、雇用・能力開発機構が施行日前に当該貸付けの申込みを受理したものについては、労働者退職金共済機構が当該貸付けの申込みを受理したものとみなす。
(罰則に関する経過措置)
第二十二条 施行日前にした行為及び附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)
(地方税法の一部改正)
第二十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。
(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四条 施行日前の前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第七十三条の四第一項第十六号及び第十七号に規定する不動産の取得に対し課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。
第二项第一号に掲げる者に該当するもの」を「第二项第一号に掲げる者に該当するもの」を「第二项第一号を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。
(障害者の雇用の促進等に関する法律及び職業能力開発促進法の一部改正)
第二十七条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」に改める。

三百四十八条第二項第十九号及び第十九号の二に規定する固定資産に対して課する平成二十三年度分までの固定資産税については、なお新地方税法第七百二条の二第二項の規定による。

三百四十八条第二項第十九号及び第十九号の二に規定する固定資産に対して課する平成二十三年度分までの固定資産税については、なお新地方税法第七百二条の二第二項の規定による。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十九条第二項

二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十六条第五項

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十条の二第一項第一号中「第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するもの」を「第九条第一項の政令で定める要件を満たす者」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の一部改正）

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

一 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)

第九十六条第三項

二 履用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第二十三条

三 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十一条)

四 港湾労働法(昭和六十二年法律第四十号)第十五条第二項

五 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第十七条

(印紙税法の一部改正)

第三十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第七十条」を「第七十条第一項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第三十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「又は独立行政法人雇用・能力開発機構」を削る。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第十四号を次のように改める。

十四 削除

別表第一 第二十号の五中「及び第八十二条」を削る。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一項改正)

第三十三条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「独立行政法人雇用・能

力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第三十五条第一項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同条第二項を削る。

第九条第一項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同条第二項を削る。

第十条中「前条第一項各号」を「前条各号」に改め、「(独立行政法人雇用・能力開発機構の業務として行われるものに限る。)」を削る。

第四十九条第二項中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(次項において「機構」といいう。)」を「機構」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第十三条 第十四条

十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項ただし書中「独立行政法人雇用

用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第六十二条第三項中「独立行政法人雇用・能

力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機

構法」に、「並びにこれら」を「及びこれ」に、「独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正)

第三十七条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改

善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項を削る。

附則第三条の見出しを「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例に係る措置」に改め、同条中「独立行政法人雇用・能

力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機

構附則第四条第一項第二号」を「独立行政法

人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、独立

行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機

構(平成十四年法律第百六十五号)附則第五条第

三項第一号」に、「独立行政法人雇用・能

力開発機構附則第六号」を「独立行政法人雇用・能

力開発機構法を廃止する法律(平成二十二年法律第

号)による廃止前の独立行政法人雇用・能

力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)附則第六号」に、「旧雇用・能力開発機構法」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第五条第二項第四号中「第七条第一項」を「第

七条」に改める。

第五条第二項第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第八条第一項、第十六条及び第十八条第一項

中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立

行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

用・能力開発機構の創出のための雇用管理の改

善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七

号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項を削る。

附則第三条の見出しを「独立行政法人高齢・

障害・求職者雇用支援機構の業務の特例に係る

措置」に改め、同条中「独立行政法人雇用・能

力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機

構附則第四条第一項第二号」を「独立行政法

人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、独立

行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機

構(平成十四年法律第百六十五号)附則第五条第

三項第一号」に、「独立行政法人雇用・能

力開発機構附則第六号」を「独立行政法人雇用・能

力開発機構法を廃止する法律(平成二十二年法律第

号)による廃止前の独立行政法人雇用・能

力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)附則第六号」に、「旧雇用・能力開発機構法」に改める。

律第十四号)の一部を次のように改正する。

第八十一条を次のように改める。

**第八十二条 削除**

附則第三条の見出しを「(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例)」に改め、同条中「独立行政法人雇用・能力開発機構

は、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)附則第四条第一項第二号」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)附則第五条第三項第一号」に改める。

**(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)**

附則第三条の見出しを「(独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号))の一部を次のように改める。

**第十三条 第二項第三号中「独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)第十二条第一項」を「中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第七十二条第二号」に改める。**

附則第七条第一項第六号中「独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第十項」を「中小企業退職金共済法附則第二条第二項」に、「第十一项」を「第七十二条第二項」に、「次の業務」を「同法附則第二条第一項第二号及び第四号の業務(次に掲げる業務に限る。)」に改め、同号

イ中「独立行政法人雇用・能力開発機構法」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十一年法律第一号)による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法

(平成十四年法律第百七十号。口において「旧雇用・能力開発機構法」という。)に、「規定する」

を「掲げる業務に係る」に改め、同号口中に「独立行政法人雇用・能力開発機構法」に、「の業務」を「に掲げる業務」に改める。

附則第六条第二項中「独立行政法人雇用・能

力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」を

「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機

構法」に、「並びにこれら」を「及びこれ」に、「独

立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法

人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

附則第六条第二項中「独立行政法人雇用・能

力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)及び

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」を

「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機

構法」に、「並びにこれら」を「及びこれ」に、「独

立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法

人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第三項並びに同法附則第五条第四項及び第七項並びにに改める。

**（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）**

附則第六条第二項中「独立行政法人雇用・能

力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)及び

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」を

「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機

構法」に、「並びにこれら」を「及びこれ」に、「独

立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法

人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

**要領書**

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の経済成長を支える新たな技術や産業の創出を促進するため、通常実施権の登録対抗制度の見直し、中小企業に係る特許料金の減免制度の拡充、冒認出願等に関する救済措置の整備、無効審判等の紛争処理制度の見直し等、知的財産の適切な保護及び活用を図るための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

一、本法施行のため、別に費用を要しない。

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 菅 直人

右

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣 菅 直人

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣 菅 直人

特許法等の一部を改正する法律案

項又は第一百六十四条の二第二項に改め、同条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を削り、「に」を「いざれかに」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十七条第一項第二号中「又は通常実施権」を削り、同項第三号中「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同項第四号中「又は仮通常実施権」を削る。

第二十八条第一項中「又は」を第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又はに改める。

第三十条第一項を削り、同条第二項中「に」を「いざれかに」に、「発明も」を「発明は」に、「前項と同様とする」を「同条第一項各号のいづれかに該当するに至らなかつたものとみなす」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいざれにも該当しない國の領域内その許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国その他の者に該当するに至つたものに起因して「に」「に」を「いざれかに」に改め、「至つた発明」の下に「(発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいざれかに該当するに至つたものを除く。)」を加え、「第一項と」を「前項と」に改

め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項又は」を削り、「に」を「いざれかに」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十四条第七項中「第三十九条第六項及び第八項」を第三十九条第六項及び第七項に改める。

第三十四条の二第七項中「次条第六項本文」を「次条第七項本文」に改める。

第三十四条の三第一項中「(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者が異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)」を削り、同条第三項中「(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者が異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)」を削り、同条第八項中「(政府等と同条第七項を同条第十項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第六項本文」を第七項本文に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中

「以下この項において「もとの特許出願に係る仮専用実施権」という。)及び「(当該仮通常実施権を許諾した者と当該もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六条第一項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき

き特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

9 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十四条の五に見出しとして「(仮通常実施権の対抗力)」を付し、同条第一項中「その登録をしたときは、」を「その許諾後に」に改め、「その後に」を削り、「生ずる」を「有する」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の二第四項中「前条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書」を「同条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第二項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することができる。

5 第一項若しくは前条第四項又は実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る第四十一条第一項の先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該

外國語書面)に記載された発明に基づいて得られる者に対する特許を受ける権利に基づいて取得すべ

きたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十六条の二第四項中「前条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書」を「同条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、第二項に規定する期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第三十八条の二中「又は登録した仮通常実施

権」を削り、「これらの者の」を「その」に改めること。第三十九条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第四十一条第一項ただし書中「又は登録した仮通常実施権」を削り、「これらの者の」を「その」に改め、同条第二項中「第三十条第一項から第三項まで」を「第三十条第一項及び第二項」に、「及び第一百一十六条第五項」を「並びに第一百二十六条第五項」に改め、同条第二項中「第三十条第一項から第三項まで」を「第三十条第一項及び第二項」に、「及び第一百一十六条第五項」を「並びに第一百二十六条第五項」に、「第三十四条の二第五項」を「第三十四条の二第九項」に改め、「昭和三十四年法律百二十五号」を削る。

第四十四条第二項ただし書中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十五条第六項中「第一百五条の二まで」を「第一百五条の三まで、第一百五条、第一百五条の二」に改める。

第六十七条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「登録した」を削る。

第七十四条及び第七十五条を次のように改める。

(特許権の移転の特例)

第七十四条 特許が第一百二十三条第一項第二号に規定する要件に該当するとき(その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は同項第六号に規定する要件に該当するときは、当該特許に係る発明について特許

を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その特許権者に対し、定めることにより、その特許権者に対する権利を有する。当該特許権の移転を請求することができる。

2 前項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたときは、その特許権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。当該特許権に係る発明についての第六十五条第一項又は第一百八十四条の十第一項の規定による請求権についても、同様とする。

3 共有に係る特許権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、前条第一項の規定は、適用しない。

第七十五条 制除

第七十九条の次に次の二条を加える。  
(特許権の移転の登録前の実施による通常実施権)

第七十九条の二 第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録の際にその特許権、その特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権について、その特許権者に係る発明についての通常実施権を有する者は、前条に規定する期間内に限り、その裁定の請求について意見を述べることができる。

第八十条第一項中「及び当事者」を「当事者に改め、「もの」の下に「及び第八十四条の二の規定により意見を述べた通常実施権者」を加える。

第八十二条第二項、第九十二条第七項及び第九十三条第三項中「第八十四条」の下に「、第八十四条の二」を加える。

第九十九条第二項、第九十二条第七項及び第九十三条第三項中「第八十四条」の下に「、第八十四条の二」を加える。

第九十九条に見出しとして「(通常実施権の対抗力)」を付し、同条第一項中「登録をしたときは、「を「発生後に」に改め、「その後に」を削り、「生ずる」を「有する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第一百四条の三第一項中「特許無効審判」の下に「により又は当該特許権の存続期間の延長登録

事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

2 当該特許権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

第八十条第一項第三号中「第九十九条第一項における特許権に係る発明について特許を受ける権利を有する者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防御の方法を提出することを妨げない。」の効力を有する」を削る。

第八十二条第一項中「意匠法第二十八条第三項において準用するこの法律第九十九条第一項の効力を有する」を削る。

第八十四条の次に次の二条を加える。  
(通常実施権者の意見の陳述)

第八十四条の二 第八十三条第二項の裁定の請求があつたときは、その特許に関し通常実施権を有する者は、前条に規定する期間内に限り、その裁定の請求について意見を述べることができる。

第八十五条第一項中「及び当事者」を「当事者に改め、「もの」の下に「及び第八十四条の二の規定により意見を述べた通常実施権者」を加える。

第八十六条第一項に規定する補償金の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、次に係る訴訟が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え(当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。)において、当該審決が確定したことを主張することができない。

一 当該特許を無効にすべき旨の審決

二 当該特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決

三 当該特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決であつて政令で定めるもの

が延長登録無効審決」を加え、同条に次の二条を加える。

3 第百二十三条第二項ただし書の規定は、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防御の方法を提出することを妨げない。

第一百九条中「次に掲げる者」を「特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者」に、「に乏しい者として」を「を考慮して」に、「第三年」を「第十年」として改める。

年に改め、同条各号を削る。

第一百十二条の二第一項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月」を「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年」に改める。

第一百二十三条第一項第二号中「とき」の下に「（その特許が第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。）」を加え、同項第六号中「発明者でない者であつて」を削り、「承継しないもの」を有しない者に改め、「とき」の下に「（第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。）」を加え、同項第八号中「第三項から第五項まで（第一百三十四条の二第五項）を、第五項から第七項まで（第一百三十四条の二第九項）に改め、同条第二項ただし書中「利害関係人」を「当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者」に改める。

第一百二十五条の二第一項第二号中「登録した」を削る。

第一百二十六条第一項第三号中「明りよう」を「明瞭」に改め、同項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

3 訂正審判を請求する場合における第一項第三号に掲げる請求の趣旨及びその理由は、経済産業省令で定めるところにより記載したものとみなす。この規定は、同条第一項、第三項及び第四項、第一百三十一条の二第一項、第一百三十二条第三項を「第一百三十一条第一項、第三項及び第四項、第一百三十二条の二第一項並びに第一百三十三条第三項」に、「の規定」を「並びに第百三十三条第一項、第三項及び第四項の規定」に、「第一百二十六条第五項」を「第一百二十六条第七項」に改めた場合は、同条第一項の規定は、同項に規定する請求項ごとに適用する。

求項ごとに請求がされた場合にあつては、その全ての審決」を加え、同項ただし書を削り、同条第六項を第八項とし、第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができる。

一の請求項の記載を他の請求項が引用する關係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下「一群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 願書に添付した明細書又は図面の訂正をする場合であつて、請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て（前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て）について行わなければならぬ。

5 第百三十三条第一項（第百三十四条の二第九項）に改め、同項第二号中「明りよう」を「明瞭」に改め、同項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

3 訂正審判を請求する場合における第一項第三号に掲げる請求の趣旨及びその理由は、経済産業省令で定めるところにより記載したものとみなす。この規定は、同条第一項、第三項及び第四項、第一百三十一条の二第一項並びに第一百三十二条第三項を「第一百三十一条第一項、第三項及び第四項、第一百三十二条の二第一項並びに第一百三十三条第三項」に、「の規定」を「並びに第百三十三条第一項、第三項及び第四項の規定」に、「第一百二十六条第五項」を「第一百二十六条第七項」に改めた場合は、同条第一項の規定は、同項に規定する請求項ごとに適用する。

2 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。

ただし、特許無効審判が請求項ごとに請求された場合にあつては、請求項ごとに同項の訂正の請求をしなければならない。

第一百二十六条第二項中「その審決」の下に「請

3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項について、当該請求をしなければならない。
第一百三十四条の三の見出し中「判決等」を「判決」に改め、同条第一項中「同条第五項」を「同条第二項」に改め、同条第二項から第五項までを削る。
4 請求項ごとに又は一群の請求項ごとに訂正審判を請求したときは、その請求の取下げは、その全ての請求について行わなければならぬ。
第百五十五条に次の二項を加える。
2 審判長は、前項の審決の予告をするときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。

事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときその他経済産業省令で定めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。
2 審判長は、前項の審決の予告をするときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。
3 第百五十七条第二項の規定は、第一項の審決の予告に準用する。
第百六十五条中「同条第三項から第五項まで」を「同条第五項から第七項まで」に改める。
4 請求項ごとに又は「第百五十六条」を「及び第四項、第五項に、「第百五十六条」を「から第百六十八条まで」に改め、同条第三項中「及び第三項」を「及び第四項、第五項に、「第百五十六条」を「から第百六十八条まで」に改め、同条第三項及び第四項、第百五十七条に、

「第百六十八条」を「から第百六十八条まで」に改め、同条第三項中「及び第三項」を「及び第四項、第五項に、「第百五十六条」を「から第百六十八条まで」に改め、同条第三項及び第四項、第百五十七条に、
「第百六十九条第一項中「第百五十六条から第百六十条まで」を「第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条から第百六十条まで、第百六十七条の二本文」に改め、同条第二項中「から第百五十七条まで」を「第百五十五条第一項から第三項まで、第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条に、
「第百六十八条」を「から第百六十八条まで」に改め、同条第三項中「及び第三項」を「及び第四項、第五項に、「第百五十六条」を「から第百六十八条まで」に改め、同条第三項及び第四項、第百五十七条に、
「第百六十九条第一項中「第百五十六条から第百六十条まで」を「第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条から第百六十条まで、第百六十七条の二本文」に改め、同条第二項中「から第百五十七条まで」を「第百五十五条第一項から第三項まで、第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条に、
「第百六十九条第一項中「第百五十六条から第百六十条まで」を「第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条から第百六十条まで、第百六十七条の二本文」に改め、同条第二項中「から第百五十七条まで」を「第百五十五条第一項から第三項まで、第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条に、

「第百六十九条第一項中「第百五十六条から第百六十条まで」を「第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条から第百六十条まで、第百六十七条の二本文」に改め、同条第二項中「から第百五十七条まで」を「第百五十五条第一項から第三項まで、第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条に、

内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第三項」を「第三十条第二項」に、「一に」を「いざに」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

号を削除。  
第一百九十五条の四中「審判又は」を「審判若しくは」に改め、「請求書」の下に「又は第百三十四条の二第二項の訂正の請求書」を加える。  
別表第十三号中「(その訂正の請求をすることにより、第百三十四条の三第四項の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。)」を削る。  
(実用新案法の一部改正)

案法第三十四条の二第一項中「実用新案登録出願」について、同法第三十四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る特許出願に係る実用新案登録出願について、第十六条第一項」とあるのは「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、実用新案法第十条第一項」と、同条第九項中「第四十六条第二項」とあるのは「実用新案法第十条第二項」と読み替えるもの

卷之二

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

**第七条第六項を削り 同條第七項を同條第六項とする。**

(仮通常実施権)

常実施権」を削り、「[...]れらの者」を「その」に改め、同条第二項中「第三十条第一項から第三項まで」を「第三十条第一項及び第二項」に改め

第五号中「同条第四項」を「同条第六項」に改め  
る。

4 第百八十四条の十一に次の二項を加える。

第一百八十四条の四第四項の規定による手続を  
一二三五は、前二項の規定は、適用しない。

したときは前二項の規定は適用しない

第八八、四条の二第一項中「第二百八」四条の四第一項の下に「又は第四項」を加え、同條

の四第一項の「日本第四項」を加え、同条第二項中「同條第四項」を「同條第六項」に、『國

第三十四條の二第一項及び第二項の規定による監査報告書の提出を受けること（以下「監査報告書の提出」といふ）。

三十四条の三第一項において同じ。)に、「又は

第四項」を「又は第六項」に改める。

第一百八十四条の十二の二中「第一百八十四条の

四第一項」の下に「又は第四項」を加え、「又は仮

通常実施権」を削る。

第七項」を「第三十九条第六項」に改める。  
第一百九十五条の二中「次に掲げる者」を「自己」の特許出願について出願審査の請求をする者」に、「に乏しい者として」を「考慮して」に改め、「自己」の特許出願について」を削り、同条各

す。  
特許法第三十三条规定及び第三項、第三十四条の三第四項から第六項まで及び第八項から第十項まで並びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

第十四条の二第七項ただし書中「同条第一項」を「同条第三項」に改める。

第十七条の次に次の二条を加える。

(実用新案権の移転の特例)

第十七条の二 実用新案登録が第三十七条第一項第二号に規定する要件に該当するとき(その実用新案登録が第十一条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る)又は第三十七条第一項第五号に規定する要件に該当するときは、当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その実用新案権者に対し、当該実用新案権の移転を請求することができる。

2 前項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつたときは、その実用新案権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。

3 共有に係る実用新案権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第二十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

第十九条第三項中「登録の効果」を「通常実施権の対抗力」に改める。

第二十条第一項中「同項各号」を「同条第一項」に改め、「(その実用新案登録が第十一条第一項において準用する同法第三十一条の規定に違反してされた場合にあつては、第一項の効力を有する」を削る。

第二十二条第七項及び第二十三条第三項中「第八十四条」の下に「第八十四条の二」を加える。

第二十五条第四項を削る。

平成二十三年四月十五日 参議院会議録第十号

「第二十六条中「による通常実施権」の下に「第七十九条の二(特許権の移転の登録前の実施による通常実施権)」を加える。

第二十九条の三第一項ただし書中「第七項」を「第六項」に改める。

第三十条中「制限」の下に「主張の制限」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百四条の四中「次に掲げる審決が確定した」とあるのは「第一号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があつた」と、「当該審決が確定した」とあるのは「当該審決が確定した又は訂正があつた」と、同条第三号中「訂正をすべき旨の審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

第三十三条の二第一項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者においては、二月)以内でその期間の経過後六月」を「(この)とついて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年」に改める。

第三十七条第一項第二号中「第七項」を「第六項」に改め、「(その実用新案登録が第十一条第一項において準用する同法第三十一条の規定に違反してされた場合にあつては、第一項の効力を有する」を削る。

第十九条第三項中「登録の効果」を「通常実施権の対抗力」に改める。

第二十条第一項中「同項各号」を「同条第一項」に改め、「(その実用新案登録が第十一条第一項において準用する同法第三十一条の規定に違反してされた場合にあつては、第一項の効力を有する」を削る。

第二十二条第七項及び第二十三条第三項中「第八十四条」の下に「第八十四条の二」を加える。

第二十五条第四項を削る。

「(次項)を「以下この条」に改め、「範囲の翻訳文」の下に「(以下「明細書等翻訳文」という。)」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

同条第二項ただし書中「利害関係人」を「当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者」に改める。

第四十一条中「第一百五十六条」を「第一百五十六条第一項、第三項及び第四項」に改め、「第一百五十七条」の下に「第一百六十七条の二」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判」においては、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判」においては、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判」においては、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判」においては、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判」においては、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判」においては、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判」においては、同条に後段として次のように加える。

本文を「同法第三十八条の二第一項本文」に、「第三十九条第一項」を「同法第三十九条第一項」に、「第一百六十八条」を「から第一百六十八条规定に、「同法第四十条」を「、第一百六十七条の二、同法第四十条」に改める。

第四十七条第二項を次のように改める。

2 特許法第一百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第一百七十九条から第一百八十二条の二まで(被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し、裁判の正本等の送付及び合議体の構成)の規定は、前項の訴えに準用する。

第四十八条の十一中「あつては同項」の下に「又は同条第四項」を加える。

第四十八条の十二中「とあるのは」を「とあるのは、」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第四十八条の十三中「第四十八条の四第四項」を「第四十八条の四第六項」に改める。

第四十八条の四第一項中「限る」の下に「、以

下この条において同じ」を加え、同条第三項中「第四十九条第一項第二号中「又は通常実施権」を削り、同項第三号中「専用実施権又は通常

特許法等の一部を改正する法律案

第五号中「考案者でない者であつて」を削り、「承

下この条において同じ」を加え、同条第三項中

「次項」を「以下この条」に改め、「範囲の翻訳文」の下に「(以下「明細書等翻訳文」という。)」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

実施権」を「又は専用実施権」に改める。

第五十条第一項中「又は第十四条の二第一項の訂正」を「第十四条の二第一項の訂正又は第十七条の二第一項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録」に改める。

第五十五条第一項後段を削る。

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「至つた意匠」の下に「(発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。)」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

(仮通常実施権)

第五条の二 意匠登録を受ける権利を有する者は、その意匠登録を受ける権利に基づいて取得すべき意匠権について、その意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録について意匠権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その意匠権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第三十三条第二項及び第三項、第三十四条の三第四項、第六項及び第八項から第十項まで並

びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第三十一条の三第八項中「第四十六条第一項」とあるのは「意匠法第十三条第二項」と、同条第九項中「意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項」とあるのは「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、意匠法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

第九条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十条第一項中「(昭和三十四年法律第二百二十一号)」を削る。

第十三条第五項中「又は登録した仮通常実施権」を削り、「これらの者の」を「その」に改める。

第十三条规定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、存在しなかつたものとみなされたときを除き、することができない。

3 第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、初めてから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。

4 共有に係る意匠権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第三十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

第二十八条第三項中「登録の効果」を「通常実施権の対抗力」に改め、同項後段を削る。

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

第三项まで」を第三十三条に改める。

第十七条第一項中「に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「特許法第二十五条」を「同法第二十一条」に改め、同条第四号中「意匠の創作をした者でない場合において」を削り、「承継して」を「有して」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(意匠権の移転の特例)

第二十六条规定による請求に該当するとき(その

意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたとき(に限る)又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当するときは、当該意匠登録に係る意匠登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者に対し、当該意匠権の移転を請求することができる。

2 本意匠又は関連意匠の意匠権についての前項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十三条第五項中「又は登録した仮通常実施権」を削り、「これらの者の」を「その」に改める。

第十九条第一項の効力を有する」を削る。

第二条第一項第一号に規定する要件に該当すること(その意匠登録が第十五条第一項第三号に規定する要件に該当するときは、当該意匠登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者に対し、当該意匠権の移転を請求することができる)。

3 第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、存在しなかつたものとみなされたときを除き、することができない。

4 共有に係る意匠権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第三十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

第二十八条第三項中「登録の効果」を「通常実施権の対抗力」に改め、同項後段を削る。

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

第三十五条第四項を削る。

第四十二条第一項第二号中「第十年」を「第二十年」に改め、同項第三号を削る。

第四十四条の二第一項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日(在住者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月」を「ことについて正当な理由があるときは、そ

の理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年に改める。

第四十八条第一項第一号中「特許法第二十五条」を「同法第二十五条」に改め、「とき」の下に「(その意匠登録が第十五条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第二十六条の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。)」を加え、

同項第三号中「意匠の創作をした者でない者であつて」を削り、「承継しないもの」を「有しない者」に改め、「とき」の下に「(第二十六条の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。)」を加え、同条第二項に書中「利害関係人」を「当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者」に改める。

第五十二条中「第一百三十二条の二」の下に「第一百三号及び」を加え、「第一百五十六条から第一項第三号及び」を「第一百五十六条第一項、第三百五十八条まで」を「第一百五十六条第一項、第三項及び第四項、第一百五十七条、第一百五十八条」に改め、「において」の下に「同法第一百五十六第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」とを加え、

第五十八条第二項中「第一百五十六条から第一百五十八条まで、第一百六十条」を「第一百五十六条第一項、第三項及び第四項、第一百五十七条、第一百六十七条の二本文に改め、同条第三項中「第一百五十六条、第一百五十七条」を「第一百五十六条第一項、第三項及び

第四項、第一百五十七条、第一百六十七条の二本文」に改める。

第五十九条第一項を次のように改める。

2 特許法第一百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)、第一百七十九条(被告適格)、第一百八十条第一項(出訴の通知等)及び第一百八十二条の二から第一百八十二条まで(審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同条第二号中「訴えに係る請求項を特定するために必要な」とあるのは、「旨を記載した」と読み替えるものとする。

第六十一条第一項第二号中「又は通常実施権」を削り、同項第三号中「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改める。

第六十二条第一項中の「登録」の下に「又は第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録を加える。

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条の十四」を「第四十三条の十五」に改める。

第四条第一項第九号中「特許庁長官が指定す「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第五十八条第二項中「第一百五十六条から第一百五十八条まで、第一百六十条」を「第一百五十六条第一項、第三項及び第四項、第一百五十七条、第一百六十七条の二本文に改め、同条第三項中「第一百五十六条、第一百五十七条」を「第一百五十六条第一項、第三項及び

を「特許庁長官の定める基準に適合するもの」に改める。

第十三条の二第五項中「第一百四条の三から第百五条の二まで」を「第一百四条の三第一項及び第二項、第一百五条、第一百五条の二」に、「特許法第二百六十八条第三項」を「同法第二百六十八条规定の二から第一百八十二条まで(審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同条第二号中「訴えに係る請求項を特定するために必要な」とあるのは、「旨を記載した」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者については、二月)」を「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月」に改める。

第三十二条第四項中「第九十七条第三項(放棄並びに第九十九条第一項及び第三項(登録の効果)」を「及び第九十七条第三項(放棄)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 通常使用権は、その登録をしたときは、その商標権若しくは専用使用権又はその商標権についての専用使用権をその後に取得した者に対しても、その効力を生ずる。

5 通常使用権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第三十四条の二第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 通常使用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第三十八条の次に次の二項を加える。

第三十八条の二 商標権若しくは専用使用権の侵害又は第十三条の二第一項(第六十八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する

一項において準用する場合は、当該終局判決に対する再審の訴え(当該金銭の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、次に掲げる審決又は決定が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は、当該終局判決に対する再審の訴え(当該

訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に

対する損害賠償の請求を目的とする訴え及びに当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。)においては、当該審決又は決定が確定したことと主張するこ

とに当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債

権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。)においては、当該

訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に

対する損害賠償の請求を目的とする訴え及び

これができない。

一 当該商標登録を取り消すべき旨の審決

二 当該商標登録を取り消すべき旨の決定

第三十二条の二第四項中「において準用する特許法第九十九条第一項」を削る。

第三十三条第一項中「に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「において準用する特許法第九十九条第一項」を削る。

第三十三条の三第一項中「特許法第九十九条

第一項の効力を有する」を削る。

第三十四条の二第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 通常使用権を目的とする質権の設定、移

転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しな

ければ、第三者に対抗することができない。

第四章の二中第四十三条の十四を第四十三条の十五とし、第四十三条の十三の次に次の二条を加える。

(決定の確定範囲)

第四十三条の十四 登録異議の申立てについての決定は、登録異議申立て事件とともに確定する。ただし、指定商品又は指定役務とともに申し立てられた登録異議の申立てについての決定は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。

第五十五条の二第二項たゞし書中「次条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(審決の確定範団)

第五十五条の三 審決は、審判事件とともに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに請求された第四十六条第一項の審判の審決は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。

第五十六条第一項中「第一百三十一条の二第一項」の下に「(第二号及び第三号を除く。)」を加え、「第一百五十六条から第一百五十八条まで」を

「第一百五六条第一項、第二項及び第四項、第五十六条第一項、第二項及び第三号を除く。」を加える。

第六十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十八条第二項中「第一百六十七条の二本文、第一百六十八条」とあるのは、「第一百六十八条」と読み替えるものとする。

「第一百三十二条の二第二項中」を「第一百三十二条の二第一項中」に、「同項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、「についてされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつたときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

附則第十六条第二項たゞし書中「次条第一項」を「附則第十七条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

この場合において、同法第五十八条第三項中「第一百六十七条の二本文、第一百六十八条」とあるのは、「第一百六十八条」と読み替えるものとする。

附則第十六条の二 第五十五条の三の規定は、書換登録についての審判の確定審決に対する再審に準用する。

下に「同法第五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と加える。

第六十条の二第一項中「第四十三条の十四」を「第四十三条の十五」に、「及び第一百五十六条」を「並びに第一百五十六条第一項、第三項及び第四項」に改め、同条第二項中「第五十五条の二」の下に「及び第五十五条の三」を加え、同条第三項中「第五十六条の二」を「第五十五条の三及び第五十六条の二」に改め、同条に次の二条を加える。

第五十五条の三の規定は、第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十二条中「第一百七十四条第二項中」の下に「第一百六十七条から第一百六十八条まで」とあるのは、「第一百六十七条、第一百六十八条」と加え、「第一百五十六条第一項、第二項及び第三号を除く。」を加える。

第六十八条第三項中「第三十五条」の下に「第三十八条の二」を加え、「第一百四条の三及び」を「第一百四条の三第一項及び第二項並びに」に改める。

附則第三条第三項を次のように改める。

3 書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

附則第十九条に次の二条を加える。

2 第五十五条の三の規定は、書換登録についての審判の確定審決に対する再審に準用する。

附則第二十条中「同条第二項中」の下に「第一百六十七条から第一百六十八条まで」とあるのは、「第一百六十七条、第一百六十八条」と加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

とする。

第六十三条第二項前段を次のように改める。

特許法第七十八条第二項から第六項まで二条まで(被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

第六十五条の三第三項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)」を「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月」に改める。

第一項第三号に改め、「についてされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつたとき」を削り、「理由についてされるとき」とを「理由」とに改め、「同法第五十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」を「同法第五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と改める。

附則第十九条に次の二条を加える。

2 第五十五条の三の規定は、書換登録についての審判の確定審決に対する再審に準用する。

附則第二十条中「同条第二項中」の下に「第一百六十七条から第一百六十八条まで」とあるのは、「第一百六十七条、第一百六十八条」と加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

附則第二十二条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十八条第三項中「第一百六十七条の二本文、第一百六十八条」とあるのは、「第一百六十八条」と読み替えるものとする。

附則第十六条第二項たゞし書中「次条第一項」を「附則第十七条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六十二条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十八条第三項中「第一百六十七条の二本文、第一百六十八条」とあるのは、「第一百六十八条」と読み替えるものとする。

附則第十六条の二 第五十五条の三の規定は、書換登録についての審判に準用する。

官報(号外)

この場合において、同法第五十八条第二項中「第一百六十七条の二本文、第一百六十八条」とあるのは、「第一百六十八条」と読み替えるものとする。

附則第二十二条第二項前段を次のように改める。

特許法第一百七十八条第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第一百七十九条から第一百八十二条まで（被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正）

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条 第二号中「第十八条第一項第一号若しくは第二号、同条第二項又は同条第三項」を「第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分を除く。）、第三項又は第四項」に改める。

第八条第四項中「実費を勘案して」を「七万八千円に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内

において」に改める。

第十二条第三項中「実費を勘案して」を「二万

千円に当該請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において」に改める。

第十四条中「第十八条第一項第四号又は同条第三項」を「第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）又は第四項」に改める。

第十八条第一項中「次の各号に掲げる」を「第九条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による請求をする」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「手数料及び」を「手数料並びに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中の表の中欄に改め、同項を同条第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

第一項第一号、第二号及び第四号を「第二項の中欄」に改め、同項を同条第三項中「第一項第一号、第二号及び第四号」を「第二項の中欄」に改め、同項を同条第三項中「第一項第一号、第二号及び第四号」を「第二項の中欄」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項又は第四項」に改める。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正）

第七条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条 第二節 特許料の特例等（第五十五条権の活用）第二節 特定通常実施権登録（第五十五条権の活用）

第一条 第二十六条及び第二十七条を削る。

第三十条の十九第九項中「が電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）」を加える。

第五章第一節の節名を削り、第五十六条中「特許法」の下に「（昭和三十四年法律第二百二十一号）」を加え、「第三年」を「第十年」に改める。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正）

第六条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条 第二節 特定通常実施権登録（第五十五条権の活用）

第一条 第二十六条第一項中「第二年」を「第十年」に改め、「掲げる者」の下に「であつて産業技術力の強化を図るために必要なものとして政令で定める要件に該当するもの」を加え、同項第一号

中「その特許発明（職務発明（特許法第三十五条第四号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二節 特定通常実施権登録（第五十五条権の活用）

第一条 第二十六条第一項中「第二年」を「第十年」に改める。

第五章第二節の節名を削り、第五十八条から第七十一条までを次のように改める。

第五十八条から第七十一条まで 削除

（産業技術力強化法の一部改正）

第八条 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四条）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第二年」を「第十年」に改め、「掲げる者」の下に「であつて産業技術力の強化を図るために必要なものとして政令で定める要件に該当するもの」を加え、同項第一号

中「その特許発明（職務発明（特許法第三十五条第四号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二節 特定通常実施権登録（第五十五条権の活用）

第一条 第二十六条第一項中「第二年」を「第十年」に改め、「掲げる者」の下に「であつて産業技術力の強化を図るために必要なものとして政令で定める要件に該当するもの」を加え、同項第一号

中「その特許発明（職務発明（特許法第三十五条第四号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二節 特定通常実施権登録（第五十五条権の活用）

第一条 第二十六条第一項中「第二年」を「第十年」に改め、「掲げる者」の下に「であつて産業技術力の強化を図るために必要なものとして政令で定める要件に該当するもの」を加え、同項第一号

中「その特許発明（職務発明（特許法第三十五条第四号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二節 特定通常実施権登録（第五十五条権の活用）

第一条 第二十六条第一項中「第二年」を「第十年」に改め、「掲げる者」の下に「であつて産業技術力の強化を図るために必要なものとして政令で定める要件に該当するもの」を加え、同項第一号

中「その特許発明（職務発明（特許法第三十五条第四号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二節 特定通常実施権登録（第五十五条権の活用）

第一条 第二十六条第一項中「第二年」を「第十年」に改める。

第二条 第二節 特定通常実施権登録（第五十五条権の活用）

第一条 第二十六条第一項中「第二年」を「第十年」に改める。

一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者	一件につき十一万円
二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者	一件につき一万三千円
三 國際予備審査の請求をする者	一件につき三万六千円

## 官報(号外)

号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「そ  
の特許発明が」、「以下この条において同じ。」及  
び「の役員又はその職員のうち専ら研究に従事  
する者（以下この条において「試験研究地方独立  
行政法人研究者」という。）がした職務発明であ  
る場合において、その試験研究地方独立行政法  
人研究者から特許を受ける権利を承継した当該  
試験研究地方独立行政法人」を削り、同号を同  
項第五号とし、同項第九号から第十一号までを  
削り、同条第二項中「次に掲げる者」を「前項各  
号に掲げる者であつて産業技術力の強化を図る  
ために必要なものとして政令で定める要件に  
該当するもの」に改め、同項各号を削る。

第十八条第一項中「第三年」を「第十年」に改  
め、「次に掲げる者であつて」を削り、同項各号  
を削り、同条第二項中「次に掲げる者であつて」  
を削り、同項各号を削る。

附則第三条第一項中「第十八条第四項」を「第  
十八条第五項」に改め、同項第四号中「承認事業  
者が」を「大学等における技術に関する研究成果  
の民間事業者への移転の促進に関する法律第四  
条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項  
の変更の承認を受けた者を含む。以下この号に  
おいて「承認事業者」という。）が」に改める。

（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に  
関する法律（平成十八年法律第三十三号）の一  
部を次のように改正する。）

第九条 中小企業のものづくり基盤技術の高度化  
に関する法律（平成十八年法律第三十三号）の一  
部を次のように改正する。

3 新特許法第三十四条の三第二項、第三項、第  
六項及び第七項並びに第三十四条の五の規定  
は、この法律の施行の際現に存する仮通常実施  
権にも適用する。

4 新特許法第三十四条の三第五項の規定は、こ  
の法律の施行の日前に新特許法第四十一条第一  
項の規定による優先権の主張があつた場合につ  
いては、適用しない。

5 この法律の施行の日前に仮通常実施権の移  
転、変更、消滅又は処分の制限に係る第一条の  
規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」と  
いう。）第三十四条の五第二項の登録がされた場  
合における当該登録の第三者に対する効力につ  
いては、なお従前の例による。

6 新特許法第三十六条の二第四項及び第五項の  
規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第三  
十六条の二第三項の規定により取り下げられた  
ものとみなされた特許出願には、適用しない。

7 この法律の施行の際に特許庁に係属してい  
る特許出願について登録した仮通常実施権を有  
する者がある場合には、当該特許出願の放棄若  
しくは取下げ又は当該特許出願を基礎とする新  
特許法第四十一条第一項の規定による優先権の  
主張に係る承諾については、新特許法第三十八  
条の二又は第四十一条第一項ただし書の規定に  
かかるわらず、なお従前の例による。

8 新特許法第三十九条の規定は、この法律の施  
行の日以後に登録した仮通常実施権の登録を  
目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若  
しくは処分の制限に係る旧特許法第九十九条第  
三項の登録（第七条の規定による改正前の産業  
活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措  
置法（以下「旧産活法」という。）第五十八条第二  
項の規定により旧特許法第九十九条第三項の登  
録があつたものとみなされた場合における当該  
登録を含む）がされた場合における当該登録の  
第三者に対する効力については、なお従前の例  
による。

9 新特許法第四十九条、第七十四条、第一百四  
条の三第三項並びに第一百二十三条第一項第六号及  
び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に  
する特許出願について適用し、この法律の施行  
の日前にした特許出願については、なお従前の  
例による。

10 新特許法第六十七条の三第一項及び第一百二十  
五条の二第一項の規定は、この法律の施行の日  
以後にする特許権の存続期間の延長登録の出願  
について適用し、この法律の施行の日前にした  
特許権の存続期間の延長登録の出願については、  
なお従前の例による。

11 新特許法第八十条第一項及び第九十九条の規  
定は、この法律の施行の際現に存する通常実施  
権にも適用する。

12 新特許法第八十二条第一項の規定は、この法  
律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実  
施権についての通常実施権にも適用する。

13 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、  
変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権  
を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若  
しくは処分の制限に係る旧特許法第九十九条第  
三項の登録（第七条の規定による改正前の産業  
活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措  
置法（以下「旧産活法」という。）第五十八条第二  
項の規定により旧特許法第九十九条第三項の登  
録があつたものとみなされた場合における当該  
登録を含む）がされた場合における当該登録の  
第三者に対する効力については、なお従前の例  
による。

14 この法律の施行の日前に、訴訟の完結した事  
件の三第三項並びに第一百二十三条第一項第六号及  
び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に  
する特許出願について適用し、この法律の施行  
の日前にした特許出願については、なお従前の  
例による。

件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、新特許法第一百四条の三第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
15 新特許法第一百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え(当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。以下同じ。)における同条第一号又は第三号に掲げる審決が確定したことの主張(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百二十号)第四条の規定による改正後の特許法(以下「平成十六年改正特許法」という。)第一百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。)及び新特許法第一百四条の四第二号に掲げる審決が確定したことの主張(新特許法第一百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。)について適用する。
16 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、新特許法第一百九条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
17 新特許法第二百二十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、新特許法第一百九条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
18 この法律の施行の日前に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。
19 この法律の施行の日前に請求された特許無効審判であつて、その審決が確定していないものに係る特許についての訂正審判については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。
20 この法律の施行の日前に請求された審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。
21 この法律の施行の日前にした旧特許法第二百一十六条第一項又は第二百三十四条の二第一項の訂正(この法律の施行の日以後にする第十八項又は第十九項の規定によりなお従前の例によるこ
22 新特許法第二百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と
23 新特許法第二百七十八条第一項及び第二百九十五条の規定は、この法律の施行の日以後に請求された特許無効審判に係る新特許法第二百三十一条第三項の規定によりされる新特許法第二百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された特許無効審判に係る旧特許法第二百三十三条第三項の規定によりされた旧特許法第二百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定については、なお従前の例による。
24 新特許法第二百八十二条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。
25 新特許法第二百八十四条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第二百八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願には、適用しない。
26 この法律の施行の日前に登録された通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて旧特許法第二百二十三条第一項第八号に係るものに限る。)については、なお従前の例による。
27 新特許法別表第十三号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される特許無効審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された特許無効審判に係る手数料については、旧特許法別表第十三号の規定は、なおその効力を有する。
28 (実用新案法の一部改正に伴う経過措置)
29 第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)第四条の二第二条第三項において準用する新特許法第三十四条の二第三五項の規定は、この法律の施行の日前に新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張があつた場合については、適用しない。
30 新実用新案法第七条の規定は、この法律の施行の日以後に実用新案登録出願又は特許出願について適用し、この法律の施行の日前にした旧特許法第二百一十六条第一項又は第二百三十四条の二第一項の訂正(この法律の施行の日以後にする第十八項又は第十九項の規定によりなお従前の例によるこ
31 この法律の施行の際に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願を基礎とする新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は当該特許出願に基づく新実用新案法第十条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、新実用新案法第八条第一項ただし書又は第十条第九項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
32 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第三十条の規定は、次項に規定する

## 特許法等の一部を改正する法律案

場合を除き、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願に係る考案について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願に係る考案については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願が新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合であつて、当該優先権の主張の基礎とされた同項に規定する先の出願がこの法律の施行の日前にされたものであるときは、当該実用新案登録出願に係る考案のうち、当該先の出願に係る考案については、新実用新案法第十二条第一項において準用する新特許法第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 新実用新案法第十七条の二、新実用新案法第三十条において準用する新特許法第五十九条第三項並びに新実用新案法第三十七条第一項第五号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に準用する新特許法第一百四条の三第三項において準用する新特許法第百四十二条第一項の規定により旧実用新案法第十九条第三項において準用する新特

う。)第十九条第三項又は第二十五条第四項において準用する旧特許法第五十九条第三項の登録(旧産活法第五十八条第二項の規定により旧实用新案法第十九条第三項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録があつたものとみなされた場合における当該登録を含む。)がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

9 新実用新案法第二十六条において準用する新特許法第八十二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

10 新実用新案法第三十条において準用する新特許法第一百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百二十九号)第五条の規定による改正後の実用新案法第三十条において準用する平成十六年改正特許法第二百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。)における主張について適用する。

11 新実用新案法第三十三条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新実用新案法第二十条第一項の規定は、この法律の施行の際に存する通常実施権にも適用する。

7 新実用新案法第十九条第三項において準用する新特許法第九十九条及び新実用新案法第二十条第一項の規定は、この法律の施行の際に存する通常実施権にも適用する。

8 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る第二条の規定による改正前の実用新案法(以下「旧実用新案法」とい

12 この法律の施行の日前に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

13 この法律の施行の日前に請求された審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

14 この法律の施行の日前にした旧実用新案法第十四条の二第一項の訂正(この法律の施行の日以後にする第十二条の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。)に係る実用新案登録の無効(旧実用新案法第三十七条第一項第七号に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

15 新実用新案法第四十一条において準用する新特許法第一百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

16 新実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第一百八十二条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

17 新実用新案法第四十八条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた実用新案登録出願には、適用しない。

18 この法律の施行の日前に登録された通常実施権に係る情報であつて旧実用新案法第五十五条第一項において準用する旧特許法第一百八十六条新案法第五十五条第一項において準用する新特許法第一百八十六条第一項本文の規定にかかるわざれたものについての証明等については、新実用新案法第五十五条第一項において準用する新特許法第一百八十六条第一項本文の規定により証明等を行わないものとされず、なお従前の例による。

19 この法律の施行の日前に通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願に基づく新意匠法第十三条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、同条第五項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

20 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願に基づく新意匠法第十三条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、同条第五項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

21 この法律の施行の日前に通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願に基づく新意匠法第十三条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、同条第五項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

22 この法律の施行の日前に通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願に基づく新意匠法第十三条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、同条第五項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

23 新意匠法第二十八条第三項において準用する新特許法第九十九条及び新意匠法第三十条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施権にも適用する。

24 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、

9 新意匠法第五十二条において準用する新特許法第百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という。)第九条第一項の規定は、この法律の施行の日以後にする商標登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした商標登録出願については、なお従前の例による。

2 新商標法第二十一条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法第二十条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権について適用し、この法律の施行の日前に第四条の規定による改正前の商標法(以下「旧商標法」という。)第二十条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権については、なお従前の例による。

3 新商標法第三十三条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際に存する特許権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

4 新商標法第三十八条の二(新商標法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審請求は、この法律の施行の日以後に提起された再審請求による。

の訴え(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百二十号)第七条の規定による改正後の商標法(以下「平成十六年改正商標法」という。)第三十九条において準用する平成十六年改正商標法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)及び平成十六年改正商標法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)が適用される訴訟事件に係るものに限る。)における主張について適用する。

新商標法第五十六条第一項及び附則第十七条第一項において準用する新特許法第一百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法第四十六条第一項(新商標法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)、新商標法第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第二項若しくは第五十三条第一項、新商標法第五十三条の二(新商標法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)又は新商標法附則第十四条第一項(新商標法附則第二十三条において準用する場合を含む。)の審判の確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

新商標法第六十五条の三第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する出願の期間を経過する更新登録の出願について

適用し、この法律の施行の日前に旧商標法第六十五条の三第二項に規定する出願の期間を経過している更新登録の出願については、なお従前の例による。

7 新商標法附則第三条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に規定する申請の期間を経過する書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過している書換登録の申請については、なお従前の例による。

8 新商標法附則第二十三条において準用する新商標法附則第三条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法附則第二十三条において準用する新商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過する防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第二十三条において準用する旧商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過している防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請については、なお従前の例による。

9 第二項及び第六項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる手続に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「新国

際出願法」という。)第八条第四項及び第十八条

による。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する

特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

の規定は、この法律の施行の日以後にする国際出願について適用し、この法律の施行の日前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法第十二条第三項の規定は、新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)に規定す

る手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力

条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

3 新国際出願法第十八条第二項の規定は、国際予備審査の請求につき、この法律の施行の日以後に同項に規定する手数料を納付する者について適用する。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第六条の規定による改正後の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十一条の規定にかかるわらず、なお従前の例によ

は、政令で定める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十二年法律第百四十二号)の一部を

次のように改正する。

第一条第一項第五号中「第十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 旧産活法第六十九条第一項の規定により手数料を納付した者による過誤納の手数料の返還に

ついては、なお従前の例による。

(産業技術強化法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第八条の規定による改正後の産業技術強化法第十七条第一項及び第十八条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「含み、特定通常実施権の登録を除く」を「含む」に改め、同号(二)中「又は通常実施権(仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。)及び「又は登録した仮通常実施権」を削り、「又は通常実施権の件数」を「の件数」に改め、同号(三)中「専用実施権若しくは通常実施権」を「若しくは専用実施権」に改め、同号(四)中「専用実施権」を削り、「これららの権利若しくは意匠権」を「意匠権若しくは専用実施権」に改め、「通常実施権」を削り、同号(四)中「又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同表第百二十五号中「第二十二条の四第一項」を「(平成十一年法律第百三十一号)第二十二

条の四第一項」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第十四条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「並びに特許法第百八十六条第三項(实用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削る。

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

三条第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例

による。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十二年法律第百四十二号)の一部を

次のように改正する。

第一条第一項第五号中「第十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第九条の規定による改正後の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第九条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例によ

る。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

「又は専用実施権」に改め、同表第十四号中「含む」を削り、「これらの権利若しくは意匠権」を削り、同号(四)中「専用実施権若しくは通常実施権」に改め、「通常実施権」を削り、「これららの権利若しくは意匠権」を「意匠権若しくは専用実施権」に改め、「通常実施権」を削り、同号(四)中「又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同表第百二十五号中「第二十二条の四第一項」を「(平成十一年法律第百三十一号)第二十二

条の四第一項」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法

律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行の日前に登録された特

許権若しくは実用新案権についての通常実施権

又は特許権についての仮通常実施権に係る情報

であつて前条の規定による改正前の工業所有権

に関する手続等の特例に関する法律第十二条第

三項において準用する旧特許法第一百八十六条第

三項(旧実用新案法第五十五条第一項において

読み替えて準用する場合を含む。)の規定により

閲覧又は書類の交付を行わないものとされたも

のについての閲覧又は書類の交付については、

前条の規定による改正後の工業所有権に関する

手続等の特例に関する法律第十二条第一項又は

第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例によ

る。

(平成三年商標法改正法の一部改正)

第十六条 商標法の一部を改正する法律(平成三

年法律第六十五号)の一部を次のように改正す

る。

附則第四条第二項中「及び第十三号」を削る。

(平成五年旧実用新案法の一部改正)

第十七条 特許法等の一部を改正する法律(平成

五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定

によりなおその効力を有するものとされた同法

第三条の規定による改正前の実用新案法(以下

「平成五年旧実用新案法」という。)の一部を次の

ようにより改正する。

第十三条の三第四項中「第一百四条の二から第

五百五条の二まで(具体的な態様の明示義務、特許

権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び

を「第一百四条の二(具体的な態様の明示義務)、第

百五条(書類の提出等)、第一百五条の二(に改

め、「関係」の下に「特許法等の一部を改正す

る法律(平成二十三年法律第

号)第一条の

規定による改正後の特許法第一百四条の三及び第

百四条の四(特許権者等の権利行使の制限及び

主張の制限)」を加える。

(平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過

措置)

第十八条 前条の規定による改正後の平成五年旧

実用新案法(以下「新平成五年旧実用新案法」と

いう。)第十三条の三(第四項において準用する新

特許法第一百四条の四の規定は、この法律の施行

の日以後に提起された再審の訴え(裁判所法等

の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三

十号)附則第四条の規定による改正後の平成五

年旧実用新案法第十三条の三(第四項において準

用する平成十六年改正特許法第一百四条の三第一

項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限

る。)における主張について適用する。

(平成五年改正法の一部改正)

第十九条 特許法等の一部を改正する法律(平成

五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」と

いう。)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「特許法等の一部を改正す

る法律(平成十五年法律第四十七号。以下「平

成十五年改正法」という。)を「特許法等の一部

を改正する法律(平成二十三年法律第

号。以下「平成二十三年改正法」という。)に改

め、同項の表を次のように改める。

第七条の二 並びに第三十九条第二項	並びに第三十九条第七項(第四十条の 二第九項において準用する場合を含む。)
----------------------	--

第三十七条 実用新案登録が次の各号	第三十七条 実用新案登録が次の各号
-------------------	-------------------

のいづれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。	のいづれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。
--	--

一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五項の規定に違反してされたと	一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五項の規定に違反してされたと
--	--

二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。	二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。
--------------------------	--------------------------

一の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで(第四十条の二第二項の二第九項において準用する場合を含む。)又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。
--

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項(第三号を除く。)及び第六項に規定する要件を満たしていなかった実用新案登録出願に対し	三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項(第三号を除く。)及び第六項に規定する要件を満たしてされたとき。
--	--

て、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができない。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

2 前項の審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が同項第一号に該当すること(その実用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る)又は前項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができない。

4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

てしない実用新案登録出願に対し

てされたとき。

4 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対ししてされたとき。

5 実用新案登録がされた後においても、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、実用新案登録請求の範囲の減縮してされたとき。

3 前項の明細書又は図面の訂正は、

実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

3 第一項第一号の場合は、訂正後に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならない。

4 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができない。

3 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をることができる。この場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する(請求項」という。)があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、

願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することをすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限られる。

39条 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の訂正

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

3 前項の審判は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属した時からその審決(請求項ごとに請求がされた場合にあつては、その全ての審決)が確定するまでの間は、請求することができる。

2 前項の審判が特許庁に係属した時からその審決(請求項ごとに請求がされた場合にあつては、その全ての審決)が確定するまでの間は、請求することができる。

3 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をることができる。この場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する(請求項」という。)があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 願書に添付した明細書のうち第五

条第三項第一号から第三号までに掲げる事項又は図面の訂正をする場合

であつて、請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て（前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て）について行わなければならない。

5 第一項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

6 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

7 第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正是、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならない。

8 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

（訂正の無効の審判）

（答弁書の提出等）

第四十条 願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。  
第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

2 審判長は、第四十一条において準用する特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）第一条の規定による改正後の特許法（以下「平成二十三年改正特許法」という。）第一百三十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えないければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。（訂正の請求）

第四十条の二 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条又は第四十一条において準

用する特許法第百五十三条第二項若しくは平成二十三年改正特許法第六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

#### 一 実用新案登録請求の範囲の減縮

#### 二 誤記の訂正

#### 三 明瞭でない記載の証明

#### 四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

2 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合は、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判が請求項ごとに請求された場合にあつては、請求項ごとに前項の訂正の請求をしなければならない。

3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 審判長は、第一項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

#### 5 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第三十九条第五項から第七項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相手の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えるなければならない。

6 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書又は図面について第五十五条第二項において読み替えて準用する特許法第十七条第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

8 第四十一条において準用する平成二十三年改正特許法第百五十五条第

官報(号外)

平成二十三年四月十五日 参議院会議録第十号 特許法等の一部を改正する法律案

三項の規定により第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、第四十八条の十二第一項の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る第一項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

9 第三十九条第四項から第八項まで、特許法第二百二十九条、第二百三十一条並びに第二百三十二条第三項及び第四項並びに平成二十三年改正特許法第二百三十三条第一項、第三項及び第四項、第二百三十五条の二第一項並びに第二百三十六条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第三十九条第七項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決があつた場合における訂正の請求)

第四十条の三 番裁判長は、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求に理由がないとするものに限る。)に対する第

三項の規定により第三十七条第一項の請求が請求項ごとに取り下げられたものとみなし、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判事件に係る全の請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る第一項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

第四十五条		(特許法の準用)	
、第二百七十四条(審判の規定等の準用)及び第二百七十六条(再審の請求登録前の実施による通常実施権)	第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十一条から第二百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。	(特許法の準用)	四十七条第二項において準用する平成二十三年改正特許法第二百八十五条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第二項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。
及び第二百七十六条(再審の請求登録前の実施による通常実施権)	第四十一条 特許法第二百三十五条の二、第二百三十六条及び第二百六十八条から第二百六十六条まで並びに平成二十三年改正特許法第二百三十六条、第二百三十七条、第二百三十八条、第二百三十九条、第二百四十条、第二百四十五条の二、第二百五十六条、第二百六十四条の二、第二百六十七条及び第二百六十八条の二(審決の効果、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。	(特許法の準用)	四十七条第二項において準用する平成二十三年改正特許法第二百八十五条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第二項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

第四十七条	審判又は再審の請求書	審判若しくは再審の請求書又は第四十条の二第一項の訂正の請求書
第二項	特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第百七十九条から第百八十二条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)	特許法第百七十九条(被告適格)並びに平成二十三年改正特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等並びに第百八十条、第百八十二条、第百八十三条第一項又は第百八十四条(出訴の通知等、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付))
第一項	特許法第百七十八条第二項から第十二第二項までの規定並びに特許法第三十七条第一項とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第二項」と	特許法第三十七条第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第百八十四条の十五第二項及び第十五第四項
第五十五条	第三十七条第二項及び第三項の規定並びに特許法第百八十四条の十五第二項及び第四項(国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判)	第三十七条第三項(第四十八条の十二第二項)において準用する場合を含む。)、第三十九条第四項、第四十一条において準用する特許法第百二十五条

別表第九号	別表第五号	登録異議の申立て(請求公報に係る異議の申立てを含む。)をする者	十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後(同条第二項、同法第四十条の二第五項、同法第四十条の三又は同法第四十一条において準用する特許法第一百五十三条第二項若しくは平成二十三年改正特許法第六十四条の二第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後)及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する平成二十三年改正特許法第一百五六条第一項の規定による通知があつた後(同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後)と、「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四十条の二第一項の訂正」と読み替えるものとする。
訂正を請求する者	審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者	登録異議の申立てをする者	平成二十三年改正特許法第百九十五条の四(行政不服審査法による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下による補正の却下の決定、査定、審決及び審判若しくは再審の請求書又は第四十条の二第二項の訂正の請求書の却下の決定

官報(号外)

(平成五年改正法の一部改正に伴う経過措置)	
第二十条	この法律の施行の日前に請求された附則第十七条の規定による改正前の平成五年旧実用新案法(以下「旧平成五年旧実用新案法」といふ。)第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第二項の審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。
2	この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条第一項の審判であつて、その審決が確定していないものに係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについての審判(次項において「訂正の審判」という。)については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。
3	この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条第一項の審判であつて、その審決が確定していないものに係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについての審判(次項において「訂正の審判」という。)については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。
4	この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十九条第一項又は第四十条の二第二項の審判の確定によりなお従前の例により請求される訂正の審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。
5	この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十九条第一項又は第四十条の二第二項の規定によりなお従前の例により請求される訂正の審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。
6	新平成五年旧実用新案法第四十七条第一項及び読替え後の新平成五年旧実用新案法第五十五条第六項において準用する新特許法第二百九十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第二項の審判に係る読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十一条において準用する新特許法第二百三十三条第三項の規定によりされる新平成五年旧実用新案法第四十条の二第二項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第二項の審判に係る手数料については、旧平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、なおその効力を有する。
7	(平成八年商標法等改正法の一部改正) 第二十一条 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。 附則第五条第四項中「において準用する新特許法第九十九条第一項」を削る。 (平成十五年改正法の一部改正) 第二十二条 特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。 附則第二条第四項中「第五条」を「特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律
則第四条第二項において読み替えた新平成五年旧実用新案法(以下「読み替え後的新平成五年旧実用新案法」という。)第四十一条において準用する新特許法第二百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。	
則第三十九条第一項又は第四十八条の十二第二項の審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第二項の審判に対する訴えについては、なお従前の例による。	
8 新平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第二項の審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第二項の審判に係る手数料については、旧平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、なおその効力を有する。	
9 第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。 (調整規定) 第二十四条 この法律の施行の日が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百三十六条)の施行の日前である場合には、第七条のうち産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十六項及び第二十七項を削る改正規定中「第二条第二十六項及び第二十七項」とあるのは、「第二条第二十七項及び第二十八項」とする。	
10 第二十五条 この法律の施行の日が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百三十六条)の施行の日前である場合には、第七条のうち産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十六項及び第二十七項を削る改正規定中「第二条第二十六項及び第二十七項」とあるのは、「第二条第二十七項及び第二十八項」とする。	
11 第二十六条 意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年意匠法等改正法の一部改正) 第二十三条 意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。 附則第七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。	

## 審査報告書

不正競争防止法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十四日

経済産業委員長 柳澤 光美

参議院議長 西岡 武夫殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の技術革新の著しい進展や我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等に鑑み、技術的制限手段の保護及び事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、技術的制限手段の保護の対象範囲を拡大し、技術的制限手段の効果を妨げる装置の譲渡等に係る処罰規定を整備するとともに、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟の審理において、営業秘密の保護を図るために措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

## 二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。  
不正競争防止法の一部を改正する法律案  
右

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣 菅 直人

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一

部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

七号に改める。  
第二十一条の次に次の章名を付する。

## 第五章 罰則

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 差止請求、損害賠償等(第三条—第十  
五条)

第三章 國際約束に基づく禁止行為(第十六  
条—第十八条)

第四章 雜則(第十九条・第二十条)  
第五章 詐則(第二十一条・第二十二条)

第六章 刑事訴訟手続の特例(第二十三条—第  
三十二条)

附則  
第一章 総則  
第二章 刑事訴訟手続の特例(第二十三条—第  
三十二条)

第六章 刑事訴訟手続の特例(第二十三条—第  
三十二条)

第六章 刑事訴訟手続の特例(第二十三条—第  
三十二条)

第六章 刑事訴訟手續の特例(第二十三条—第  
三十二条)

- 2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- 3 裁判所は、第一項に規定する事件を取り扱う場合において、検察官又は被告人若しくは弁護人から、被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることを、相手方の意見を聴き、当該事項が犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠であり、かつ、当該事項が公開のととなる事項を公開の法廷で明らかにされると認められる旨の申出があるときは、相手方の意見を聴き、当該事項が公開の法廷で明らかにされるにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。
- 4 裁判所は、第一項又は前項の決定(以下「秘匿決定」という。)をした場合において、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定で、営業秘密構成情報特定事項(秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項)を依法定事項(秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項)に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現を定めることができる。
- 5 裁判所は、秘匿決定をした事件について、営業秘密構成情報特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至つたときは、裁判所は、秘匿決定をした事件について、営業秘密構成情報特定事項を公開の法廷で明らかにしないことを認めた。

官報(号外)

<p>若しくは変更されたため第一項に規定する事件に該当しなくなつたときは、決定で、秘匿決定の全部又は一部及び当該秘匿決定に係る前項の決定(以下「呼称等の決定」という。)の全部又は一部を取り消さなければならない。</p> <p>(起訴状の朗読方法の特例)</p> <p>第二十四条 秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第二百九十一條第一項の起訴状の朗読は、營業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならぬ。</p> <p>(尋問等の制限)</p> <p>第二十五条 裁判長は、秘匿決定があつた場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が營業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。</p> <p>(公判期日外の証人尋問等)</p> <p>第二十六条 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の</p>
<p>尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が營業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより当該營業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続をすることができる。</p> <p>2 刑事訴訟法第一百五十七條第一項及び第二項、第一百五十八条第二項及び第三項、第一百五十九條第一項、第二百七十三条第二項、第二百七十四条並びに第三百二条の規定は、前項の規定による被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、同法第一百五十七条第一項、第一百五十八条第三項及び第一百五十九條第一項中「被告人又は弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法共同被告人又はその弁護人と、同法第一百五十八第二項中「被告人及び弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法第二百七十三条第二項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六條第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第二百七十四条中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六條第一項の規定による被</p>
<p>「証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるものとする。</p> <p>(尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令)</p> <p>第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。</p> <p>(証拠書類の朗読方法の特例)</p> <p>第二十八条 秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第三百五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、營業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行ふものとする。</p> <p>(公判前整理手続等における決定)</p> <p>第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。</p> <p>一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれらの決定を取り消す決定をすること。</p> <p>二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めること。</p> <p>(証拠開示の際の營業秘密の秘匿要請)</p> <p>第三十条 檢察官又は弁護人は、第二十三條第一項に規定する事件について、刑事訴訟法第二百九十九條第一項の規定により証拠書類又は証拠を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)</p> <p>第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項第三号中「第十一條第一項」を</p>

「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第七号」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第三条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「から第四号まで若しくは第六号」を「から第五号まで若しくは第七号」に改める。

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一  
部改正)

第四条 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五号)の一部を次のように改定する。

附則第一条たゞし書中「第十三条」を削る。  
附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

(意匠法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「及び第十五条」を削る。

附則第九条を次のように改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)

第九条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が一部施行日後となる場合において、同法の施行日の前日までの間ににおける組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)別表の規定の適用については、同表第三条又は第七十八条の二とする。

十六号中「第一百九十六条」とあるのは「第一百九十七条」とあるのは「第七十八条」とあるのは「第七十九条」とあるのは「第一百九十六条の二」と、同表第三十  
七号中「第七十八条」とあるのは「第七十九条又は第七十八条の二」とする。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

#### 審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十四日

参議院議長 西岡 武夫殿 法務委員長 浜田 昌良

要領書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

この法律は、平成二十三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第一条の表中「一、七八二人」を「一、八二七人」に改める。

#### 附 則

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

審査報告書

森林法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十四日

参議院議長 西岡 武夫殿 農林水産委員長 主瀬 了

要領書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

未曽有の東日本大震災により、森林・林業・木材産業においても例のない甚大な被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすべきである。

加えて、木材価格の低迷による経営意欲の低下や不在村森林所有者の増加などを背景として、適正な森林施業が行われていない森林が増加している。

こうした中で、林業を地域産業として再生していくとともに、適正な森林施業の確保と持続的な森林經營の確立を図ることが、森林の有する多面的機能を十分發揮させ、木材自給率の向上を目指す上でも極めて重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 被災地における木材産業・治山施設・海岸林などの復旧に向け、特別な財政上の措置を含め迅速かつ万全の措置を講じること。

二 林産物の流通・消費に無用の混乱が生じないよう適切な対応に努めること。

三 行政による立入調査の主体の拡大や土地の使用権の設定に関する協議の認可等、本法改正の趣旨を十分に踏まえ、震災の復旧に努めるこ

と。

四 保安林等の機能を保全するため、地方公共団体が森林所有者等に関する情報を円滑に把握・利用することができるよう、関係省庁は連携して必要な協力をを行うこと。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

官報(号外)

五 無届伐採に対する中止・造林命令や所有者不明森林における路網整備・間伐等の施業代行の制度を活用し適正な森林施業が行われるよう、当該制度の趣旨及び手続について地方公共団体を含めて現場に十分浸透させること。また、制度の適切な運用に努めること。

六 木材自給率五十%以上の目標達成に向け、路網整備や造林・間伐等の促進、森林施業の集約化、木材の安定供給や利用拡大等の施策が確実に行われるよう、森林・林業基本計画及び全国森林計画を見直すこと。また、これらの施策の推進に必要な財政上の措置を講じること。

七 森林・林業の再生を通じた山村振興や地域経済の活性化を推進するため、森林組合をはじめ、地域の林業事業体や林業の担い手を将来にわたって確保できるよう人材の育成に努めること。その際、国有林の組織や技術、フィールドの活用により、民有林への指導・サポートや連携等による地域貢献ができるよう、国有林野事業及び組織の在り方について一般会計への移行も含め検討すること。

八 地球温暖化防止のための森林吸収源対策、木材や木質バイオマスの利用拡大を着実に推進するため、環境税の使途にこれらの対策を明確に位置付け、必要な安定財源を確保すること。

九 施業集約化による林業経営の継続を確保する観点から、平成二十三年度税制改正大綱及び本法改正の趣旨を踏まえ、平成二十四年度税制において山林相続税・贈与税の納稅猶予措置を講じること。

右決議する。

森林法の一部を改正する法律案  
(小字及び一は衆議院修正)  
森林法の一部を改正する法律案  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

○○、「第三百三十三条」を「第三百四十二条」に改める。

第四条第二項第三号の三中「かん養」を「涵養」に、「第十一条第四項第二号」を「第十一条第五項第二号」に改め、同項第四号の二の次に次の一號を加える。

四の三 森林の保護に関する事項

第五条第二項第一号中「所在及び面積並びにその」を削り、同項第五号の二中「森林施業の共同化」を「委託を受けて行う森林の施業又は經營の実施、森林施業の共同化」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五の三 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

第十条の五第二項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

第十条の五第二項第十一号及び第十二号を削り、同条第八項中「森林施業計画」を「森林經營計画」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「にについて」の下に「必要に応じ」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

六 市町村は、市町村森林整備計画の案を作成し

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年三月三十一日

参議院議長 西岡 武夫殿

衆議院議長 横路 孝弘

四項」を「第十一條第五項」に、「森林施業計画」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十條の十一の四第一項(第十條の十一の六第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の裁定第十條の十一の二第二項第一号の契約の締結に関するものを除く。)に基づいて伐採をする場合

第十條の八第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改める。

第十條の九に次の一項を加える。

4 市町村の長は、前條第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が○引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、○伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができ。一 当該伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 伐採前の森林が有していた水害の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい能があること。

支障を及ぼすおそれがあること。

四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

第十條の十一第一項中「とき」の下に「(次項に規定する場合を除く。)」を加え、同條第二項中「により、要間伐森林について市町村森林整備計画において定められている当該要間伐森林に係る間伐又は保育の方法及び時期に関する事項に従つて間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告した」を「による勧告をした」に改め、同項を同條第

四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村の長は、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要のあるもの(以下「要間伐森林」という。)がある場合には、当該要間伐森林の森林所有者等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

3 市町村の長は、前項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができる。

4 市町村の長は、前項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林の立木のうち間伐のため伐採するものの所有権(以下「特定所有権」という。)の移転並びに当該要間伐森林について行う間伐の実施及びそのため必要な施設の整備のため当該要間伐森林の土地を使用する権利(以下「特定使用権」という。)の設定に関する契約

5 前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請に係る要間伐森林の立木について立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号第三条(同法第十条において準用する場合を含む。第十条の十一の五において同じ。)の規定の適用があるときは、あらかじめ、当該立木の伐採について当該立木に関し登記した抵当権又は

じ。)」を加え、「第十條の十第二項」を「第十條の十四項」に改め、「者」の下に「第一号の契約については、」を加え、「。」以下この条において「指定公共団体等を分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第二条第二項に規定する育林者とし、当該森林所有者を同項に規定する育林地所有者とする同項に規定する分収育林契約」を「次の各号のいずれかの契約」に改め、同條に次の各号を加える。

第十條の十一の四第一項中「第十條の十一の二」に規定する場合を除く。)」を加え、「すべて」を「全第十二条の十一の三第一項及び第二項中「前條」を「前條第一項」に改める。

第十條の十一の二第二項の契約の締結に関する第一項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該要間伐森林の所在及び面積二 特定所有権に係る立木の樹種別及び林齡別の本数三 特定所有権の取得の対価の額並びにその支払の時期及び方法四 特定所有権に係る立木の伐採の時期及び方法

5 前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。

一 前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項については、申請の範囲を超えないこと。

二 前項第三号に規定する額については、特定所有権に係る立木の販売による標準的な収入の額から当該立木の伐採及び販売に要する標

準的な費用の額を控除して得た額とする」と。  
 第十条の十一の五の前の見出しを削り、同条に見出として「(裁定の効果)」を付し、同条第二項中「前条第一項」を「第十条の十一の二第二項第一号の契約の締結に関する前条第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

3 前項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約に基づき前条第一項の裁定の申請をした者が分収育林契約に係る立木についての持分を取得したときは、その裁定の申請をした者と第十条の十一の二第二項の同意をした抵当権又は先取特権を有する者との間に前条第二項第九号に規定する立木の伐採の方法を立木に関する法律第三条に規定する施業方法とする協定が締結されたものとみなす。

4 第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する前条第一項の裁定について第一項の規定による公報があつたときは、その裁定の定めによることにより、その裁定の申請をした者との申請に係る森林所有者との間に特定所有権の移転及び特定使用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

5 前項の規定により締結されたものとみなされた契約に基づき前条第一項の裁定の申請をした者が特定所有権を取得したときは、その裁定の申請をした者と第十条の十一の二第二項の同意をした抵当権又は先取特権を有する者との間に前条第四項第四号に規定する立木の伐採の方法を立木に関する法律第三条に規定する施業方法とする協定が締結されたものとみなす。

八第一項を「第十条の十一の九第一項」に、「第十条の十一の十二第一項」を「第十条の十一の十三第一項」に、「第十条の十一の十一第一項各号」を「第十条の十一の十二第一項各号」に改め、同条を第十条の十一の十六とする。

第十条の十一の十四第一項中「第十条の十一の八第一項」を「第十条の十一の九第一項」に、「第十条の十一の十二第一項」を「第十条の十一の十三第一項」に改め、同条を第十条の十一の十五とする。

第十条の十一の十三中「第十条の十一の十一第二項」を「第十条の十一の十二第二項」に改め、同条を第十条の十一の十四とし、第十条の十一の十二を第十条の十一の十三とする。

第十条の十一の十一第一項中「第十条の十一の八第一項」を「第十条の十一の九第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第十条の十一の十二とし、第十条の十一の九第一項に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第十条の十一の十二とする。

第十条の十一の十第一項中「第十条の十一の八第一項」を「第十条の十一の九第一項」に改め、同条を第十条の十一の十一とし、第十条の十一の九を第十条の十一の十とし、第十条の十一の八を第十条の十一の九とする。

第十条の十一の七の見出しを「(分収育林契約等の解除)」に改め、同条に次の一項を加える。

第十条の十一の五の次に次の二条を加える。

3 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第十条の十一の四第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る要間伐森林の森林所有者を確知することができないことにより第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

4 第十条の十一の五第四項の規定により締結されたものが当該特定所有権に係る立木の全部又は一部の間伐を実施しないで第十条の十一の四第四項第四号に規定する立木の伐採の時期を経過したときは、都道府県知事の承認を受けた場合において、その掲示に係る要間伐森林についての特定所有権及び特定使用権を取得する。

5 第一項の裁定の申請をした者は、その裁定において定められた補償金の支払の時期までに、

その補償金を当該要間伐森林の森林所有者た  
めに供託しなければならない。

前項の規定による補償金の供託は、当該要間  
伐森林の所在地の供託所にするものとする。

第十条の十二中「達成」を作成及びその達成に  
改め、「ときは」の下に「都道府県知事又は」を加  
える。

第十条の十三第二項中「(同法第二条第二項に規  
定する分収育林契約をいう。)」を削る。

「第三節 森林施業計画」を「第三節 森林經營  
計画」に改める。

第十一条の見出しを「(森林經營計画)」に改め、  
同条第一項中「森林所有者等は、単独で又は共同  
して、」を「森林所有者又は森林所有者から森林の  
經營の委託を受けた者は、自らが森林の經營を行  
う森林であつて、」に、「森林につき」を「ものにつ  
き、単独で又は共同して」に、「森林施業計画を」  
を「森林の經營に関する計画(以下「森林經營計画  
」)」に、「当該森林施業計画」を「当該森林

經營計画」に改め、同条第二項中「森林施業計画」  
を「森林經營計画」に改め、同項第七号  
を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 森林病害虫の駆除及び予防の方法、火災の  
予防の方法その他の森林の保護に関する事項  
第十二条第四項中「森林施業計画の内容」を「森  
林經營計画の内容」に、「すべて」を「全て」に、「森  
林經營計画が」を「森林經營計画が」に改め、同項  
第一号及び第四号中「森林施業計画」を「森林經營  
計画」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三

号の次に次の三号を加える。

四 当該森林經營計画の対象とする森林の施業  
を実施するために必要な作業路網の整備の状  
況その他の事情に照らして、当該認定の請求

をした者により当該森林經營計画に従つた森  
林の施業及び保護が適正かつ確実に実施され  
ると認められること。

五 第二項第四号又は第七号に掲げる事項に火  
入れに関する事項が記載されている場合に  
は、その火入れをする目的が第二十一条第二  
項第一号又は第三号に該当するものであるこ  
と。

六 当該森林經營計画に第三項に規定する事項  
が記載されている場合には、当該森林經營計  
画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有  
者の申出に応じて当該認定の請求をした者が  
森林の經營の委託を受けることが確実である  
と見込まれることその他の森林の經營の規模  
の拡大が図られることが確実であると認めら  
れるものとして農林水産省令で定める要件に  
該当するものであること。

七 第十二条の見出し中「森林施業計画」を「森林經  
營計画」に改め、同項第一号中「森林施業計  
画」を「森林經營計画」に改め、同項第七号  
を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。  
八 森林病害虫の駆除及び予防の方法、火災の  
予防の方法その他の森林の保護に関する事項  
第十二条第四項中「森林施業計画の内容」を「森  
林經營計画の内容」に、「すべて」を「全て」に、「森  
林經營計画が」を「森林經營計画が」に改め、同項  
第一号及び第四号中「森林施業計画」を「森林經營  
計画」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三

る国有林野に近接する森林であるときは、農林  
水産省令で定めるところにより、あらかじめ、  
その国有林野を管轄する森林管理署長に協議  
し、その同意を得なければならない。

第十二条の見出しを「(森林經營計画の変更)」に  
改め、同条第一項中「前条第四項」を「前条第五項」  
に、「森林所有者等」を「森林所有者又は森林所有  
者から森林の經營の委託を受けた者」に、「森  
林施業計画」を「森林經營計画」に改め、同項第  
一項中「森林施業計画」を「森林經營計画」に、「森  
林所有者等でなくなつた」を「自ら森林の經營を行  
わなくなつた場合又は当該森林經營計画の対象と  
する森林以外の森林であつて前条第一項の政令で  
定める基準に適合するものにつき新たに自ら森  
林の經營を行うこととなつた」に改め、同条第二項  
中「森林施業計画」を「森林經營計画」に改め、同条  
第三項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項  
から第六項まで」に、「同項」を「同条第五項」に、  
「森林施業計画」を「森林經營計画」に改める。

第十二条の見出し中「森林施業計画」を「森林經營  
計画」に改め、同条中「第十二条第四項」を「第十  
一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林經營計  
画」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に、  
「もの」を「もの」に改める。

第十四条の見出しを「(森林經營計画の遵守)」に  
改め、同条中「森林施業計画」を「森林經營計  
画」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に、  
「もの」を「もの」に改める。

第十五条の見出しを「(森林經營計画の遵守)」に  
改め、同条中「森林施業計画」を「森林經營計  
画」に改め、「につき」の下に「当該森林經營計  
画において定められている」を加える。

第十六条中「森林施業計画」を「森林經營計  
画」に改め、「につき」の下に「当該森林經營計  
画において定められている」を加える。

に、「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め  
る。

第十九条第一項中「森林施業計画の対象とする森  
林の所在地」を「森林經營計画の対象とする森  
林の所在地」に改め、同項第一号及び同条第二項中  
「森林施業計画」を「森林經營計画」に改め、同条第  
三項中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に、  
「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同条  
第四項中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に  
改め、「の対象とする森林に係る」を「において定め  
られる」に改める。

第三十四条の二「第十二条第一項第六号及び第二項第三号中  
「第百八十八条第二項」を「第百八十八条第三項」に  
改め、同条第十項ただし書中「第十二条第四項」を  
「第十二条第五項」に、「森林施業計画」を「森林經營  
計画」に、「準用する」を「読み替えて準用する」  
に、「の対象とする森林に係る」を「において定め  
られている」に改める。

第三十四条の二「第十二条第一項第六号及び第二項第三号中  
「第百八十八条第二項」を「第百八十八条第三項」に  
改め、同条第十項ただし書中「第十二条第四項」を  
「第十二条第五項」に、「森林施業計画」を「森林經營  
計画」に、「準用する」を「読み替えて準用する」  
に、「の対象とする森林に係る」を「において定め  
られている」に改める。

第三十四条の二「第十二条第一項第六号及び第二項第三号中  
「第百八十八条第二項」を「第百八十八条第三項」に  
改め、「の対象とする森林に係る」を「において定め  
されている」に改める。

第三十九条の四第一項第三号を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「前項各号に掲げる」を「前二項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画を変更し、又はこれをたてようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、要整備森林の整備のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

第三十九条の六中「第十条の十第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第四十条の見出しを「(保安林に係る権限の適切な行使)」に改め、同条中「農林水産大臣」を「前項に定めるもののほか、農林水産大臣」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を同条第一項として、同条各号に掲げる目的が十分に達成されるよう、同条及び第二十五条の二の規定による保安林の指定に係る権限を適切に行使するものとする。

第四十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

第五十条第二項中「意見を聞かなければ」を「出頭を求めて、農林水産省令で定めるところにより、公開による意見の聴取を行わなければ」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともにこれを公示しなければな

らない。

4 第二項の意見の聴取に際しては、当事者に対する意見の提出について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

第五十八条第五項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に、「附加増置した」を付加し若しくは増置したに改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十九条第一項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改める。

第四 第十条の十二の規定による市町村の求めに応じて行う協力のうち専門的な技術及び知識を必要とする事項に係るものを行うこと。

第一百八十七条第二項に次の一号を加える。

第三項を加え、「当該職員の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を加え、「立ち入つて測量、

実地調査、標識建設又は立木竹の伐採をする当該職員」を「立ち入ろうとする者」に、「証票」を「明書」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「測量」を「前項の測量若しくは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともにこれを公示しなければな

立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。

第五百九十二条第一項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条第二項中「市町村は」の下に「森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあつせんを行うとともに」を加え、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条の次に五条を加える。

第五百九十三条第一項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改め、同条に次の二号を加える。

2 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る)は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法に掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る)。

第五百九十四条第一項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改め、同条に次の二号を加える。

2 第百九十六条の二に次の二号を加える。

2 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る)は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法に掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る)。

第五百九十五条第一項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改め、同条に次の二号を加える。

2 第百九十六条の二に次の二号を加える。

2 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る)は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法に掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る)。

第五百九十六条第一項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改め、同条に次の二号を加える。

2 第百九十六条の二に次の二号を加える。

2 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る)は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法に掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る)。

第五百九十七条第一項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改め、同条に次の二号を加える。

2 第百九十六条の二に次の二号を加える。

2 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る)は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法に掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る)。

第五百九十八条第一項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改め、同条に次の二号を加える。

2 第百九十六条の二に次の二号を加える。

2 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る)は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法に掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る)。

第五百九十九条第一項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改め、同条に次の二号を加える。

2 第百九十六条の二に次の二号を加える。

2 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る)は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法に掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る)。

第五百九十九条第二項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改め、同条に次の二号を加える。

2 第百九十六条の二に次の二号を加える。

2 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る)は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法に掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る)。

第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条まで及び附則第十条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条まで及び附則第十条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

（地方公共団体が行う保安林等の買入れに係る財政上の措置）

国は、地方公共団体が保安林その他森林の有する公益的機能を維持することが特に必要であると認められる森林の買入れを行うことができるよう、第四十六条第二項の規定による補助その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（森林の集約化等の事業の推進）

第一百九十九条の二各号別記以外の部分中「都道府県」を「地方公共団体」に改め、同条に次の二号を加える。

六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的のため内部で利用することができる)は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法に掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る)。

一 第十条の八第一項第五号の改正規定（「百八十八条第二項」を「百八十八条第三項」に改める部分に限る。）、第三十一条第一項第六号及び第二項第三号の改正規定、第四十条の改正規定、第一百八十八条の改正規定並びに第一百九十二条の次に五条を加える改正規定並びに次条から附則第五条まで及び附則第十条の規定 公布の日

二 第四十九条の改正規定、第五十条の改正規定、第五十八条の改正規定、第五十五条の改正規定並びに附則第九条の規定の改正規定及び第五十九条の改正規定において政令で定める日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四十九条の改正規定、第五十条の改正規定、第五十八条の改正規定及び第五十九条の改正規定において政令で定める日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（全国森林計画に関する経過措置）

第二条 農林水産大臣は、平成二十三年九月三十日までに、この法律による改正後の森林法（以下「新法」という。）第四条の規定の例により、前第<sup>二</sup>号に掲げる書に規定する規定の施行の際現にこの法律による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第四条の規定によりたてられている全国森林計画を変更しなければならない。この場合において、当該全国森林計画の変更は、平成二十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 前項の規定により変更された全国森林計画は、新法第四条の規定によりたてられた森林法（以下「旧法」といふ。）第四条の規定によりたてられている全国森林計画を変更しなければならない。この場合において、当該全国森林計画の変更は、平成二十四年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成二十四年四月一日をその効力を生ずるものとする。

（地域森林計画に関する経過措置）

第三条 都道府県知事は、平成二十三年十二月三十一日までに、新法第五条及び第六条の規定の例により、前第<sup>一</sup>号に掲げる書に規定する規定の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられている地域森林計画（平成十九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該地域森林計画の変更は、平成二十四年四月一日をその効力を生ずるものとする。

（市町村森林整備計画に関する経過措置）

第四条 森林管理局長は、平成二十四年十二月三十一日までに、新法第七条の二の規定の例により、前第<sup>一</sup>号に掲げる書に規定する規定の施行の際現に旧法第七条の二の規定によりたてられている森林計画（平成十九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該森林管理局長は、平成二十四年四月一日をその効力を生ずるものとする。

（伐採後造林の命令に関する経過措置）

第五条 新法第十条の九第四項の規定は、この法律の施行後に新法第十条の八第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者について適用する。

（要間伐森林に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前に期限を定めてした旧法第十条の十第一項の規定による勧告（旧法第十条の五第二項第五号に規定する要間伐森林について市町村森林整備計画において定められていない当該要間伐森林に係る間伐又は保育の方法及び時期に関する事項に従つて間伐又は保育を実施すべき旨のものに限る。）は、新法第十条の十第三項の規定によりされた勧告とみなす。

（森林施業計画に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に旧法第十二条第一項第一号に掲げる規定によつて読み替えて準用する場合に、旧法第十二条第一項第一号に掲げる規定によつて読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画の施行の際現に旧法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画において定められている森林施業の実施については、なお従前の例による。

（使用権設定に関する認可に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前に旧法第十二条第一項第一号に掲げる規定によつて読み替えて準用する場合に、旧法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画において定められている森林施業の実施については、なお従前の例による。

（森林施業計画に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前に旧法第十二条第一項第一号に掲げる規定によつて読み替えて準用する場合に、旧法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画において定められている森林施業の実施については、なお従前の例による。

（森林施業計画に関する経過措置）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めます。

（検討）

第十一條 政府は、この附則の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の項各号

列記以外の部分中「都道府県」を「地方公共団体」に改め、同項に

次の「号」を加える。

六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理するこ

ととされている事務（第二十五年第一項第一号から第三号

までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は

保育施設地区の区域内の森林に関するものに限る。）

別表第二「地代収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の項の

次に次のように加える。

(森林組合法の一部改正)

第十条の七の二、第一項の規定により市町村が処理することとされている事務第二十五条第二項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)

第十二条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十号及び第一百一条第一項第十二号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条第四項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正)

第十三条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

(第六条の見出しを「(森林経営計画の変更等)」に改め、同条第一項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正)

第十五条 森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

(第六条の見出しを「(森林経営計画の変更等)」に改め、同条第一項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条第三項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条第五項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条第五項各号に「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「森林施業計画」を「森林経

森林法の一部を改正する法律案 お茶の振興に関する法律案

## 審査報告書

お茶の振興に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十四日

農林水産委員長 主濱 了  
参議院議長 西岡 武夫殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生

活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていて、茶業及びお茶の文化の振興を図るために、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お

茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の拡大及びこれに資するお茶を活用したことともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大とともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶

の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用したことともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大とともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶

## (基本方針)

## 第二条 農林水産大臣は、お茶の生産、加工又は販売の事業(以下「茶業」という。)及びお茶の文

化の振興に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

## 一 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

## 二 お茶の需要の長期見通しに即した生産量その他の茶業の振興の目標に関する事項

## 三 茶業の振興のための施策に関する事項

## 四 お茶の文化の振興のための施策に関する事項

## 五 その他茶業及びお茶の文化の振興に関し必要な事項

## 3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たつてお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、茶業を行う者が組織する団体(以下「茶業団体」という。)その他

中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るために、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、もつて茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

めぐる諸情勢の著しい変化が生じていていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るために、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、もつて茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、お茶の需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興計画)

第三条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における茶葉及びお茶の文化の振興に関する計画(以下「振興計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たつてお茶の需給事情を把握するため必要があると認めることは、茶業団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができない。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(生産者の経営の安定)

第四条 国及び地方公共団体は、お茶の生産者の経営の安定を図るため、茶園に係る農業生産の基盤の整備、茶樹の改植(茶樹を除去した後、苗木を植栽することをいう。)の支援、災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (加工及び流通の高度化)

第五条 国及び地方公共団体は、お茶の加工及び流通の高度化を図るため、お茶の生産者による

農業と製造業、小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に係る取組及びお

茶の加工の事業を行う者(以下「加工事業者」という。)による加工施設の整備に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第六条 国及び地方公共団体は、お茶の品質の向上を促進するため、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、お茶の生産者及び加工事業者による品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(品質の向上の促進)

第七条 国及び地方公共団体は、お茶の消費の拡大を図るため、お茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(消費の拡大)

第八条 国及び地方公共団体は、お茶の消費の拡大を図るために、お茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

茶の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(お茶の文化の振興)

第九条 国及び地方公共団体は、お茶の文化の振興を図るため、お茶の伝統に関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(頭彰)

第十条 国及び地方公共団体は、茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の頭彰に努めるものとする。

(国の援助)

第十一條 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(附則)

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

環境影響評価法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十四日

参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、環境影響評価法の施行後の状況

の変化及び同法の施行を通じて明らかになつた

課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業の計画の立案段階における環境の保全

のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況に係る報告

その他の手続の新設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、免許等を行う者等は、審査等を行ふに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公表すること。

二、環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不斷に見直しを行ふこと。

三、本法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、本法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。

四、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大地震災の災害復旧に向けて、法第五十二条第二項による環境影響評価の適用除外対象となる事業においても、環境に対する影響を最小化するため、適切な措置を講じること。

右決議する。

<p>環境影響評価法の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出参議院送付、本院続続審査)</p> <p>右の内閣提出案は本院において可決した。</p> <p>よつてこれを送付する。</p> <p>平成二十二年十一月二十五日</p> <p>衆議院議長 横路 孝弘</p> <p>参議院議長 西岡 武夫殿</p>
---

<p>環境影響評価法の一部を改正する法律案 (環境影響評価法の一部改正)</p> <p>第一条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の二部を次のように改正する。</p> <p>第二条 第二項第二号口中「及び同項第二号の負担金」を「同項第二号の負担金及び同項第四号の政令で定める給付金のうち政令で定めるもの」に改める。</p> <p>第六条第一項中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)」を加える。</p> <p>第七条中「前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するところにより、環境省令で定めるところにより公表しなければ」に改め、同条の次に次の二条を加える。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第七条の二 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するところにより、インターネットの開催に必要な事項は、環境省令で定め、同条の次に次の二条を加える。</p>
---

<p>環境影響評価法の一部を改正する法律案 (環境影響評価法の一部改正)</p> <p>第一条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の二部を次のように改正する。</p> <p>第二条 第二項第二号口中「及び同項第二号の負担金」を「同項第二号の負担金及び同項第四号の政令で定める給付金のうち政令で定めるもの」に改める。</p> <p>第六条第一項中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)」を加える。</p> <p>第七条中「前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するところにより、インターネットの開催に必要な事項は、環境省令で定め、同条の次に次の二条を加える。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第七条の二 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するところにより、インターネットの開催に必要な事項は、環境省令で定め、同条の次に次の二条を加える。</p>
---

<p>環境影響評価法の一部を改正する法律案 (環境影響評価法の一部改正)</p> <p>第一条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の二部を次のように改正する。</p> <p>第二条 第二項第二号口中「及び同項第二号の負担金」を「同項第二号の負担金及び同項第四号の政令で定める給付金のうち政令で定めるもの」に改める。</p> <p>第六条第一項中「前条第一項に規定する地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである」とする。</p> <p>4 第六条第一項に規定する地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである</p>
--

3 第一項の場合において、当該関係都道府県知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配意するものとする。

4 関係地域の全部が一の第十条第四項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5 前項の場合において、関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができるものとする。

6 第四項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配意するものとする。

第二十一条第一項中「前条第一項」の下に「第四項又は第五項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の関係都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見

第二十二条第三項第一号中「(次号及び第二十六条第一項において「内閣総理大臣等」といふ。)」を削り、同項第二号中「内閣総理大臣等」

を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改める。

第二十三条中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(環境大臣の助言)

第二十三条の二 第二十二条第一項各号に定める者が地方公共団体その他公法上の法人で政令で定めるもの(以下この条において「地方公共団体等」という。)であるときは、当該地方公共団体等の長は、次条の規定に基づき環境の保全の見地からの意見を書面により述べることが必要と認める場合には、評価書の送付を受けた後、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求めるよう努めなければならない。

第二十四条中「前条」を「第二十三条」に改め。

第二十六条第一項第一号中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会の長である国務大臣」に改め、同項第二号中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改め、同条第三項中「同条に規定する評価書、要約書及び第二十四条の書面」及び「評価書、要約書及び第二十四条の書面」を「評価書、要約書及び同条の書面」を「評価書等」に改め、「の事業者」との下に「「同条第一項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」とを加える。

第四十一条第二項中「同条に規定する評価書、要約書及び第二十四条の書面」を「評価書等」に改め、同条第三項中「同条に規定する評価書、要約書及び第二十四条の書面」及び「評価書、要約書及び同条の書面」を「評価書等」に改め。

第四十六条第一項中「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第四十八条第二項中「前条第一項」の下に「第四十九条第二項及び第三項」に、「要約書」を「評価書等」に改め、「及び第二十四条の書面」を「評価書等」に改め、「(次条)」を「及び第二十四条の書面(次条並びに第四十一条第二項及び第三項)」に、「要約書」を「評価書等」に改め、「及び第二十四条の書面」を削る。

第二十七条中「関係地域内において、評価書、要約書及び第二十四条の書面を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、評価書等を関係地域

内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第四十条第二項中「対象事業」とあるのは「第四十条第一項」を「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「第四十条第一項」に、「とう」を「と」という。」を「と」という。に係る環境影響評価を」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項の下に「及び第二項」を「及び第三項」に改め、「の事業者」との下に「同号二中」を加え、「の総合的な評価」を削り、「及び

第七号イ」に改め、「の内容」と、「の下に「同号二中」を加え、「の総合的な評価」を削り、「及び第十条第一項」の下に「第四項又は第五項」を加え、「第十七条第一項から第四項まで」を「第十七条」に、「及び第二十条第一項」を「第二十一条第一項及び第三項から第六項まで並びに第二十二条」に、「及び第二十二条第一項」に改め、「述べるものとする」とあるのは「述べるものとする」とあるのは「述べるものとする。この場合において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする」と、

同条第二項中「第十条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により」とあるのは「前項の規定において、」と、「ついて準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十条第二項において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」とあるのは「第十九条の書類に記載された意見」とあるのは「第十九条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする」とあるのは「は、同項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見」とあるのは「は、同項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第二条第二項第

とあるのは「港湾管理者」と、「を削り、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価書」を「環境影響評価を」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「当該環境影響評価」とあるのは「当該港湾環境影響評価」と、「環境影響評価の」とあるのは「港湾環境影響評価の」と、「環境影響評価書」に、「評価書、要約書及び第二十四条の書面」を「評価書等」に改める。

第四十九条中「説明会」を「方法書説明会若しくは準備書説明会」に改める。

第五十三条第一項第一号中「ための手続」の下に及び第七条の二第一項の規定による周知のための措置に相当する手続を、「第七条」の下に及び第七条の二を加え、同項第三号中「第十条第一項」の下に又は第四項を加え、同項第十四条中「又は第四項後段」を削り、同項第六号中第二十条第一項の下に又は第四項を加える。

第二条 環境影響評価法の一部を次のように改正する。

第二種事業に係る判定(第四条)  
方法書の作成等(第五条—第十一条)  
環境影響評価の実施等(第十二条—第十三条)」を

目次中「準備書の」を「方法書の」に、「第一節配慮書(第三条の二—第三条の十)」を

「第一節 第二種事業に係る判定(第四条)  
方法書(第五条—第十一条)」を

第四章 環境影響評価の実施等(第十二条—第十三条)」を

「第六章」に、「第五章」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第三十八条」を「第三十八条の五」に、「第七章」を「第九章」に、「第三十九条」を「第三十八条の六」に、「第八章」を「第十章」に改める。

第一章の章名中「準備書」を「方法書」に改める。

第二章第一節から第三節までの節名を削る。

第二章中第四条の前に次の一節及び節名を加える。

### 第一節 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第三条の二 第一種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業に

2

前項の事業が実施されるべき区域その他の

第五十三条第一項第一号中「ための手続」の下に及び第七条の二第一項の規定による周知のための措置に相当する手続を、「第七条」の下に及び第七条の二を加え、同項第三号中「第十条第一項」の下に又は第四項を加え、同項第十四条中「又は第四項後段」を削り、同項第六号中第二十条第一項の下に又は第四項を加える。

事項を定める主務省令は、主務大臣(主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)が環境大臣に協議して定めるものとする。

(配慮書の送付等)

第三条の四 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

3 第一項の主務省令(事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令を除く。)は、計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針につき主務大臣(主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)が環境大臣に協議して定めるものとする。

第二条 主務大臣(環境大臣を除く。)は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めるべきではない。

3 第一項の主務省令(事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令を除く。)に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

(主務大臣の意見)

第三条の六 主務大臣は、第三条の四第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣(環境大臣を除く。)に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

第一節 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第一種事業の目的及び内容

三 事業実施想定区域及びその周囲の概況

四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

五 その他環境省令で定める事項

第一節 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第三条の二 第一種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業に

2 相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができ

(配慮書についての意見の聴取)

第三条の七 第一種事業を実施しようとする者は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げ



する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、第三条の二から第三条の九までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び第五条から第三十八条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第三項、第四十条第二項、第四一条、第四十三条、第四十四条第一項、第二項及び第五項から第七項まで並びに第四十六条に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市(同法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局长に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長(又は市町村)又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村(以下「都市計画決定権者」と総称する。)で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更を

する手続と併せて行うものとする。この場合において、第三条の三第二項、第三条の九第一項第三号及び第二項、第五条第二項、第十一条第二項並びに第三十条第一項第三号及び四条第二項の規定により適用される第三条の二から前条までの規定を適用する」とあるのは「第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の二から前条までの規定を適用する。この場合において、同項の規定により読み替えて適用される第三条の二第二項中「第一種事業又は第一種事業に係る施設」とあるのは「第四十条第一項に規定する第二種事業等」と、「第一種事業」という。」と、第三条の三第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「名称」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、第三条の四第一項、第三条の六、第三条の七第一項及び第三条の九第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「第一種事業を実施しない」とあるのは「都市計画第一種事業」と、第三条の十第二項の規定により適用される第三条の三第二項並びに第三条の九第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

3 第一項又は前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第二章第一節(第三条の三第二項並びに第三条の九第一項第三号及び第二項を除く。)の規定の適用について、第三条の二第一項中「第一種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同様事業として都市計画法に、「同条第五項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)」を「都市施設に改め、「次項の下に「から第四項まで」を加え、「同法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は

する手続と併せて行うものとする。この場合において、第三条の三第二項、第三条の九第一項第三号及び第二項、第五条第二項、第十一条第二項並びに第三十条第一項第三号及び四条第二項の規定により適用される第三条の二から前条までの規定を適用する」とあるのは「第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の二から前条までの規定を適用する。この場合において、同項の規定により読み替えて適用される第三条の二第二項中「第一種事業又は第一種事業に係る施設」とあるのは「第四十条第一項に規定する第二種事業等」と、「第一種事業」という。」と、第三条の三第一項中「第一種事業又は第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「名称」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、第三条の四第一項、第三条の六、第三条の七第一項及び第三条の九第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「第一種事業を実施しない」とあるのは「都市計画第一種事業」と、第三条の十第二項の規定により適用される第三条の三第二項並びに第三条の九第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

3 第一項又は前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第二章第一節(第三条の三第二項並びに第三条の九第一項第三号及び第二項を除く。)の規定の適用について、第三条の二第一項中「第一種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同様事業として都市計画法に、「同条第五項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)」を「都市施設に改め、「次項の下に「から第四項まで」を加え、「同法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は



第三十八条の六第一項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び第三条の六の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種事業を実施しようとする者が行つた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行つたものとみなし、第一種事業を実施しようとする者に対しても行われた手続は都市計画決定権者に対する行われたものとみなす。

第四十五条第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「前条第七項」に、第四十四条第五項」を「第四十四条第七項」に改める。

第四十六条第一項中「第三十九条」を「第三十八条の六」に改める。

第四十八条第二項中「第二章第三節から第五章まで」を「第四章から第七章まで」に、「第二章第三節の節名」を「第四章の章名」に、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に、「から第三号まで」を「から第六号まで」に、「第五章の」を「第七章の」に改める。

第六章中第三十八条の次に次の四条を加える。  
(環境保全措置等の報告等)

第三十八条の二 第二十七条の規定による公告を行つた事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者は、第二条第二項

第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごと

に主務省令で定めるところにより、第十四条第一項第七号口に掲げる措置(回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであつて、その効果が確実でないものとして環境省令で定めるものに限る)、同号ハに掲げる措置及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であつて、当該事業の実施において講じたものに係る報告書(以下「報告書」という)を作成しなければならない。

2 前項の主務省令は、報告書の作成に関する指針につき主務大臣(主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)が環境大臣に協議して定めるものとする。

3 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣(主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。  
(報告書の送付及び公表)

第三十八条の三 前条第一項に規定する事業者は、報告書を作成したときは、環境省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定により第二十一条第二項の評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これを公示しなければならない。

第六章を第六章とし、第五章を第七章とし、第三章を第五章とする。

第四章を第六章とし、第五章を第七章とし、第六章を第八章とし、第五章を第七章とし、第三章を第五章とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の規定、第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定(同法第三条の八に係る部分に限る)及び同法第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定(同法第三条の二第三項に係る部分に限る)並びに次条から附則第四条までの規定及び附則第十一条の規定(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の目次の改正規定、同法第四十六条の四及び第四十六条の二十二の改正規定並びに同法第三章第二

(環境大臣の意見)

第三十八条の四 環境大臣は、前条第一項において準用する第二十二条第二項各号に定める措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。

2 第三条の三第一項第四号に掲げる事項に定める期間内に、同項第七号とし、同項第三号の次に三号を加える。

四 第三条の三第一項第四号に掲げる事項に定める期間内に、同項各号に定める措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。

五 第三条の六の主務大臣の意見

六 前号の意見についての事業者の見解

第五条第一項に次の一号を加える。

八 その他環境省令で定める事項

第十条の次に次の章名を付する。

第四章 環境影響評価の実施等

第一条 第十五条第一項中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の規定、第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定(同法第三条の八に係る部分に限る)及び同法第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定(同法第三条の二第三項に係る部分に限る)並びに次条から附則第四条までの規定及び附則第十一条の規定(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の目次の改正規定、同法第四十六条の四及び第四十六条の二十二の改正規定並びに同法第三章第二

節第二款の二中同条を第四十六条の二十三とし、第四十六条の二十一を第四十六条の二十とし、第四十六条の二十の次に一条を加える改正規定を除く。) 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める

三 第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定(同法第三条の二第二項及び第三項並びに第三条の七第二項に係る部分に限る。)及び同法第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定(同法第三十八条の二第二項に係る部分に限る。)並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

## 官 報 (号 外)

(経過措置)  
第二条 第一条の規定による改正後の環境影響評価法(以下「新法」という。)第七条、第十六条又は第二十七条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価法第五条第一項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同法第十四条第一項に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)又は同法第二十二条第二項に規定する環境影響評価書(以下「評価書」という。)の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に施行する公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

第四条 新法第十条第四項から第六項まで及び第二十条第四項から第六項までの規定は、附則第二条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。  
第五条 第二条の規定による改正後の環境影響評価法(以下「第二条による改正後の法」という。)第三条の二から第三条の七までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に方法書を公告した事業については、適用しない。  
第六条 この法律の施行の際、環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業(以下「第一種事業」という。)について、条例又は行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十六条に規定する行政指導(地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。)その他の措置(次項において「行政指導等」という。)の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類(この法律の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。)があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。  
一 第二条による改正後の法第五十三条第一項第一号に掲げる書類 第二条の規定による改正後の法第三条の三第一項の計画段階環境配慮書  
二 第二条による改正後の法第五十三条第一項第二号に掲げる書類 第二条の規定による改正後の法第三条の六の書面

第七条 第二条による改正後の法第三十八条の二及び第三十八条の三(第二条による改正後の法第四十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に評価書の公告及び縦覧を行った事業者及び都市計画決定権者について適用する。  
第八条 この法律の施行後に第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する第一種事業を実施しようとする者は、この法律の施行において、第二条による改正後の法第三条の二から第三条の九までの規定の例による第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。  
第九条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置に関する事項は、政令で定める。(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
第十二条 電気事業法の一部改正  
2 前項各号に掲げる書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等(地方公共団体に係るものに限る。)であるときは環境大臣が当該地方公共団体の意見を聴いて、行政指導等(国の

目次中「第四十六条の二十二」を「第四十六条の二十三」に改める。

第四十六条の四中「同項第四号」を「同項第七号」に改める。

第四十六条の五中「方法書」の下に「及びこれを要約した書類」を加える。

第四十六条の七の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第一項中「都道府県知事の意見」の下に「並びに同条第四項の政令で定める市長及び同条第五項の都道府県知事の意見」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に、「同項の意見」を「これらの規定の意見」に改め、同条に次の「一項」を加える。

3 環境影響評価法第十条第四項の政令で定める市長は、同項の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同条第六項の規定によるほか、前条第一項の規定により同法第九条の書類に記載された事業者の見解に配意しなければならない。

第四十六条の八第一項中「都道府県知事の意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加え、同条第三項中「書面」の下に「又は同条第四項の書面及び同条第五項の書面がある場合にはその書面」を加える。

第四十六条の九中「第十条第一項」の下に「第四項又は第五項」を加える。

第四十六条の十九中「評価書、要約書及び第二十四条の書面」を「評価書等」に改める。

第四十六条の十五第一項中「第二十条第一項」の下に「第四項又は第五項」を加える。

第四十六条の十九中「評価書、要約書及び第二十四条の書面」を「評価書等」に改める。

第四十六条の二十二中「及び第三十三条から第三十七条まで」を「第三十三条から第三十七条まで、第三十八条の三第二項、第三十八条の四及び第三十八条の五」に改め、第三章第二节第二款の二中同条を第四十六条の二十三とし、第四十六条の二十一を第四十六条の二十二とし、第四十六条の二十の次に次の「一条」を加える。  
 (報告書の公表)

第四十六条の二十一 特定事業者に対する環境影響評価法第三十八条の三第一項の適用について  
 いっては、同項中「第二十二条第一項の規定により第二十二条第二項の評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これ」とあらわれた現行教職員定数配置の在り方について、検討すること。  
 右決議する。

第四項の政令で定める市長及び同条第五項の関係都道府県知事の意見」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に、「同項の意見」を「これらの規定の意見」に改め、同条第四項中「関係都道府県知事」を「関係都道府県知事等」に改め、同条中「関係都道府県知事の意見」の下に「並びに同条

審査報告書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十四日

参議院議長 西岡 武夫殿 文教科学委員長 二之湯 智

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため公立の小学校の第一学年に係る学級編制の標準を改める等所要の措置を講ずるとともに、教職員定数の算定に係る加算が行われる場合の追加、県費負担教職員の定数を定める場合の勘案事項の明記、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置等を行うものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、加配措置に係る定数に関しては、市町村、学校などの実態に即して、必要かつ十分な数の加配教員が配置できるよう予算の確保に努めること。

三、近年の非正規教員の増加に鑑み、真に必要な教員については、積極的に正規採用するなど、計画的・安定的な教員配置に努めること。

四、学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しに当たり、市町村間による教育格差が発生・拡大しないよう努めること。

五、複式学級の解消に努めるとともに、特別支援教育を受ける児童生徒がより手厚い支援を受けられるよう特別な配慮を行うこと。

六、日本国憲法の要請に基づく義務教育費国庫負担金については、現場の要望を十分かつ確實に反映できるよう予算の確保に努めること。

七、東日本大震災により被害を受けた地域(被災した児童生徒が転学した地域を含む)に対し、附則第六項に規定する教職員定数に係る特別の措置、被災した学校施設の復旧、児童生徒に係る就学援助等、必要な支援を迅速に行うため、早急に補正予算等により対応すること。

八、被災した児童生徒及び教職員の心のケアのため、スクールカウンセラーの配置の充実等人的体制の整備に努めること。

九、全国の学校施設の耐震化等災害対策の早急な促進が図られるよう万全を期すること。

十、学級数に基づく基礎定数と加配定数を組み合せた者にこれを送付するとともに、これ」とあらわれた現行教職員定数配置の在り方について、検討すること。

右決議する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年三月三十一日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

(小字及び一は衆議院修正)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

更についても、また「届け出なければならぬ。届け出た学級編制を変更したときも」に改める。

第六条に次の二項を加える。

2 第七条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第八条第一号並びに第九条第一号から第三号までに規定する学級の数は、第三条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

第七条第一項「又は教育課程を」「教育課程」に改め、「開設される場合」の下に「又は専門的な知識若しくは技能に係る教科等(小学校の教科等に限る。)に関し専門的な指導が行われる場合」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該政令で定める数については、当該学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該学校において児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うのに必要かつ十分なるとなるよう努めなければならない。

第十条に次の二項を加える。

2 第十一条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項に規定する学級の数は、第三条定めた基準により算定するものとする。

第十五条に後段として次のように加える。

この場合において、当該政令で定める数については、公

第三条第二項の表小学校の項中「四十人」の下に「(第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人)」を加える。

第四条中「に従い」を「を標準として」に改め、「(地方公共団体の教育委員会が)の下に「当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して」を加える。

第五条の見出し中「の同意」を「への届出」に改め、同条中「について、あらかじめ」を「を行つたときは、遅滞なく」に、「協議し、その同意を得なければならない。同意を得た学級編制の変

徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの

第十八条中「第六条及び第十条」を「第六条第一項及び第十条第一項」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中市町村委員会は、あらかじめ、市町村委員会の意見を聞き、その意見を十分に尊重しなければならない。

該市町村における児童又は生徒の実態(当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を総合的に勘案して)に改め、同条の二項を加える。

前項の場合において、都道府県委員会は、あらかじめ、市町村委員会の意見を聞き、その意見をきいて「を」(当該市町村における児童又は生徒の実態(当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を総合的に勘案して))に改め、同条の二項を加える。

この場合において、当該政令で定める数については、当該学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該学校において児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うのに必要かつ十分なるとなるよう努めなければならない。

第十条に次の二項を加える。

2 第十一条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項に規定する学級の数は、第三条定めた基準により算定するものとする。

第十五条に後段として次のように加える。

この場合において、当該政令で定める数については、公

第三条第二項の表小学校の項中「四十人」の下に「(第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人)」を加える。

第四条中「に従い」を「を標準として」に改め、「(地方公共団体の教育委員会が)の下に「当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して」を加える。

第五条の見出し中「の同意」を「への届出」に改め、同条中「について、あらかじめ」を「を行つたときは、遅滞なく」に、「協議し、その同意を得なければならない。同意を得た学級編制の変

及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制の標準を順次に改定することその他措置を講ずることについて検討を行い、

その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安

定した財源の確保に努めるものとする。

4 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方については、この法律の施行後、この法律の施行状況等を勘案し、教育上の諸課題に適切に対応するため、きめ細かな指導の一層の充実等を図る観点から、その全般に関し検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講じられるものとする。

(児童又は生徒の実態を考慮した学級編制を行う場合における教職員定数に関する特別の配慮)

5 第一条の規定による改正前又は改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第四条の規定により公立の義務教育諸学校を設置する地方公共団体の教育委員会が当該学校の学級編制を行うに当たり、障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が必要とする事情、小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に關する指導が必要とする事情、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置を必要とする事情その他の当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、第一条の規定による改正後の同法(以下「新標準法」という。)第三条第二項の規定により小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数に關して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員の定数に關し、教育上特別の配慮をことができる。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置)

6 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災を受けた地域に所在する公立の義務教育諸学校(該地盤後に、被災した児童又は生徒が転入した公立の義務教育諸学校を含む。)において被災した児童又は生徒に対する支援を行うこと

と、心身の健康の回復のための特別の指導を行ふこと等が喫緊の課題になつてゐる事情に鑑み、国及び当該学校を所在する都道府県の教育委員会は、当該学校の教職員の定数に關し、当該事情に迅速かつ的確に対応するため必要な特別の措置を講ずるものとする。

官 報 (号 外)

(平成二十三年度における義務教育費国庫負担法等の規定の適用)  
附則第一項の規定によりこの法律の施行の日が公布の日とされた場合は、平成二十三年度においては、新標準法第三条第一項の規定が平成二十三年四月一日から適用されたものとみなして、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)その他の法令の規定を適用するものとする。

市町村立学校職員給与負担法の一部改正  
市町村立学校職員給与負担法(昭和二十  
一 3 8

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

投票者氏名  
東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議  
案(鈴木政二君外十四名発議)

二三六

足立信也君  
相原久美子君  
池口修次君

右橋  
通宏

石井 一川 保夫君 一君  
石橋 岩本 通宏君 同君

卷二

植松恵美子君  
梅村聰君

上田  
五月

江崎 孝君 江田 五月君

小川  
敏夫

小川勝也君  
小川敏夫君

卷之三

大河原雅子君  
大久保 勉君

人島九州男

大久保潔重君  
大島九州男君

卷之三

岡崎トミ子君  
加賀谷 健君

蟲間  
直樹

加藤 敏幸君 風間 直樹君

立子 洋一

會議錄第十號

投票者氏名

日程第一 独立行政法人雇用・能力開発機構法を  
廃止する法律案(第百七十六回国会内閣提出衆議  
院送付)「委員長報告のとおり修正議決すること」  
〔起案者氏名 二六二名〕

反対者氏名

○名

水野 賢一君	市田 忠義君	井上 哲士君
田村 智子君	紙 智子君	
山下 芳生君	大門実紀史君	
片山虎之助君	荒井 広幸君	
藤井 孝男君	又市 征治君	
福島みづほ君	吉田 忠智君	
山内 徳信君	森田 高君	
自見庄三郎君	尾辻 秀久君	
糸数 慶子君	長谷川大紋君	
大江 康弘君		
足立 信也君	相原久美子君	二二六名
有田 芳生君	池口 修次君	○名
石井 一君	石橋 通宏君	
一川 保夫君	岩本 司君	
植松恵美子君	梅村 聰君	
江崎 孝君	江田 五月君	
小川 勝也君	小川 敏夫君	
尾立 源幸君	大石 尚子君	
大河原雅子君		
大久保潔重君		
岡崎トミ子君		
大塚 耕平君		
加藤 敏幸君		
金子 恵美君		
金子 風間 直樹君	大野 元裕君	
洋一君		
加賀谷 健君		

神本美恵子君	川上 義博君
北澤 俊美君	小西 洋之君
斎藤 嘉隆君	行田 邦子君
芝 博一君	榛葉賀津也君
高橋 千秋君	田城 郁君
谷 博之君	谷岡 郁子君
外山 斎君	津田弥太郎君
德永 久志君	友近 聰朗君
直嶋 正行君	中村 哲治君
難波 梅二君	羽田雄一郎君
林 久美子君	平山 幸司君
藤田 幸久君	廣田 一君
藤本 祐司君	平田 健二君
藤原 良信君	福山 哲郎君
牧山ひろえ君	前川 清成君
松井 孝治君	

川合	孝典君	郡司	彰君
川崎	穏君	小林	正夫君
増子	輝彦君	佐藤	東君
前田	武志君	櫻井	充君
松浦	大悟君	鈴木	了君
藤原	康江君	田中	寬君
藤谷	光信君	谷	直紀君
平山	誠君	武内	則男君
廣野	ただし君	辻	亮子君
平野	達男君	泰弘君	マルティ君
西村	まさみ君	轟木	利治君
中谷	智司君	那谷屋	正義君
長浜	博行君	那谷	正義君

西田	昌司君	水岡	松野	信夫君
中村	中西	柳澤	森	ゆうこ君
塚田	鈴木	吉川	蓮	一彦君
関口	政二君	山根	青木	治子君
島尻安伊子君	佐藤ゆかり君	吉川	有村	浩郎君
高階恵美子君	佐藤さつき君	柳澤	磯崎	仁彦君
中川	大君	吉川	石井	猪口
一郎君	信夫君	吉川	岩城	邦子君
雅治君	憲次君	吉川	上野	光英君
柳澤	信秋君	吉川	岡田	通子君
光美君君	順子君	吉川	大家	敏志君
隆治君		吉川	大家	
		吉川	吉川	

水戸	室井	邦彦	安井美沙子君
横峯	柳田	穏君	愛知
米長	石井	治郎君	赤石
晴信君	準一君	清美君	石井みどり君
		石井	岩井
		陽輔君	儀嶺
		宇都	隆史君
		岩井	茂樹君
	岡田	衛藤	辰一君
		直樹君	岡田
		加治屋義人君	岸
		金子原二郎君	宏一君
	北川イッセイ君	小泉	北川イッセイ君
	佐藤	昭男君	岸
	鴻池	祥肇君	宏一君
	正久君	昭子君	北川イッセイ君
	未松	信介君	佐藤
	谷川	世耕	正久君
	鶴保	弘成君	伊達
		庸介君	忠一君
中原	秀善君	秀善君	伊達
中曾根弘文君			忠一君
野上浩太郎君			智君
二之湯			

野村	橋本	林	藤井	林	橋本	野村
聖子君	芳正君	基之君	俊治君	古川	新平君	哲郎君
三原じゅん子君	溝手	頭正君	丸川	松下	松下	三原じゅん子君
まさこ君	森	珠代君	龍二君	松村	古川	聖子君
山崎	山谷えり子君	順三君	丸川	藤井	林	野村
正昭君	山本	義家	珠代君	橋本	林	橋本
山谷えり子君	脇	弘介君	龍二君	藤井	林	野村
山本	秋野	雅史君	珠代君	林	橋本	野村
山谷えり子君	石川	公造君	龍二君	藤井	林	野村
山本	加藤	博崇君	珠代君	橋本	林	橋本
山谷えり子君	木庭健太郎君	修一君	龍二君	藤井	林	野村
山本	竹谷	信一君	珠代君	林	橋本	野村
山谷えり子君	浜田	昌良君	珠代君	藤井	林	野村
中山	香苗君	信一君	珠代君	橋本	林	橋本
荒井	長沢	広明君	珠代君	藤井	林	野村
外添	長沢	竹谷とし子君	珠代君	橋本	林	橋本
森田	要一君	木庭健太郎君	珠代君	藤井	林	野村
要一君	要一君	竹谷とし子君	珠代君	橋本	林	橋本
高君	高君	木庭健太郎君	珠代君	藤井	林	野村

長谷川	岳君	浜田	和幸君	藤岡	福岡	牧野たかお君	松村	祥史君	松山	政司君	丸山	和也君	水落	敏栄君	宮沢	洋一君	山崎	力君	山田	俊男君	山本	一大君	吉田	博美君	若林	健太君	渡辺	猛之君	荒木	清寛君	魚住裕	一郎君	草川	昭三君	谷合	一良君	白浜	正明君	西田	実仁君	松	あきら君	山本	博司君	渡辺	孝男君	片山虎之助君	藤井	孝男君	自見庄三郎君	尾辻	秀久君	長谷川大紋君
-----	----	----	-----	----	----	--------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	---	------	----	-----	----	-----	--------	----	-----	--------	----	-----	--------

## 官報(号外)

反対者氏名	上野ひろし君	二二名
	小野次郎君	小熊慎司君
桜内文城君	松田公太君	川田龍平君
井上哲士君	中西健治君	柴田巧君
寺田典城君	大門実紀史君	郡司彰君
紙智子君	福島みづほ君	川崎稔君
山内徳信君	山内徳信君	吉田忠智君
糸数慶子君	山下芳生君	市田忠義君
吉田忠智君	又市征治君	田村智子君
行田邦子君	山城郁君	水野賢一君
斎藤嘉隆君	佐藤亮君	中西洋之君
芝博一君	鈴木了君	柳田邦彦君
今野東君	高橋千秋君	安井美沙子君
行田洋一君	谷岡郁君	横峯良郎君
川上義博君	榛葉賀津也君	柳田穎君
北澤俊美君	高橋千秋君	柳澤光美君
小西洋之君	芝博一君	山根隆治君
金子洋一君	斎藤嘉隆君	吉川沙織君
神本美恵子君	行田邦子君	増子輝彦君
前田孝典君	金子洋一君	松浦大悟君
梅村聰君	金子洋一君	水戸将史君
石橋通宏君	金子洋一君	室井邦彦君
岩本司君	金子洋一君	橋本聖子君
有田芳生君	相原久美子君	林芳正君
江田五月君	池口修次君	寺田昌司君
小川敏夫君	一川保夫君	野村哲郎君
大石尚子君	植松恵美子君	中川俊治君
大久保勉君	江崎孝君	塙内基之君
大島九州男君	小川勝也君	西田和幸君
大野元裕君	尾立源幸君	西田昌司君
加賀谷健君	大河原雅子君	野上浩太郎君
風間直樹君	大久保潔重君	長谷川岳君
金子恵美君	大塚耕平君	福岡政人君
岡崎トミ子君	岡崎トミ子君	浜田和幸君
前田舟山	藤原藤谷	増子輝彦君
武志君	藤原藤谷	松野信夫君
牧山ひろえ君	藤原本山	中原孝治君
前川清成君	藤原本山	中原孝治君
藤原良信君	藤原本山	中原孝治君
祐司君	藤田広田	中原孝治君
高階恵美子君	藤田広田	中原孝治君
塙田一郎君	藤田平山	中原孝治君
中川雅治君	藤田平山	中原孝治君
中西祐介君	藤田平山	中原孝治君
鈴木政二君	藤田平山	中原孝治君
関口昌一君	佐藤小坂	中原孝治君
大島安伊子君	佐藤岸	中原孝治君
佐藤信秋君	佐藤岸	中原孝治君
佐藤ゆかり君	佐藤岸	中原孝治君
島尻安伊子君	佐藤岸	中原孝治君
鈴木政二君	佐藤岸	中原孝治君
伊達伊達君	佐藤岸	中原孝治君
世耕弘成君	佐藤岸	中原孝治君
大久保忠一君	佐藤岸	中原孝治君
秀善君	佐藤岸	中原孝治君
中曾根弘文君	佐藤岸	中原孝治君
鶴保庸介君	佐藤岸	中原孝治君
中原八一君	佐藤岸	中原孝治君
寺田典城君	浜田昌良君	中村博彦君
小野次郎君	浜田昌良君	西田昌司君
桜内文城君	浜田昌良君	野上浩太郎君
中西健治君	横山信一君	西田昌司君
上野ひろし君	横山信一君	西田昌司君
小野次郎君	横山信一君	西田昌司君
中西健治君	渡辺松	西田昌司君
柴田巧君	渡辺松	西田昌司君
川田龍平君	渡辺松	西田昌司君
龍平君	渡辺松	西田昌司君

平成二十三年四月十五日

參議院會議錄第十號

投票者氏名

官 報 (号 外)

水野 賢一君	井上 哲士君	市田 忠義君	中曾根弘文君
市田 智子君	紙 智子君	田村 忠生君	中西 祐介君
田村 智子君	大門実紀史君	山下 芳生君	中原 八一君
市田 忠義君	福島みずほ君	片山虎之助君	二之湯 智君
田村 智子君	山内 德信君	藤井 孝男君	野上浩太郎君
市田 忠義君	自見庄三郎君	福島みずほ君	長谷川 岳君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	福岡 資磨君
市田 忠義君	大江 康弘君	藤井 孝男君	藤川 政人君
田村 智子君	糸数 慶子君	福島みずほ君	浜田 和幸君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	北澤俊美君
田村 智子君	糸数 慶子君	藤井 孝男君	吉田 忠智君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	吉田 忠智君
田村 智子君	糸数 慶子君	藤井 孝男君	中山 恭子君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	中山 恭子君
田村 智子君	糸数 慶子君	藤井 孝男君	舛添 要一君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	又市 征治君
田村 智子君	糸数 慶子君	藤井 孝男君	尾辻 秀久君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	森田 高君
田村 智子君	糸数 慶子君	藤井 孝男君	長谷川大紋君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	○名
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	日程第六 お茶の振興に関する法律案(衆議院提出、衆議院送付)
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	日程第五 森林法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	足立 信也君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	有田 芳生君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	石井 一君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	一川 保夫君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	植松恵美子君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	江崎 孝君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	小川 勝也君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	尾立 源幸君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	大河原雅子君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	大久保潔重君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	大塚 耕平君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	岡崎トミ子君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	大野 元裕君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	加賀谷 健君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	藤原 良信君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	藤本 祐司君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	舟山 康江君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	鶴保 康介君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	谷川 秀善君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	伊達 忠一君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	塚田 雅治君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	中川 雅治君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	鈴木 政二君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	高階恵美子君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	閑口 昌一君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	島尻安伊子君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	佐藤ゆかり君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	佐藤昭次君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	佐藤大君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	熊谷 大君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	平野 達男君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	平野 達男君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	藤末 健三君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	舟山 康江君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	藤原 光信君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	藤原 康江君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	藤本 未松
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	世耕 弘成君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	伊達 忠一君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	塚田 一郎君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	鈴木 政二君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	高階恵美子君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	閑口 昌一君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	島尻安伊子君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	佐藤ゆかり君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	佐藤昭次君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	佐藤大君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	熊谷 大君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	平野 達男君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	藤末 健三君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	舟山 博司君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	渡辺 孝男君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	小熊 慎司君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	龍平君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	松本 博司君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	横山 康介君
田村 智子君	糸数 慶子君	片山虎之助君	小野 次郎君
市田 忠義君	大江 康弘君	片山虎之助君	桜内 文城君

平成二十三年四月十五日 參議院會議錄第十号

投票者氏名

柴田	巧君	寺田	典城君
中西	健治君	松田	公太君
水野	賢一君	井上	哲士君
市田	忠義君	紙	智子君
田村	智子君	大門	美紀史君
山下	芳生君	荒井	廣幸君
片山	虎之助君	中山	恭子君
藤井	孝男君	外添	要一君
福島	みづほ君	又市	征治君
山内	徳信君	吉田	忠智君
自見	庄三郎君	森田	高君
糸数	慶子君	尾辻	秀久君
大江	康弘君	長谷川	大紋君
足立	信也君	○名	
有田	芳生君		
石井	一君		
植松	恵美子君		
江崎	孝君		
小川	勝也君		
大河原	雅子君		
大久保	潔重君		
大野	元裕君		
藤本			
祐司君			
藤原			
正司君			
高階	恵美子君		
谷川			
秀善君			
小熊			
慎司君			
小野			
次郎君			

日程第七 環境影響評価法の一部を改正する法律  
案(第百七十四回国会内閣提出、第百七十六回国  
会衆議院送付)

賛成者氏名	反対者氏名
足立 信也君	○名
有田 芳生君	
石井 一君	
植松 恵美子君	
江崎 孝君	
小川 勝也君	
大河原 雅子君	
大久保 潔重君	
大野 元裕君	
藤本	
祐司君	
藤原	
正司君	
高階 恵美子君	
谷川	
秀善君	
小熊	
慎司君	
小野	
次郎君	

二三六名

## 官報(号外)

平成二十三年四月十五日

參議院會議錄第十号

投票者氏名

川田 龍平君	柴田 巧君	大塚 耕平君	大野 元裕君
中西 健治君	水野 賢一君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君
市田 忠義君	市田 智子君	神本美恵子君	風間 直樹君
井上 哲士君	紙 智子君	金子 恵美君	前田 武志君
大門実紀史君	大門実紀史君	北澤俊美君	増子 輝彦君
荒井 広幸君	中山 恭子君	小西 洋之君	川合 孝典君
福島みずほ君	吉田 忠智君	行田 邦子君	森司 彰君
山内 德信君	森田 高君	斎藤 嘉隆君	金子 洋一君
自見庄三郎君	舛添 要一君	櫻井 博一君	水戸 將史君
糸数 慶子君	又市 征治君	芝 博一君	松浦 大悟君
大江 康弘君	長谷川大紋君	谷 博之君	室井 邦彦君
足立 信也君	辻 郁子君	谷 博之君	松井 信夫君
有田 芳生君	那谷屋正義君	谷 博之君	牧山ひろえ君
石井 一君	轟木 利治君	谷 博之君	松野 孝治君
一川 保夫君	徳永 エリ君	谷 博之君	前川 清成君
江崎 孝君	辻 泰弘君	谷 博之君	藤原 正司君
小川 勝也君	中谷 智司君	谷 博之君	中曾根弘文君
尾立 源幸君	西村まさみ君	谷 博之君	中原 八一君
大河原雅子君	長浜 博行君	谷 博之君	野上浩太郎君
大久保潔重君	平野 達男君	外山 友近君	西田 昌司君
大島九州男君	藤末 健三君	外山 友近君	中西 祐介君
大石 尚子君	白 真勲君	外山 友近君	伊達 哲郎君
大久保 勉君	平山 誠君	白 真勲君	忠一君
小川 敏夫君	林 久美子君	白 真勲君	高階恵美子君
梅村 聰君	池口 修次君	白 真勲君	渡辺 秀善君
岩本 司君	石橋 通宏君	白 真勲君	鶴保 康介君
足立 信也君	相原久美子君	白 真勲君	中川 雅治君
有田 芳生君	石井 一君	白 真勲君	末松 信介君
石井 一君	有田 久美子君	白 真勲君	佐藤 信介君
一川 保夫君	植松恵美子君	白 真勲君	佐藤 信介君
江崎 孝君	江崎 孝君	白 真勲君	佐藤 信介君
小川 勝也君	尾立 源幸君	白 真勲君	佐藤 信介君
尾立 源幸君	大河原雅子君	白 真勲君	佐藤 信介君
大久保潔重君	大久保 勉君	白 真勲君	佐藤 信介君
大島九州男君	大島九州男君	白 真勲君	佐藤 信介君
藤谷 光信君	平山 平山	白 真勲君	佐藤 信介君
藤谷 光信君	藤末 健三君	白 真勲君	佐藤 信介君
藤本 祐司君	藤本 祐司君	白 真勲君	佐藤 信介君
伊達 忠一君	伊達 忠一君	白 真勲君	佐藤 信介君
忠一君	忠一君	白 真勲君	佐藤 信介君
藤原 正司君	藤原 正司君	白 真勲君	佐藤 信介君
前川 清成君	前川 清成君	白 真勲君	佐藤 信介君
藤原 良信君	藤原 良信君	白 真勲君	佐藤 信介君
谷川 秀善君	谷川 秀善君	白 真勲君	佐藤 信介君
鶴保 康介君	鶴保 康介君	白 真勲君	佐藤 信介君
中川 雅治君	中川 雅治君	白 真勲君	佐藤 信介君
中曾根弘文君	中曾根弘文君	白 真勲君	佐藤 信介君
中原 八一君	中原 八一君	白 真勲君	佐藤 信介君
野上浩太郎君	野上浩太郎君	白 真勲君	佐藤 信介君
西田 昌司君	西田 昌司君	白 真勲君	佐藤 信介君
中西 祐介君	中西 祐介君	白 真勲君	佐藤 信介君
伊達 哲郎君	伊達 哲郎君	白 真勲君	佐藤 信介君
忠一君	忠一君	白 真勲君	佐藤 信介君
高階恵美子君	高階恵美子君	白 真勲君	佐藤 信介君
渡辺 秀善君	渡辺 秀善君	白 真勲君	佐藤 信介君
孝男君	孝男君	白 真勲君	佐藤 信介君
山本 博司君	山本 博司君	白 真勲君	佐藤 信介君
上野ひろし君	上野ひろし君	白 真勲君	佐藤 信介君

小熊 偵司君	小野 次郎君
川田 龍平君	桜内 文城君
柴田 巧君	寺田 典城君
中西 健治君	松田 公太君
水野 賢一君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
田村 智子君	大門 実紀史君
山下 芳生君	荒井 広幸君
片山虎之助君	中山 恭子君
藤井 孝男君	舛添 要一君
福島みずほ君	又市 征治君
山内 德信君	吉田 忠智君
自見庄三郎君	森田 高君
糸数 慶子君	尾辻 秀久君
大江 康弘君	長谷川大紋君

反対者氏名

○名

公教育における「原子力ボスター・コンクール」への参加に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年三月二十四日

福島みずほ

公教育における「原子力ボスター・コンクール」への参加に関する質問主意書  
「原子力ボスター・コンクール」は、これまで十七

年間にわたり毎年十月に、「原子力の日」に合わせ

て実施されており、文部科学省、経済産業省資源

エネルギー庁の二省庁から委託を受けた日本原子

力文化振興財団がその運営を担つてゐる。

しかし、この「原子力ボスター・コンクール」に対

して、「企業のPRとも受け取られる事業が、公

文化振興財団がその運営を担つてゐる。

教育の中で税金を投入されて実施されている」「原

子力利用については科学的にも賛否の意見が存在

している中で、一方的な教育ではないか」との批

判の声があがつてゐる。そこで、「原子力ボス

ター・コンクール」のあり方について、以下、質問

をする。

一一〇一年に開催された「第十七回原子力ボ

スター・コンクール」において、「未来を届ける原

子力」や「地球を守る原子力」、「みんなを支える

原子力」等、原子力発電ないしは原子力に対し

て賛美の言葉を使つた作品が児童・生徒により

制作され、入選してゐる。「原子力ボスター・コ

ンクール」への参加についての判断は、各学校

の主体性に任せているとのことだが、過去五年

間における「原子力ボスター・コンクール」の実施

費用、参加学校数、参加児童・生徒数、応募作

品数を示されたい。

二 「原子力ボスター・コンクール」に教育の一環と

して参加することの意義、目的を、各省庁や日

本原子力文化振興財団はどのように学校側に説

明しているのか。

三 「原子力ボスター・コンクール」に参加する学校

においては、児童・生徒各個人がコンクールに

応募するかしないかは、児童・生徒各個人の自由に任せているのか。この件についての各学校の現状について、省庁担当部署は把握している

か。

四 これまでの「原子力ボスター・コンクール」において、原子力の利用について反対の意見のポスターの応募はあつたのか。

五 原子力に対しては、軍事利用としての核兵器の恐怖や、原子力発電所の事故による放射能汚染、放射性廃棄物問題、被ばく労働の問題等の

多くの問題点が指摘されているところである。

これらの諸問題を義務教育の中で適切に取り上げ、児童・生徒に対して教育指導をしているのか。原子力の利用にあたり問題とされている点

についての具体的な学習指導要領の記述、副読本などの実情を示されたい。

六 社団法人日本広告審査機構(JARO)は、電気事業連合会が制作した広告の中で使われてい

た「原子力発電は、(中略)発電の際にCO<sub>2</sub>を出さないクリーンな電気のつくり方です」との文言について、「原子力発電の地球環境に及ぼす影響や安全性について十分な説明なしに、発電の際にCO<sub>2</sub>を出さない事だけを限定的に捉えて「クリーン」と表現すべきでないと考える」との裁定をしている(平成二十年十一月二十五日)。この裁定について、政府はどのように受けとめているのか。また、この裁定を受けて、今後の「原子力ボスター・コンクール」の開催ないしは内容を変更するなどの予定はないか。

七 「原子力ボスター・コンクール」に対して、一般市民から「大人の都合のよいように、子供を教育して利用してはいけません」「この子達は被爆の恐ろしさもちゃんと知らされた上で、それで

も尚この作品を描いているのか」「税金使って学

校でこういうことをやらせるのは問題あり」といつた反対意見が私の事務所に届いている。同様の意見が各省庁に届いていると思われるが、その主な反対意見にはどんなものがあるか示されたい。また、それらの意見に対して、どのような回答、対応を行つてているのか、明らかにされたい。

七六

九 「原子力ボスター・コンクール」と同様に、「原子力小論文コンクール」が行われているとのことだが、その実施主体および総費用、参加学校数、参加生徒数について、過去五年間の実績を示されたい。

八 今年の「原子力ボスター・コンクール」は開催のための準備が実施されているのか。また、今年以降「原子力ボスター・コンクール」を中止する予定はないか。

九 「原子力ボスター・コンクール」と同様に、「原子力小論文コンクール」が行われているとのことだが、その実施主体および総費用、参加学校数、参加生徒数について、過去五年間の実績を示されたい。

十 質問に対する答弁書

平成二十三年四月一日

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員福島みずほ君提出公教育における「原子力ボスター・コンクール」への参加に関する質問に対する答弁書

参議院議員福島みずほ君提出公教育における「原子力ボスター・コンクール」への参加に関する質問に対する答弁書

参議院議員福島みずほ君提出公教育における「原子力ボスター・コンクール」への参加に関する質問に対する答弁書

参議院議員福島みずほ君提出公教育における「原子力ボスター・コンクール」への参加に関する質問に対する答弁書

参議院議員福島みずほ君提出公教育における「原子力ボスター・コンクール」への参加に関する質問に対する答弁書

参議院議員福島みずほ君提出公教育における「原子力ボスター・コンクール」への参加に関する質問に対する答弁書

参議院議員福島みずほ君提出公教育における「原子力ボスター・コンクール」への参加に関する質問に対する答弁書

参議院議員福島みずほ君提出公教育における「原子力ボスター・コンクール」への参加に関する質問に対する答弁書

参議院議員福島みずほ君提出公教育における「原子力ボスター・コンクール」への参加に関する質問に対する答弁書

官報(号外)

加児童・生徒数、応募作品数」については、平成十八年度から平成二十年度までの「参加学校数」及び平成十八年度から平成二十二年度までの「参加児童・生徒数」については把握しているが、それ以外の数及び金額については、文部科学省のホームページに掲載しているところであります。

二及び三について

お尋ねについては、例えば、平成二十二年度の原子力ボスター・コンクールについては、財團法人日本原子力文化振興財団が、学校等に対し、原子力ボスター・コンクールが原子力や放射線についての理解と認識を深めることを目的として実施されるものであることを説明の上、作品の募集を行つたところであるが、これを受けて各学校においてどのような対応がなされたかについては把握していない。

四について

これまでの原子力ボスター・コンクールに応募された作品の中には、原子力の危険性を表現した作品もあつたと承知している。

五について

お尋ねについては、中学校学習指導要領(平成十年文部省告示第百七十六号)の社会科において、「核兵器の脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。」とし、また、文部科学省と経済産業省が共同で作成した小中学生向けの副読本において、放射線が健康に与える影響、過去に発生した原子力施設の事故等について記述するなどしているところであり、小中学校において

は、原子力をめぐる問題について適切に指導が行われているものと考えている。

六について

御指摘の「裁定」は、社団法人日本広告審査機構(当時)の判断に基づき行われたものであり、政府として、その内容を評価する立場になく、また、今後の原子力ボスター・コンクールについての検討に影響を与えるものではない。

七について

お尋ねについては、市民団体から文部科学省に対して原子力ボスター・コンクールの廃止を求める意見が寄せられ、文部科学省と当該市民団体との間で、原子力をめぐる問題について意見交換を行うなどしている。

八について

原子力ボスター・コンクールの開催に要する経費は、平成二十三年度予算に計上されているが、今後の原子力ボスター・コンクールの取扱いについては、検討を要するものと考えている。

九について

御指摘の「原子力小論文コンクール」は、独立行政法人日本原子力研究開発機構及び財團法人日本原子力文化振興財団が主催する「中学生小論文コンクール」及び「高校生小論文コンクール」を指すものと思われるところ、これらのコンクールの平成十八年度から平成二十二年度までにおける総費用、参加学校数及び参加生徒数については、文部科学省のホームページに掲載しているところである。

合衆国軍隊構成員等の自動車運転過失致死罪に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年四月一日

参議院議長 西岡 武夫殿 系数 慶子

合衆国軍隊構成員等の自動車運転過失致死罪に関する質問主意書

本年一月十二日午後九時四十三分ごろ、沖縄県沖縄市比屋根六丁目の国道三百二十九号で、米陸空軍販売部所属で在沖縄米空軍軍属の二十代の男性が運転する普通乗用車が対向車線に進入し、沖縄県北中城村出身で愛知県在住の会社員、與儀功貴さん(当時十九歳)の運転する軽自動車に正面衝突し、與儀さんは約五時間後に死亡した。與儀さんは成人式に出席するため帰省中だった。

本件で警察は普通乗用車を運転していた在沖縄米空軍軍属の二十代の男性を自動車運転過失致死罪で那覇地方検察府沖縄支部に送検したが、同支

部は本年三月二十四日付けで不起訴処分とした。本件の不起訴処分に限らず、日本に駐留するアメリカ合衆国軍隊の軍人、軍属等の引き起こす「自動車等による業務上(重)過失致死傷」(刑法犯)及び「道路交通法違反」(特別法犯)は、そのほとんどが不起訴処分となつてゐる。民間団体等の求めた本件に関し、在沖縄米空軍軍属の二十代の男性に対する不起訴処分の理由を明らかにしたうえで、当該処分についての政府の見解を示されたい。

二 本件に関し、取調べの経緯(出頭日時及び場所等)と在日米軍発行の「公務証明書」の提出の有無を明らかにされたい。

三 政府は「公務証明書」なるものを承知しているのか。承知しているのであれば、二〇〇一年から二〇〇八年(平成二十年分までの検察統計資料)に応じ法務省が公開した二〇〇一(平成十三年分から二〇〇八(平成二十年分までの検察統計資料)

ついて、年ごとに明らかにされたい。

四 日米両政府によつて合意された「公務中」の範囲について、詳細に明らかにされたい。

五 二〇〇一年から二〇一〇年までの在日米軍の軍人、軍属等を第一当事者(被疑者)とする「自動車等による業務上(重)過失致死傷」(刑法犯)の件数と、その処分内容(起訴、起訴猶予、嫌疑不十分、第二次裁判権なし、第一次裁判権不行使)の内訳、総件数に占める不起訴の割合(パーセンテージ)について、那覇地方検察庁管内と全国の数字に分けて、年ごとに示されたい。

六 二〇〇一年から二〇一〇年までの在日米軍の軍人、軍属等を第一当事者(被疑者)とする「道路交通法違反(特別法犯で、酒気帯び運転等)重度の交通違反により交通切符又は赤切符が適用されるものの)の件数と、その処分内容(起訴、起訴猶予、嫌疑不十分、第一次裁判権なし、第一次裁判権不行使)の内訳、総件数に占める不起訴の割合(パーセンテージ)について、那覇地方検察庁管内と全国の数字に分けて、年ごとに示されたい。

右質問する。  
参考事項  
参議院議員糸数慶子君提出合衆国軍隊構成員の自動車運転失致死罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 官報(号外)

訴 十人、不起訴(起訴猶予) 百二十二人、不

起訴(嫌疑不十分) 四人、不起訴(第一次裁判権なし) 四十一人、不起訴(第一次裁判権不行

使) 五人、不起訴率 九十四・五パーセント

(3) 平成二十二年 处理人員 二百三人、起

訴 十二人、不起訴(起訴猶予) 百十二人、不

起訴(嫌疑不十分) 四人、不起訴(第一次裁判

権なし) 五十七人、不起訴(第一次裁判権不行

使) 八人、不起訴率 九十三・八パーセント

(2) 全国の地方検察庁の処理人員等

訴 三十一人、不起訴(起訴猶予) 百七十一

人、不起訴(嫌疑不十分) 二人、不起訴(第一

次裁判権なし) 三十八人、不起訴(第一次裁判

権不行使) 六人、不起訴率 八十七・六パーセント

五について  
那覇地方検察庁管内に関しては法務省の資料で確認のできる平成二十年から平成二十二年まで、全国地方検察庁に関しては同省の資料で確認のできる平成十三年から平成二十二年までの間ににおける、合衆国軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族(以下合衆国軍隊構成員等)といふによる自動車等による過失致死傷事件の處理人員、処理の内訳(起訴並びに不起訴のうち起訴猶予、嫌疑不十分、第一次裁判権なし及び第一次裁判権不行使を理由とするもの)及び不起訴の割合(以下「不起訴率」という。)については、(1)及び(2)のとおりである。

(1) 那覇地方検察庁管内の処理人員等  
① 平成二十年 处理人員 百七十五人、起訴七人、不起訴(起訴猶予) 百二十一人、不起訴(嫌疑不十分) 一人、不起訴(第一次裁判権なし) 二十六人、不起訴(第一次裁判権不行使) 十四人、不起訴率 九十五・九パーセント  
② 平成二十一年 处理人員 百九十二人、起訴八十人、不起訴(起訴猶予) 二百六十七人、不起訴(嫌疑不十分) 十二人、不起訴(第

四について  
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)第十七条3(a)(ii)に規定する公務」については、昭和二十八年十月の刑事裁判

内閣総理大臣 菅 直人  
参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員糸数慶子君提出合衆国軍隊構成員等の自動車運転失致死罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十三年四月十二日  
平成二十三年四月十二日  
内閣総理大臣 菅 直人  
参議院議長 西岡 武夫殿  
参議院議員糸数慶子君提出合衆国軍隊構成員等の自動車運転失致死罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官報(号外)

一次裁判権なし) 八十六人、不起訴(第一次裁判権不行使) 十九人、不起訴率 八十二・八 パーセント	判権不行使) 十四人、不起訴率 九十二・九 パーセント
⑤平成十七年 处理人員 五百人、起訴 四 十四人、不起訴(起訴猶予) 二百八十八人、不起 訴(嫌疑不十分) 十二人、不起訴(第一次裁判 権なし) 八十二人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 十七人、不起訴率 八十九・九パーセント	起訴(嫌疑不十分) 九人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十四人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 一人、不起訴率 三十三・二パーセント
⑥平成十八年 处理人員 四百五十九人、起 訴 百二人、不起訴(起訴猶予) 百九十人、不 起訴(嫌疑不十分) 八人、不起訴(第一次裁判 権なし) 七十三人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 十四人、不起訴率 七十三・七パーセント	不起訴(嫌疑不十分) 七人、不起訴(第一次裁 判権なし) 八十四人、不起訴(第一次裁判権不 行使) 十四人、不起訴率 九十一・二パーセント
⑦平成十九年 处理人員 四百人、起訴 三 十人、不起訴(起訴猶予) 二百三十一人、不 起訴(嫌疑不十分) 四人、不起訴(第一次裁判 権なし) 七十八人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 十八人、不起訴率 九十一・七パーセント	不起訴(嫌疑不十分) 一百八十一人、不起訴(起 訴猶予) 七人、不起訴(嫌疑不十分) 五十八人、不起 訴(第一次裁判権不行使) 五人、不起訴率 三十三・九パーセント
⑧平成二十年 处理人員 三百六十三人、起 訴 百五十九人、不起訴(起訴猶予) 五人、不 起訴(嫌疑不十分) 四人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十八人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十八人、不起訴(第一次裁判 権不行使) 十七人、不起訴率 九十四・七 パーセント	不起訴(嫌疑不十分) 一百八十一人、不起訴(起 訴猶予) 七人、不起訴(嫌疑不十分) 五十八人、不起 訴(第一次裁判権不行使) 二人、不起訴率 三十一・七パーセント
⑨平成二十一年 处理人員 三百八十八人、起 訴 百五十九人、不起訴(起訴猶予) 五人、不 起訴(嫌疑不十分) 四人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 三人、不起訴率 三十一・二パーセント	不起訴(嫌疑不十分) 一百八十一人、不起訴(起 訴猶予) 七人、不起訴(嫌疑不十分) 五十八人、不起 訴(第一次裁判権不行使) 二人、不起訴率 二十二・四パーセント
⑩平成二十二年 处理人員 三百八十八人、起 訴 二十人、不起訴(起訴猶予) 二百二十七 人、不起訴(嫌疑不十分) 三人、不起訴(第一 次裁判権なし) 六十八人、不起訴(第一次裁判 権不行使) 十七人、不起訴率 九十四・七 パーセント	不起訴(嫌疑不十分) 一百八十一人、不起訴(起 訴猶予) 七人、不起訴(嫌疑不十分) 五十八人、不起 訴(第一次裁判権不行使) 一人、不起訴率 二十二・四パーセント
⑪平成二十三年 处理人員 三百七十八人、起 訴 二十五人、不起訴(起訴猶予) 二百三十 人、不起訴(嫌疑不十分) 七人、不起訴(第 一次裁判権なし) 七十二人、不起訴(第一 次裁判権なし) 七十二人、不起訴(第一次裁 判権なし)	不起訴(嫌疑不十分) 一百八十一人、不起訴(起 訴猶予) 七人、不起訴(嫌疑不十分) 五十八人、不起 訴(第一次裁判権不行使) 五人、不起訴率 二十二・四パーセント
(1) 那覇地方検察庁管内の処理人員等	
①平成二十年 处理人員 三百八十八人、起 訴 百五十九人、不起訴(起訴猶予) 五人、不 起訴(嫌疑不十分) 四人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 三人、不起訴率 三十一・二パーセント	那覇地方検察庁管内に於ける、合衆国軍隊構成員等による道路交 通法違反の処理人員、処理の内訳(起訴並びに 不起訴のうち起訴猶予、嫌疑不十分:第一次裁 判権なし及び第一次裁判権不行使を理由とする もの)及び不起訴率については、(1)及び(2)のと おりである。
②平成二十一年 处理人員 三百八十八人、起 訴 二十人、不起訴(起訴猶予) 二百二十七 人、不起訴(嫌疑不十分) 三人、不起訴(第一 次裁判権なし) 六十八人、不起訴(第一次裁判 権不行使) 十七人、不起訴率 九十四・七 パーセント	那覇地方検察庁管内に於ける、合衆国軍隊構成員等による道路交 通法違反の処理人員、処理の内訳(起訴並びに 不起訴のうち起訴猶予、嫌疑不十分:第一次裁 判権なし及び第一次裁判権不行使を理由とする もの)及び不起訴率については、(1)及び(2)のと おりである。
③平成二十二年 处理人員 三百八十八人、起 訴 二十人、不起訴(起訴猶予) 一百八十一人、不 起訴(嫌疑不十分) 零人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十四人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 二人、不起訴率 三十一・二パーセント	那覇地方検察庁管内に於ける、合衆国軍隊構成員等による道路交 通法違反の処理人員、処理の内訳(起訴並びに 不起訴のうち起訴猶予、嫌疑不十分:第一次裁 判権なし及び第一次裁判権不行使を理由とする もの)及び不起訴率については、(1)及び(2)のと おりである。
六について	
⑩平成二十二年 处理人員 三百七十一人、起 訴 三十人、不起訴(起訴猶予) 二百五人、不 起訴(嫌疑不十分) 七人、不起訴(第一次裁 判権なし) 八十四人、不起訴(第一次裁判権不 行使) 十四人、不起訴率 九十一・二パーセント	那覇地方検察庁管内に於ける、合衆国軍隊構成員等による道路交 通法違反の処理人員、処理の内訳(起訴並びに 不起訴のうち起訴猶予、嫌疑不十分:第一次裁 判権なし及び第一次裁判権不行使を理由とする もの)及び不起訴率については、(1)及び(2)のと おりである。
⑪平成二十三年 处理人員 三百七十八人、起 訴 二十五人、不起訴(起訴猶予) 二百三十 人、不起訴(嫌疑不十分) 七人、不起訴(第 一次裁判権なし) 七十二人、不起訴(第一 次裁判権なし) 七十二人、不起訴(第一次裁 判権なし)	那覇地方検察庁管内に於ける、合衆国軍隊構成員等による道路交 通法違反の処理人員、処理の内訳(起訴並びに 不起訴のうち起訴猶予、嫌疑不十分:第一次裁 判権なし及び第一次裁判権不行使を理由とする もの)及び不起訴率については、(1)及び(2)のと おりである。
(2) 全国的地方検察庁の処理人員等	
①平成十三年 处理人員 三百八十一人、起 訴 百五十四人、不起訴(起訴猶予) 十人、不 起訴(嫌疑不十分) 一人、不起訴率 三十三・九パーセント	訴(嫌疑不十分) 零人、不起訴(第一次裁判権不 行使) 四人、不起訴率 二十四・八パーセント
②平成十四年 处理人員 四百六十人、起 訴 百八十一人、不起訴(起訴猶予) 七人、不 起訴(嫌疑不十分) 零人、不起訴(第一次裁判 権なし) 七十二人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 二人、不起訴率 三十一・七パーセント	訴(嫌疑不十分) 九人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十九人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 二人、不起訴率 二十八・九パーセント
③平成十五年 处理人員 六百五十七人、起 訴 二百七十三人、不起訴(起訴猶予) 九人、不 起訴(嫌疑不十分) 零人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十四人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 二人、不起訴率 三十一・七パーセント	訴(嫌疑不十分) 十一人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十五人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 三人、不起訴率 二十八・九パーセント
④平成十六年 处理人員 七百十三人、起 訴 二百七十四人、不起訴(起訴猶予) 十人、不 起訴(嫌疑不十分) 二人、不起訴(第一次裁判 権なし) 九十三人、不起訴(第一次裁判 権不行使) 四人、不起訴率 三十七・一パーセント	訴(嫌疑不十分) 八十一人、不起訴(第一次裁判 権なし) 八十一人、不起訴(起訴猶予) 十一人、不 起訴(嫌疑不十分) 三人、不起訴(第一次裁判 権なし) 八十一人、不起訴(起訴猶予) 二十八人、不 起訴(嫌疑不十分) 二十八人、不起訴率 二十八・九パーセント
⑤平成十七年 处理人員 六百六十五人、起 訴 二百六十六人、不起訴(起訴猶予) 十人、不 起訴(嫌疑不十分) 三人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十八人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 一人、不起訴率 三十一・二パーセント	訴(嫌疑不十分) 六十八人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十八人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 一人、不起訴率 三十一・二パーセント
(3) 平成二十二年 处理人員 四百九人、起 訴 七十五人、不起訴(第一次裁判 権なし)	
(4) 平成二十三年 处理人員 三百七十八人、起 訴 二十五人、不起訴(起訴猶予) 二百三十 人、不起訴(嫌疑不十分) 七人、不起訴(第 一次裁判権なし) 七十二人、不起訴(第一 次裁判権なし)	
(5) 平成二十四年 处理人員 三百七十八人、起 訴 二十五人、不起訴(起訴猶予) 二百三十 人、不起訴(嫌疑不十分) 七人、不起訴(第 一次裁判権なし) 七十二人、不起訴(第一 次裁判権なし)	
(6) 平成二十八年 处理人員 六百五人、起 訴 一百六十三人、不起訴(起訴猶予) 六人、不 起訴(嫌疑不十分) 九人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十四人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 一人、不起訴率 三十三・二パーセント	
(7) 平成二十九年 处理人員 六百九十六人、起 訴 二百八十六人、不起訴(起訴猶予) 九人、不 起訴(嫌疑不十分) 五十八人、不起訴(第一次裁判 権なし) 五十八人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 二人、不起訴率 三十三・九パーセント	
(8) 平成三十年 处理人員 五百五人、起 訴 二百七人、不起訴(起訴猶予) 十一人、不 起訴(嫌疑不十分) 五人、不起訴(第一次裁判 権なし) 七十一人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 二人、不起訴率 二十九・九パーセント	
(9) 平成三十一年 处理人員 五百六人、起 訴 二百七十一人、不起訴(起訴猶予) 九人、不 起訴(嫌疑不十分) 三人、不起訴(第一次裁判 権なし) 七十二人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 二人、不起訴率 二十九・九パーセント	
(10) 平成三十二年 处理人員 五百七人、起 訴 二百七十一人、不起訴(起訴猶予) 八人、不 起訴(嫌疑不十分) 十二人、不起訴(第一次裁判 権なし) 六十八人、不起訴(第一次裁判権不行 使) 一人、不起訴率 三十一・二パーセント	

官報(号外)

明治二十五年三月三十日可

平成二十三年四月十五日 參議院會議錄第十号

発行所
二束丁 二番一 東京都〇 独立行政法人 行政 法人 國立 印刷局
虎ノ門四 五丁目
電話
03 (3387) 4294
定価
本体 三三〇円 一部 三四五円